



金 沢 市 公 報

第 3 2 1 5 号の 2

令和 8 年(2026年) 5 月11日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表（第 8 号）

（監査事務局） 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第 5 項の規定により、包括外部監査人 越田圭から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年 5 月11日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	森		一	敏

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

令和 8 年 3 月30日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	森		一	敏

金沢市包括外部監査人 越 田 圭

補助金に関する事務の執行について

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 において、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り市民や団体等に支出することができると規定されており、その執行にあたっては高い透明性の確保とともに、公益性・公平性が強く求められる。

また、金沢市（以下「市」という。）の補助金に関する事務については、平成 18 年度以来、包括外部監査の対象に取り上げられておらず、社会環境が変化する中で、その必要性や効果の検証を客観的に行うことの意義は大きい。

このような状況を鑑みて、補助金に関する事務を精査し、公益性、合規性、経済性、効率性、有効性及び内部統制等の観点から、その交付のあり方等を検証することは、有益であると考え、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法

（1）監査要点

- ① 補助金に関する事務が法令・規則等に使い適切に実施されているか。
- ② 補助金に関する事務が公益上の目的に適合しており、適正に行われているか。
- ③ 補助金に関する事務が経済性、効率性及び有効性を勘案して実施されているか。
- ④ 補助金に関する事務が内部統制の観点から、適切に整備され、運用されているか。

なお、監査要点④にある内部統制とは、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（総務省・令和 6 年 3 月改定）」によると、基本的に、業務の効率性かつ効果的な遂行等の目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいうとされている。

（2）監査手続

「第 4 監査手続」に詳細を記載している。

5. 外部監査の実施期間

令和 7 年 6 月 11 日から令和 8 年 3 月 16 日まで

6. 外部監査の対象年度

令和 6 年度。ただし、必要に応じて過年度及び令和 7 年度の一部についても監査の対象とする。

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	越田 圭
補助者	弁護士	宮本 研太
	税理士	山田 康二

8. 利害関係

市と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

9. その他

報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。なお、単位未満の端数は切り捨てて表示している。

複数の年度における決算数値の推移を記載する場合等、報告書に記載する便宜上、金額単位を変更することがある。具体的には、百万円単位又は千円単位で記載している。なお、決算数値の金額が 0 の場合は「－」と表記しており、決算数値の金額が、表記する金額単位に満たない場合は「0 百万円」又は「0 千円」と表記している。

複数の年度における決算数値の推移を記載した表や過年度の包括外部監査における指摘・意見に言及する場合、年度を省略して表記することがある。例えば、平成 30 年度は「H30d」と、令和元年度は「R1d」と表記している。

第 2 指摘、意見の一覧

1. 指摘、意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考ええる事項をいう。なお、本報告書において、「指摘」は該当がない。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。なお、本報告書において、端的に記載した「意見」があるが、「意見」と併せて記載した、検出事項、問題点及び監査結果まとめを総合的に勘案して「意見」に対する措置を行うと市から回答を得ている。

また、「意見」には該当しないが、「意見」に対する措置を実施するにあたり、参考となると判断した事項は、「参考事項」として記載している。

2. 意見の一覧表

(1) 意見

番号	内容	頁
意見 01	補助金制度の抜本的な見直し	55
意見 02	補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標	55
意見 04	補助金交付要綱の作成に関するルールの整備	57
意見 10	少額零細の補助金	64
意見 11	(財) 石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業における補助金額の見直し	67
意見 13	金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助に関する終期の設定	71
意見 16	金沢青年会議所事業費補助に関する終期の設定	78
意見 27	商店街消費雪置電気料金助成費に関する限度額の見直し	120

補助事業の効果把握に関する意見は、以下の 3 件である。

番号	内容	頁
意見 15	企画一般経費に関する効果の把握	76
意見 28	観光事業助成費に関する効果の把握	125
意見 29	宿泊施設整備費補助に関する効果の把握	127

外郭団体への指導に関する意見は、以下の 11 件である。

番号	内容	頁
意見 17	自主財源の確保に関する指導（金沢国際交流財団）	83
意見 18	職員の時間管理の精緻化に関する指導	83

番号	内容	頁
意見 19	自主財源の確保に関する指導（金沢芸術創造財団）	87
意見 20	自主財源の確保に関する指導（金沢文化振興財団）	90
意見 22	自主財源の確保に関する指導（金沢市スポーツ事業団）	103
意見 24	自主財源の確保に関する指導（金沢勤労者福祉サービスセンター）	113
意見 25	自主財源の確保に関する指導（金沢商業活性化センター）	116
意見 26	金沢商業活性化センターの決算内容の開示に関する指導	117
意見 33	自主財源の確保に関する指導（金沢ボランティア大学校）	137
意見 34	自主財源の確保に関する指導（金沢健康福祉財団）	141
意見 35	自主財源の確保に関する指導（金沢子ども科学財団）	147

補助金の事務の適正化に関する意見は、以下の 10 件である。

番号	内容	頁
意見 03	財産処分の制限に関するフォローアップ	56
意見 05	補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置	58
意見 06	補助金に係る消費税相当額の取扱い	59
意見 07	消費税相当額の取扱いに関する規定の明記	60
意見 08	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表の見直し	60
意見 21	伝統的建造物群保存地区保存対策事業の補助金要望者に対する取扱い	98
意見 23	金沢オクトーバーフェスト開催費補助に関する収支の記載内容	109
意見 30	「金沢そだち」産地活性化支援事業費に関する市税完納要件の確認	129
意見 31	公共事業関連土地改良事業の補助金要望者に対する取扱い	132
意見 32	公共事業関連土地改良事業費に関する市税完納要件の確認	132

過年度包括外部監査にて指摘又は意見のあった事項に関する意見は、以下の 3 件である（本項で従前に記載したものを除く）。

番号	内容	頁
意見 09	協議会等に対する補助金	61
意見 12	石川考古学会誌刊行事業補助における県と市の役割分担	70
意見 14	緑を育て金沢を美しくする会補助における公募制補助金制度の活用	73

第 3 監査対象の概要

1. 補助金の内容

(1) 概要

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができ(地自法第 232 条の 2)。「公益上必要があると認めた場合」は、普通地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することとなるが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。したがって、普通地方公共団体としては、補助を行うに当たっては慎重にその必要性及び効果等について検討をする必要がある。また、地方公共団体と宗教との分離又は地方公共団体の宗教からの独立の確保、並びに公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業への統制を排除するため、宗教団体や慈善団体等への支出は禁止されている(憲法第 89 条)¹。

なお、地方公共団体が補助をする場合に支出するものとして、補助金以外に、負担金、交付金というものがある。この 3 種類の支出は、地方公共団体の決算書において「負担金、補助及び交付金」という歳出として一括して表記されており、それぞれの内容について法令上の明確な定義はないが、以下のように区分して説明されることがある。

負担金…法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの
補助金…一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの
交付金…法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの
(出所：月刊「地方財務」編集局『九訂地方公共団体歳入歳出科目解説』(ぎょうせい))

当年度の監査では、負担金、交付金を監査対象としなかった。その経緯は以下の 3 点である。

・法的義務の違い
負担金や交付金は、前述の定義から分かるように、法令又は契約等により、市が支払わなければならない義務的な経費であると考えられる。具体的には、国・県等との共同事業の分担金、事務委託の対価としての交付金等が該当する。これらは市の判断だけで廃止や減額を行うことが難しいことから、監査による改善の余地が限定的であると判断した。
・対価性の有無
負担金や交付金は、支払うことで具体的なサービスや利益を市が受け取るものであるが、補助金は、反対給付を求めずに支出するものであると考えられる。そのため

¹ 佐藤文俊『逐条地方自治法』784 頁(学陽書房)によると、慈善、教育若しくは博愛の事業のうち、例えば、私立学校振興助成法、社会福祉法等の適用のある教育、福祉等の事業は、公の支配に属しているものとして公金の支出が可能と解されている。

め、補助金は成果が曖昧になりやすく、既得権益化する可能性があるため、重点的なチェックが必要であると判断した。
・行財政改革への効果
補助金は、市が自らの政策判断で見直しや廃止が可能なのが多く、市民生活への影響や改善効果が大きいと判断した。

(2) 補助金に関する見直しの内容

① 経緯

市は、平成 18 年 1 月に、「金沢市行政改革実施計画(金沢市集中改革プラン)」を策定し、平成 17 年度から平成 21 年度に実施した。改革の具体的方策として、「補助金等各種制度の整理・見直し」があり、平成 19 年 3 月 20 日付の市長決裁により、「補助金の見直し基準」が策定された。

② 「補助金の見直し基準」の構成

ア 概要

「補助金の見直し基準」は、基本的事項と具体的事項から構成されている。

イ 基本的事項

基本的事項の内容は以下のとおりである。

- ・補助金の交付は、客観的に見て公益上必要であると認められること。具体的には、以下に該当するものとする。
 - ・地域での住民自治、社会福祉の推進に高い必要性が認められる事業であって、特定の者のみの利益に終わることのないもの
 - ・社会福祉の増進、環境保全又は文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業
 - ・市の施策として推進する事業を、団体・個人に対して奨励しようとするもの
 - ・景観の保全や歴史遺産の保存など市固有のまちづくりの推進に資する事業
 - ・地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要な事業
- ・補助金等の交付に対して、費用対効果が期待できること。
- ・事業活動の目的や内容などが、社会経済情勢に合致していること。
- ・行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

ウ 具体的事項

具体的事項の内容は以下のとおりである。

- ・補助対象の設定
- ・補助期間の設定
- ・補助金額・補助率の設定

イベント・学会等開催費補助金や運営費補助金等の場合は、適正な参加費や会費等の受益者負担を徴収するよう指導し、受益者負担分は補助対象から除くよう留意する。

運営費補助金等の場合は、次年度繰越金の発生状況を把握し、発生している場合は補助金額・補助率の見直しを検討するとともに、可能な限り事業費補助に切り替えるよう留意する。

利子補給にかかる補助金の場合は、その効果を検証し、必要性が低下したものにあっては廃止・縮小を検討するとともに、金利情勢に応じた補助率を設定するよう留意する。

オ 類似制度の見直し
類似している制度は、市民にわかりやすい制度にするため、統合を含め見直しを検討する。

カ 奨励的補助、個人資産に対する補助の見直し
奨励的補助や個人資産に対する補助は、公平性の観点から所期目的・補助期間を明確に設定する。補助期間の経過後は、所期目的の達成度を勘案し、廃止を含め制度の存続意義を検討する。

キ 公平・公正・透明な執行
補助金の適正化と透明度を高めるため、法令その他特別に定めのあるものを除き、条例、規則あるいは要綱で規定するとともに、制度の周知など市民への情報公開に努めるよう留意する。

ク 補助制度の評価と改善
補助制度の適切な見直しを図るため、数値目標その他の効果測定方法を設定するとともに、事前評価や事後評価を徹底し改善に役立てるよう留意する。

ケ 他都市の状況把握
他都市の状況把握に努め、制度内容が他都市と比較し過大な補助金は見直しを検討する。

④ 「補助金の見直し基準」に基づく補助金の各種制度の整理・見直し
平成 23 年度において、「運営費補助金」、「高率の補助金」、「長期の奨励的補助金」を中心に、130 の補助金（約 360, 000 千円）について、補助による成果や収支状況を検証し、制度内容の見直しの検討を実施した。その結果、29 事業の廃止により補助金を 86, 345 千円削減し、計 120 事業の内容を見直した。

- ・補助対象経費の明確化
 - ・類似制度の見直し
 - ・奨励的補助、個人資産に対する補助の見直し
 - ・公平・公正・透明な執行
 - ・補助制度の評価と改善
 - ・他都市の状況把握

次項では、具体的事項の内容に関する補足を加える。

③ 「補助金の見直し基準」の具体的事項の内容に関する補足

ア 補助対象の設定
補助対象は、特定の団体・個人に固定されず、機会均等であるよう留意する。なお、法令により補助対象が明記されている場合は除く。

補助対象者への所得制限の導入や市税完納者に限定する等、補助目的に見合った補助対象要件を付けるよう留意する。

イ 補助期間の設定
同一交付先への長期間の補助は、団体等の自主自立を妨げることから、1 団体等に交付する期間の終期を設定する。交付期間の目安は、原則3年以内とする。

制度補助金の場合は、長期化の弊害を防ぐため、制度自体の終期を設定する。制度期間の目安は、原則5年以内とする。

すでに、終期を経過している補助金については見直しを検討する。

ウ 補助金額・補助率の設定
高額補助は、交付先である団体等の自主自立を妨げることから、補助金額・補助率の引き下げ等を検討する。引き下げを検討する高額・高率補助の目安は、補助率 50%を超えるものとされている。なお、補助金毎に限度額の設定があることから、引き下げを検討する高額の目安は示されていない。

少額補助は、ばらまき補助になりやすく、補助総額に対する効果が低いと考えられるため廃止を検討する。廃止を検討する少額補助の目安は、1 件 5 万円未満かつ補助率 10%未満とする。

国や県の補助に基づく補助は、その事業の必要性を十分検討し事業採択し、合理的な理由がない限り上乗せ・横出し補助は行わないよう留意する。

エ 補助対象経費の明確化
補助対象経費及び算出根拠は明確にするよう留意する。

対象経費に、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は含まず、また、事業に直接関係のない視察費や研修費等も含まないよう留意する。

(3) 補助金に係る規則

① 金沢市補助金交付事務取扱規則

金沢市補助金交付事務取扱規則（以下「市補規」という。）は補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする（市補規第 1 条）。市補規は 21 の本則及び 8 の附則から構成されており、そのうち、本則及び見出しを示すと、以下のとおりである。

第 1 条 《目的》
第 2 条 《用語の意義》
第 3 条 《補助金の交付申請》
第 4 条 《補助金の交付の決定》
第 5 条 《補助金の交付の条件》
第 6 条 《決定の通知》
第 7 条 《申請の取下げ》
第 8 条 《事情変更による決定の取消し等》
第 9 条 《補助事業の遂行》
第 10 条 《状況報告》
第 11 条 《補助事業の遂行に関する指示》
第 12 条 《実績報告》
第 13 条 《補助金の額の確定等》
第 14 条
第 15 条 《是正のための措置》
第 16 条 《補助金の交付》
第 17 条 《決定の取消し》
第 18 条 《補助金の返還》
第 19 条 《延滞金》
第 20 条 《財産の処分の制限等》
第 21 条 《雑則》

市補規において、補助金とは、市が市以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であって、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいう（市補規第 2 条第 1 号）²。

また、市補規の施行に関し、必要な事項が金沢市補助金交付事務取扱規則施行規程（以下「市補規規程」という。）に定められている。市補規規程は 5 の本則及び 2 の附則から構成されており、そのうち、本則の内容を示すと、以下のとおりである。

第 1 条 目的
第 2 条 市補規第 10 条に規定する状況報告の提出

² ただし、扶助的性格を有するものを除く（市補規第 2 条第 1 項第 1 号ただし書）。

第 3 条 市補規第 20 条第 1 項ただし書に規定する市長が定める期間
第 4 条 市補規第 20 条第 3 項に規定する現地調査等の実施時期
第 5 条 現地調査等を行う職員の補助事業者に対する職員証等の提示義務

② 金沢市財務規則

補助金を交付する行為は支出に該当することから、金沢市財務規則（以下「市財規」という。）も遵守して、事務を執行する必要がある。

(4) 補助金に関する事務

① 申請から交付の決定まで

市は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする（市補規第 4 条第 1 項）。

補助金の交付の申請者から、市に対し補助金交付申請書及び添付書類が提出される（市補規第 3 条第 1 項、第 2 項）。補助金交付申請書の記載事項は、以下のとおりである。

・補助年度
・補助事業名
・補助金申請額
・補助事業の目的
・補助事業の内容及び経費の配分
・補助事業実施時期
・補助事業の効果

添付書類は、以下のとおりである。

・補助事業の計画書
・補助事業の収支予算書
・補助事業の実施設計書
・その他市長が必要があると認める書類

なお、補助金交付申請書の記載事項の一部又は添付書類の一部を省略させることがある（市補規第 3 条第 3 項）。

② 交付の決定の通知

市は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知する（市補規第 6 条）。

しておかなければならない（市補規第 9 条第 2 項）。市は、必要があると認める場合は、補助事業の遂行状況を把握するため、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる（市補規第 10 条）。補助事業の遂行の状況に関する報告は、補助事業が建設事業の場合、事業の着手時及び事業実施期間の中間に 1 度、提出させるものとされている（市補規規程第 2 条）。また、必要に応じて補助事業者に対し現地調査等を行うこともある。

④ 補助事業完了後の事務

補助事業者は、市に補助事業実績報告書及び添付書類を提出し、実績報告を行う（市補規第 12 条）。実績報告の際に提出する書類は、補助事業の内容により異なることがある。

市は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する（市補規第 13 条第 1 項）。市は、補助金の額を確定したときは、速やかにその額を補助事業者者に通知する（市補規第 13 条第 2 項）。

なお、以下の場合、市は、市補規第 4 条に規定する補助金の交付の決定と同時に補助金の額を確定することができる（市補規第 14 条第 1 項）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・前年度以前に完了した事務又は事業に対しその実績に基づき補助金を交付しようとする場合・当該年度に 15 日以内の期間において完了した事務又は事業に対しその実績に基づき補助金を交付しようとする場合・前年度以前に利子補給金又は元利償還費補助金の交付決定を受けた借入金に係る当該年度の利子補給金又は元利償還費補助金を実績に基づき交付しようとする場合 |
|---|

また、市は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容、これに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる（市補規第 15 条第 1 項）。

⑤ 補助金の交付

補助金の支払は、交付すべき補助金の額を確定した後に行うのが原則である。

⁷ 工事期間が 3 か月未満のものを除く。なお、建設事業かどうかの判断は、歳出を性質別に分類する際の「普通建設事業費」の内容を参考にしており、施設の新増設・更新等や、施設の効用を増加させる長寿命化工事や耐震化工事などが建設事業に該当することである。

また、補助金の交付の申請をした者は通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 15 日以内に申請の取下げをすることができる（市補規第 7 条第 1 項本文）。一方で、市から補助金の交付の決定を取り消すことができる場合があり、市は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる（市補規第 8 条第 1 項本文）。なお、補助金の交付の決定を取り消すことができるのは、以下の場合に限定される（市補規第 8 条第 2 項）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合・補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合⁵ |
|---|

事情の変更のほか、市は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の規則又はこれに基づき市の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる（市補規第 17 条第 1 項）。市は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない（市補規第 18 条第 1 項）。補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 14.6 パーセント⁶の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない（市補規第 19 条第 1 項、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例第 2 条第 1 項）。

③ 補助事業遂行中の事務

補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。また、補助金の他の用途への使用は認められない（市補規第 9 条第 1 項）。また、補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備

³ 市が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる（市補規第 7 条第 1 項ただし書）。

⁴ 補助金交付の対象となる補助事業が開始されており、すでに経過した期間に係る部分については、取消しの対象外となる（市補規第 8 条第 1 項ただし書）。

⁵ 補助事業者には責任がある事情がある場合は除く（市補規第 8 条第 2 項第 2 号ただし書）。

⁶ 当該納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセントとされる。

現地調査等の対象となる補助事業は、財政課が把握しており、毎年度、財政課から各補助事業の所管課に対して、照会を実施し、現地調査等の実施後、各補助事業の所管課が、財政課に対し、現地調査等の結果報告を実施している。

2. 公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱い

(1) 概要

最高裁平成 24 年 4 月 20 日第二小法廷判決（民集 66 卷 6 号 2583 頁）は、神戸市がその職員を派遣していた公益的法人等及び退職派遣者を在職させていた特定法人に対して派遣職員又は退職派遣者の給与相当額を含む補助金又は委託料を支出したことについて、かかる支出は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「公益的法人等派遣法」という。）の定めに違反する手続的瑕疵があり無効であると判示したものである。令和 6 年度における補助金の事業名を概観したところ、市の財政的援助団体の運営費を対象とした補助金が散見された。そこで、補助金の交付に関する合規性の観点から、当該補助金に、当該財政的援助団体の職務に従事している職員の人件費が含まれていないかどうか検討するため、公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱いを整理することとした。

(2) 派遣職員に対する給与支給と公益的法人等派遣法等

派遣とは、一般に公務員の身分を保有させたまま他の団体等の職務に従事させることを意味する⁹。派遣職員に対する給与支給について、公益的法人等派遣法によれば¹⁰、派遣職員は、派遣時の原職にとどまるが、その職務に従事せずに派遣先団体の業務に従

⁹ 公務員の勤務関係の異動（広義）には、派遣のほか、昇任、転任、兼任、降任、休職、休業などがある（宇賀克也『行政法概説Ⅲ（第 5 版）』412 頁（有斐閣））。

¹⁰ 公益的法人等派遣法には、2 つの類型の派遣についての定めがある。

第 1 は、「公益的法人等」に対して職員を派遣するものである（公益的法人等派遣法 2 条 1 項）。派遣される者は、当該地方公共団体の職員としての身分を保有したまま派遣される。上記に従って派遣された職員のことを派遣職員という。同項は、「任命権者…は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させたため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができ。」と定めている。

第 2 は、特定法人への派遣である。特定法人とは、当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであるり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるとして条例で定めるものという（公益的法人等派遣法第 10 条第 1 項）。派遣される者は、いったん当該地方公共団体を退職する。当該地方公共団体には、派遣期間満了時に改めて当該職員を採用する義務が課されている。上記に従って派遣された者を、退職派遣者という。

ただし、市が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる（市補規第 16 条）。概算払又は前金払が必要な場合は、予め補助事業者に資金計画の提出を求め、概算払が必要なタイミングと必要となる経緯を説明させている。

⑥ 補助事業に係る財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち以下に掲げるものを、市の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされている（市補規第 20 条第 1 項本文）。

・不動産及びその従物
・機械及び重要な器具 ⁸
・その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して「一定の期間」を経過した場合、はこの限りでなく（市補規第 20 条第 1 項ただし書）、財産の種類に応じて、「一定の期間」が以下のように規定されている（市補規規程 3 条）。

・鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物	25 年
・上記の建物以外の建物	15 年
・構築物	10 年
・機械及び重要な器具	5 年

市は、市補規第 20 条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる（市補規第 20 条第 2 項）。

⑦ 現地調査等

市は、補助事業の対象となった財産の利用状況について必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施している（市補規第 20 条第 3 項）。現地調査等の頻度であるが、少なくとも補助金交付後、おおむね 1 年を経過したときに実施し、この場合において、当該補助金を所管する課の長は、市長に現地調査等の結果を報告する必要がある（市補規規程第 4 条）。なお、現地調査等を行う職員は、補助事業者に対し、金沢市職員証規程に基づく職員証又は金沢市消防手帳規則に基づく消防手帳を提示する必要がある（市補規規程第 5 条）。

⁸ 市財規第 235 条第 2 項の「重要物品」を参考に、一点百万円以上のものを対象としていることである。

事し（公益的法人等派遣法第 4 条第 1 項、第 2 項）、その給与は派遣先団体が支給し、地方公共団体は給与を支給しないとされる（公益的法人等派遣法第 6 条第 1 項）。もっとも、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が給与支給可能業務である場合又は給与支給可能業務が派遣先団体の主たる業務である場合は、地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすものと認められることから、その場合に限り、例外的に、地方公共団体は、条例で定めることを条件として、派遣職員に対し給与を支給することができるものとされている（公益的法人等派遣法第 6 条第 2 項）。なお、地方公共団体がその職員を派遣することができるとしている公益的法人等については、公益的法人等派遣法第 2 条第 1 項に規定されている。

（3）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等

公益的法人等派遣法の規定を受けて、市における公益的法人等への職員の派遣等については、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（以下「派遣規則」という。）がそれぞれ制定されている。

地方公共団体がその職員を派遣することができる公益的法人等について定める、公益的法人等派遣法第 2 条第 1 項の規定を受けた派遣条例第 2 条第 1 項は、公益的法人等派遣法第 2 条第 1 項各号に掲げる団体のうち、「本市が基本金その他これに準ずるものの全部又は一部を出資し、かつ、本市の区域内に主たる事務所を有するもので、規則で定めるもの」（派遣条例第 2 条第 1 項第 1 号）、又は「その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であると認められるもので、規則で定めるもの」（派遣条例第 2 条第 1 項第 2 号）との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができると規定する。そして、これを受けて、派遣規則第 2 条第 1 項、2 項において、各別表に掲げる団体が職員派遣を受けることができるものとして定められている。

各別表に掲げる団体は、以下のとおりである。

派遣規則別表第一
・公益財団法人石川県音楽文化振興事業団
・公益財団法人金沢芸術創造財団
・公益財団法人金沢文化振興財団
・公益財団法人金沢国際交流財団
・一般財団法人石川県民ふれあい公社
・公益財団法人金沢コンベンションビューロー
・公益財団法人金沢ボランティア大学校
・公益財団法人金沢健康福祉財団
・公益財団法人金沢子ども科学財団
・公益財団法人金沢スポーツ事業団
・公益財団法人金沢市水道サービス公社
・一般社団法人石川県金沢食肉公社

・公立大学法人金沢美術工芸大学
派遣規則別表第二
・公益財団法人石川県国際交流協会
・一般社団法人金沢港振興協会
・公益社団法人金沢市シルバーク人材センター
・全国市長会
・社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
・一般財団法人地域創造
・公益財団法人全国市町村研修財団
・一般社団法人金沢市観光協会
・一般社団法人金沢クラフトビジネス創造機構
・地方税共同機構

（4）派遣職員の人件費の支給方法

派遣職員の給与の支給方法は、市提供資料によると、①派遣先団体が支給する方法（市の給与に関する規程と均衡を失しないように定められた派遣先団体の報酬に関する規程に定める方法による）か、②市が一部給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当等）を支給し、派遣先団体がその他の給与（通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、勤勉手当等）を支給する方法（市の給与に関する規程と均衡を失しないように定められた派遣先団体の報酬に関する規程に定める方法による）のいずれかによるとされており、派遣先団体ごとに①又は②のいずれかの方法が適用されている。

（5）職務専念義務の免除による公益的法人等における職務への従事

市の職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市がなすべき責任を有する職務にのみ従事しなければならない（地方公務員法第 35 条）。市は、地方公務員法第 35 条の例外規定として、職務の服務等に関する条例及び職員の服務等に関する条例施行規則を定め、職務専念義務が免除できる場合を明記している。

職務専念義務を免除できるのは、以下のいずれかの場合である（職務の服務等に関する条例第 19 条第 3 号、職員の服務等に関する条例施行規則第 23 条第 1 号から第 8 号）。

職務の服務等に関する条例第 19 条第 3 号
・研修を受ける場合
・厚生に関する計画の実施に参加する場合
・前記の 2 つの場合のほか、これらに準ずると任命権者が認める場合
職員の服務等に関する条例施行規則第 23 条第 1 号から第 8 号
・地方公務員災害補償法第 51 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により補償の審査を請求し、又は同法第 60 条の規定に基づき報告若しくは出頭をする場合

3. 市の決算における補助金等の状況

(1) 総括

市の決算において、補助金は、負担金、補助及び交付金に含まれている。そこで、令和 2 年度から 令和 6 年度までの市の一般会計における負担金、補助及び交付金の支出額と構成比の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

節名	R2d 支出額	R3d 支出額	R4d 支出額	R5d 支出額	R6d 支出額
負担金、補助及び 交付金	71,196	34,971	39,047	32,715	32,912
その他	156,397	179,185	199,198	170,114	177,235
合計	227,594	214,157	238,245	202,830	210,147

(出所：金沢市歳入歳出決算書 附属書 歳入歳出決算事項別明細書)

(単位：％)

節名	R2d 構成比	R3d 構成比	R4d 構成比	R5d 構成比	R6d 構成比
負担金、補助及び 交付金	31.3	16.3	16.4	16.1	15.7
その他	68.7	83.7	83.6	83.9	84.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所：金沢市歳入歳出決算書 附属書 歳入歳出決算事項別明細書)

負担金、補助及び交付金の構成比は令和 2 年度から 令和 6 年度まで 15.7%から 31.3%の範囲で推移しており、令和 2 年度が 31.3%と最も高かった一方で、令和 6 年度が 15.7%と最も低くなっている。

- ・ 地方公務員法第 46 条の規定により、勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合
 - ・ 地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定により不利益処分についての審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
 - ・ 地方公務員法第 55 条第 11 項の規定により、当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
 - ・ 職員からの苦情相談に関する規則第 6 条の規定により、事情聴取、照会その他の調査に応ずる場合
 - ・ 国又は地方公共団体等が行う研修会、講習会、その他これらに類するものの講師として出席する場合
 - ・ 職務と関連のある国又は地方公共団体及び市行政の運営上、特に必要があると認められる団体の役職員としてその職務に従事する場合
 - ・ その他任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員については、金沢市教育委員会）が前記の 7 つの場合に準ずると認める場合

(2) 科目別の状況

令和 2 年度から令和 6 年度までの市の一般会計における負担金、補助及び交付金の推移を科目別に示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)						
科目名	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d	
議会費	75	80	90	81	94	
総務費	46,487	1,600	1,453	1,605	1,518	
民生費	10,672	19,583	13,310	17,224	16,038	
衛生費	886	1,499	9,610	952	1,083	
労働費	169	146	133	128	174	
農林水産業費	920	861	818	897	1,045	
商工費	2,302	1,810	4,426	2,379	2,681	
土木費	7,711	7,276	7,096	7,070	7,382	
消防費	239	271	358	317	454	
教育費	1,689	1,801	1,749	2,049	2,205	
災害復旧費	-	-	-	7	233	
公債費	-	-	-	-	-	
諸支出金	41	38	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	
支出済額合計 ¹¹	71,196	34,971	39,047	32,715	32,912	
予算現額	75,049	41,554	43,362	37,785	37,223	
翌年度繰越額	2,179	4,895	1,029	3,307	1,986	
不用額	1,673	1,686	3,285	1,762	2,325	

(出所：金沢市歳入歳出決算書 附属書 歳入歳出決算事項別明細書)

負担金、補助及び交付金の支出済額合計は令和 2 年度から令和 6 年度まで 32,715 百万円から 71,196 百万円の範囲で推移しており、令和 2 年度が 71,196 百万円と最も高額となっている。これは、国庫支出金を財源とした、新型コロナウイルス感染症対策としての市民への特別定額給付金給付事業の執行により総務費が 46,487 百万円と増加したことが主な要因である。令和 6 年度の支出済額合計は 32,912 百万円であり、令和 5 年度の支出済額合計 32,715 百万円に次いで少額となっている。

¹¹予算現額から翌年度繰越額及び不用額を差し引くと、支出済額合計に一致する。

第 4 監査手続

1. 概要

(1) 過年度包括外部監査にて指摘又は意見のあった補助金

市の平成 13 年度包括外部監査における特定の事件は「補助金について」、平成 18 年度包括外部監査における特定の事件は「補助金等の事務の執行等について」であり、市は、当該監査の結果等を受けた措置を講じてきた。平成 19 年度以降の包括外部監査においては、補助金等が特定の事件とされた事例はなかった。そこで、平成 13 年度包括外部監査及び平成 18 年度包括外部監査の結果等に対する措置を通読したところ、当年度包括外部監査を実施する時点であっても未措置とされているものが散見された。そこで、過年度包括外部監査にて指摘又は意見のあった補助金については、未措置のものを主な監査対象とすることにした。

(2) 令和 6 年度における補助金

令和 6 年度における補助金について、市から事業単位で以下の事項が入力されたデータ（以下「令和 6 年度補助金データ」という。）を入手した。

・管理番号
・所管課の管理コード
・所管課の名称
・事業名
・交付件数
・合計金額
・市単独か、国・県の負担もあるか
・備考

令和 6 年度補助金データを母集団として、以下の事項を総合的に勘案して監査対象を抽出した。

・特別会計で行われる事業に関連するものは除いた
・市単独事業を中心とした
・過年度包括外部監査で指摘又は意見があった補助金について抽出（特別会計関連は除く）
・事業名称から補助目的が不明確であると監査人が判断したものを抽出
・金額が多額であるものを機械的に抽出したわけではなく、市民の関心が高いと監査人が判断したものは少額であっても抽出

このうち、財源が国の負担となっているかどうかという点は、地方財政法に規定があるかどうかを考慮した。

地方財政法の規定を要約すると、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
		全体の中から該当する部分のみを抜粋した報告であったり大項目のみの報告であったり金額の入っていない事業概要の報告のみであったりしており、また交付先からの報告を特段の検討なしに受入れているケースもあり、実績管理が十分に為されているのかどうか疑問が残るところである。今後、実績報告における収支報告書のあり方を改善、周知し、補助金の実績管理を十分なものとし、その有効性の測定の一助とすべきである。	
H13d-意見02	協議会等に対する補助金について	特定の政策目的等の実現のため、協議会等を設けて活動を行っている。多くの場合、これらの事務局は市役所内の関係課におかれ、又その事業費の大部分は補助金でまかなわれているケースが大半である。本来市が直接執行すべきところ、諸般の事情により補助金として執行しているものと思われるが、その管理は直接執行と同様のレベルで行われるべきであり、十分な管理指導が求められる。	未措置
H13d-意見03	租察費用等について	補助金による租察等の旅費、懇親会費等の負担については、必要かつ妥当な範囲内のものが求められる。	平成19年3月20日策定の「補助金の見直し基準」の中で、「対象経費に、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は含まないこと。また、事業

- ・第 10 条《国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費》

・第 10 条の 2《国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費》

・第 10 条の 3《国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費》

・第 10 条の 4《地方公共団体が負担する義務を負わない経費》

このような国庫補助事業に関する経費の種類、算定基準、国と県の負担割合は法律又は政令で定められることとなっている（地方財政法第 11 条）。

財源が国・県の負担となっている事業の取扱いについて、財源における国・県の負担割合が大きければ大きいほど、市の裁量の働く余地が狭まる可能性があると判断したことから、予算における財源の全額が国・県の負担となると考えているとされる事業は監査対象から除外した。

2. 過年度包括外部監査にて指摘又は意見のあった補助金
(1) 監査対象の抽出及び抽出した補助金に対する監査手続

① 平成 13 年度包括外部監査にて意見のあった補助金

平成 13 年度包括外部監査は、特定の事件が複数あり、補助金については、指摘 0 件、意見 18 件という結果であった。平成 13 年度包括外部監査報告書には、意見に係る番号が設けられていなかったことから、包括外部監査人が当年度の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。

ア 平成 13 年度包括外部監査における意見

平成 13 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名、意見の内容、措置の内容を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H13d-意見01	補助金の実績報告のあり方について	団体の運営に関する補助やイベント・研修等への補助においては、成果物の把握が困難であり、収支報告が実績管理において重要なものとなる。しかしながら現状は各課にばらつきがあるものの、実績報告がラウンドの数字で報告されていたり予算書と同額で報告されていたり	補助金額の確定審査が不十分な補助金について、領収書、写真等の添付等により審査を行うよう、個別に指導した。また、成果指標の設定の無い補助金について、ヒアリングを実施し、可能なものは数値目標を設定するなど、今後、効果・成果を検証するよう指導した。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
		の財政の一体的運用という面から基金の取崩等を含めた検討も必要であらう。又、財政等の財政的基盤が本来意図したものでなくなっている以上、これを独立行政法人化し、評価目標を定め、全額補助金として運営する等の検討もこれからは必要でなかろうか。	
H13d-意見06	補助金に消費税を含めることについて	補助金の交付先が、消費税の原則課税の普通法人、個人事業者については、消費税を含めた補助金の総額が課税対象外収入とされるのに対し、補助金で取得した物品等の対価は課税仕入とされるため、消費税相当分が交付先企業等で課税所得となり、又仕入税額控除の対象となり、公平さを欠くことになり検討を要する。	未措置
H13d-意見07	課税所得が黒字の団体への補助について	要綱に基づく補助金は別として、予算措置に基づく補助金の交付先に補助金を相当上回る課税所得を計上している団体があり、その必要性、有効性の検討を行う必要がある。	未措置
H13d-意見08	繰越金を有する団体等への補助について	補助金の交付先の中には多額の繰越金を有している団体等が見受けられた。金沢市も多額の繰越金のある団体等からの補助金交付申請に対しては、繰越金を使用するよう指導しているところではある	未措置

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H13d-意見04	財団法人、社団法人の運営費補助について	かの検討を行ない、又具体的成果についての報告を求める等の指導監督を行うべきと思料している。 補助金は、補助事業者が行なう事務事業に対して公益的見地からこれを助成するものに対し、委託料は、本来市が行なう事務事業を財団等に委託する場合の費用である。 現在、補助金として交付されているものの中には委託料としての取扱いがより妥当と思われるものもあり、その検討が必要である。	に直接関係のない視察費や研修費等も含まないこと。」とする本市の基準を定め、補助金所管課に対して適正な運用を行うよう指導を行った。 指定管理者制度の導入や、新公益法人への移行に合わせ、各法人の自主事業や委託事業の内容を精査し、必要な事業について、補助金から委託料への振替など必要な予算措置を行うこととした。
H13d-意見05	財団法人、社団法人の運営費補助について	本来財団は、その有する財産の運用益でもって、又社団は構成員よりの会費収入等でその事業費をまかなうものとしていた。しかし、現実的にそういった収入で運営を行っている財団等は少なく、その大部分を市からの収入に依存しているのが実情である。財団等で相当額の基金を有しているものもあるが、これらの運用益は微々たるものであり、到底事業費をまかなえられないものではない。又財団等の事業は、市の行政の代行が大半であり、そういった意味では行政そのものと解される。そうであれば各財団等で固定化した基金を有する必要性はなく、市	財団等が所有する基金については、新公益法人への移行に合わせ、その位置づけを整理し、特定の事業に充てるために取り崩す基金については、法律に基づき「交付者の定めた使途に充てるために保有している財産」と位置づけ、必要に応じて取り崩すこととした。 また、独立行政法人化については、2008年12月に公益法人制度改革関連3法が施行されたことから、各財団等の設立目的を踏まえ、全ての財団等を公益法人へ移行することとし、合わせて、健全化に向けた自主的な改革を促すために、各団体において「経営改革実施計画」を策定し、その実践に取り組むこととした。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H13d-意見11	M祭り開催事業費補助金、桜まつり開催事業費補助金	これら 3 つのまつりは、(株)金沢商業活性化センター (TMO) が窓口となって地元商店街及び行政機関をまとめ、イベントが実施されているが (1,015 千円)、TMO には別途運営費補助が行われており、当該事務手数料の徴収は形を変えた運営に対する補助と考えられ、補助金の統一的な執行の検討が望まれる。	TMO 役員及び事務局との協議の結果、今年度事業から事務手数料を徴収しないこととした。
H13d-意見12	活性化モデル商店街支援事業補助金	当該補助金は、Y 商店街が平成12年度に開催した種々のイベントの実施を補助したものであるが、交付先から実績報告を調べたところ、当初の申請にはなかった平成13年3月の「春の感謝セール」及び、平成12年10月の「U まつり2000」に補助金が使用されていた。この種の補助金は個々のイベント事業の積み上げというよりむしろ趣旨に合う致するイベント事業への総額補助としての実務上の取扱いは理解できず、補助事業の金額、実施時期、内容等に変更があった場合は、原則どおり変更申請手続きを行うべきである。	Y 商店街振興組合に対し、補助事業の内容に変更があった場合には変更申請手続きを行う旨、指導した。なお、13年度の本事業については、補助申請内容と対象内容に変更はなかった。
H13d-意見13	私立保育所親子のびのび広場事業補助	当該補助金が、別の補助事業である地域活動補助事業の 1 つとして、親子育て交流事業を実施している保育	地域活動費補助は、地域の特性に応じた保育活動を推進するもので、国の要綱で事業を明記しており、親子のびのび広場事業費補助は、講習会、教室等の実施により子

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H13d-意見09	少額零細の補助金について	が、中には現状の活動内容では傾向的に補助金があり、個々の補助金の必要性、有効性の検討が必要である。 補助金の中には、補助対象事業費に比し、極めて少額零細の補助がある。多くの場合、事業費全体の中に補助金の使途が埋没しており、中には算定根拠も不明のまま長年交付され続けているものもあり、終期の設定や廃止も含めて、補助の有効性を再吟味すべき時ではないだろうか。	未措置
H13d-意見10	フードピア金沢 2001 開催事業等 3 件	1 補助対象事業費の重複 (財)金沢コンベンションビュローの補助事業について、同一事業費に重複して補助金が交付されているような誤解を与えるため、補助対象事業費が明確になるよう交付申請書を検討する必要がある。 2 収支決算報告について (財)金沢コンベンションビュローの収支決算報告における余剰金の取り扱いについて、出納帳との照合を正確にすると共に余剰金があることについて関係団体と再検討すべきである。	1 重複して補助金を交付しているのではなく、補助対象事業と異なるのが、補助対象事業と異なる収支報告書の作成であった。平成14年度は、適切な記載をするよう指導する。 2 次期繰越金でありながら収支決算書に明示していなかった。平成13年度の決算から余剰金の記載を明確にし、正しく執行するよう指導する。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
	費補助	として、社会福祉医療事業団借入金支払利息の全額補助を目的とする助成制度が決裁を受け内部承認された。それ以降毎年、特別養護老人ホーム建設に係る用地取得の助成として、社会福祉医療事業団借入金支払利息の全額補助が行われている。平成5年度以降用地を取得して、用地取得資金借入償還費補助を受けようとする一定の社会福祉法人について適用するものであれば、要綱制定の必要性を検討する他、その制度の周知を行うべきと思われる。	療機構からの借入金について償還補助していたが、平成18年度より新規の支援を廃止した。
H13d-意見17	(財)金沢総合健康センター健康増進事業運営費補助	平成12年度において補助の対象とした、財団法人金沢総合健康センター一般会計の中に、同センター特別会計が負担すべき租税公課が含まれていた。交付先が収益事業も営む法人である場合、予算措置によって、その管理運営費の全額を補助するときは、対象とすべき事業費の中に収益事業経費が含まれていないかどうかの検討が必要である。	租税公課については、当該年度の収益事業に係る特別会計から支出する方式に改め、補助金交付の対象となる管理運営費(一般会計)からは除外されている。
H13d-意見18	金沢市納税協力会連合会運営費補助	(1)税金に対する理解を深め、市税の円滑な納付に資するための納税協力会の今日における存在意義につき、これまで果たしてきた役割、効用は一定の評価	(1)個人のプライバシー保護については、各納税協力会における会則などにより、会員相互の理解を得て運営されているものと考えている。 (2)金沢市納税協力会連合会への補助金は、納税思想の普及啓蒙の

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H13d-意見14	少子化対策臨時特例交付金私立保育所環境充実事業	所に対する補助の上乗せ的な補助金となってしまうっており、親子子育て交流事業としては、事業費の約8割が補助として支給されている。保育所負担分、補助対象外経費を含めても、親子のびのび広場事業補助金を上乗せることで、補助金の余剰が発生している。補助金の執行の厳密さと補助の整理統合が望まれる。	育てを支援するもので、それぞれ別の事業である。補助金については、適正に執行されるよう指導していく。
H13d-意見15	精神障害者家族会運営事業補助について	各グループに対し、人件費の1/2及び家賃の1/2を基礎として補助しているが、人件費が補助金の2倍に満たないグループが2グループあり、交付時点では、算定基礎どおりに支給されているが、実績報告において算定基礎と違っているも清算払い屋しをしておらず、実態的には定額支給となっており、実体に合致するよう補助対象経費の見直しが必要である。	平成13年度に、県の補助基準改正に伴い人件費及び事業費の1/2補助としたもので、指摘の件については、平成14年度より補助基準のとおり補助対象経費を特定し、適正に執行している。
H13d-意見16	特別養護老人ホームTKT用地取得資金借入償還	平成5年4月1日に特別養護老人ホーム建設に係る用地取得の助成	特別養護老人ホームなど老人福祉施設の整備を促進するため、用地取得費や施設建設費に係る福祉医

管理番号	事業名等	指摘の内容	措置の内容
			し、補助金として直接負担すること は廃止した。
H18d- 指摘02	金福ゆかりの 集い助成費	長期に亘り継続されてきた、こうしたイベントへの補助については補助事業の内容を見直すか、或いは廃止・縮減を検討すべきである。	交流会の経費や運営について見直しを図ることで、補助金額を縮減するとともに、新たに、会員の増加やネットワークの拡大と年間を通じた交流を目的とした、同市ゆかりの地を巡る探訪ツアーを開催するなど、事業内容を見直した。
H18d- 指摘03	観光事業各種 団体助成費	補助金交付団体としての適正が薄れている。	平成21年度より運営費補助金を廃止した。
H18d- 指摘04	観光事業助成 費	交付要綱の作成が必要である。	未措置
H18d- 指摘05	商店街振興イ ベント事業費 補助	補助金が固定化しており補助目的の達成可能性に疑問がある。	本事業は、地域の消費者と商店街とを結ぶ重要な事業であり、これまでも見直しを行いつながら、適正な執行に努めてきた。平成19年度においても、補助金が固定化しないよう「頑張りまっし商店街支援事業」、「地域商店街りくつな商店奨励事業」など事業の改編を行った。今後も、集客目標の設定及び達成状況の確認を行うなど、より効果的な事業が行われるよう補助事業者への指導に努めていく。
H18d- 指摘06	金沢商工会議 所小規模事業 費補助	金沢商工会議所全体では大幅な収支黒字であり、補助金の必要性を再検討すべきである。	当該事業は、本市経済を支える中小企業への経営や融資の相談業務を行っており、その結果として、中小企業の経営改善が行われることは、本市経済の活性化につながるものである。具体的には、融資制度の提案の際、本市制度融資の説明や紹介を行うとともに、東市協調制度である小口資金の申請の際には、受付から審査までを担当していることなどからも、補助金の必要性は高いものと認められた。平成19年度において、算定方法について検討を行ったが、中小企業相談所職員が兼務して様々な業務を行っていることから、特定の業務を補助対象にすることは難しく、また、他都市の状況についても調査を行ったところ、本市と同様の取扱いであった。引き続き、算定方

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
		を行うものであるが、個人のプライバシー保護の面からも再検討すべき時期ではないか。 (2) 協力会に加入していない一般納税者との公平性の観点より、さらに別途協力会に支給されている奨励金を考慮すれば、この種の補助金の終期を検討することも必要と史料される。	ために交付しているものである。 現在、収入率向上のために様々な施策を施し、特に口座振替の普及に力を注いでおり、この状況を見ながら引き続き補助金のあり方について検討を重ねたい。

以上のように、意見に対して措置されたものが大半であったが、一部未措置のものがあった。そこで、未措置とされている意見について対応状況に関する補足説明を求め、検証を実施した。

② 平成 18 年度包括外部監査にて指摘又は意見のあった補助金

平成 18 年度包括外部監査は、指摘 17 件、意見 34 件という結果であった。平成 18 年度包括外部監査報告書にも、指摘・意見に係る番号が設けられていなかったことから、包括外部監査人が当年度の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。

7 平成 18 年度包括外部監査における指摘

平成 18 年度包括外部監査における指摘について、管理番号、事業名、意見の内容、措置の内容を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	指摘の内容	措置の内容
H18d- 指摘01	競馬関連団体 補助金	金沢競馬の存続には収支の改善が不可欠であるが、それが困難であれば廃止すべきである。	金沢競馬においては、平成18年12月の金沢競馬検討委員会からの最終提言に基づき、平成21年度までの3年以内の黒字化を目指して、経費の一層の削減や他地域の競馬場との連携強化をはじめとする各種振興策に取り組んでいるところである。なお、競馬関連団体補助金については、事務の簡素化の一環として平成19年度より石川県との競馬運営に係る共通経費負担金に相当額を含めることと

管理 番号	事業名等	指摘の内容	措置の内容
			25%から10%に変更し、補助金額を削減した。
H18d- 指摘16	私立保育所運営費補助、特別事業促進費補助	補助金のうち市単独で実施しているものについて、交付基準等を再検討し、補助金の減額を考慮すべきと考える。また市単独の補助金は3年程度の終期設定をし、その都度補助金の必要性を検討すべきである。	平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることを踏まえ、公定価格に組み込まれる費用を分析し、給与等改善費補助や小規模保育所運営特別対策費補助などを平成26年度限りで廃止したほか、保育士定数改善費補助の補助額を減額するなど、市単独補助事業の見直しを図った。本市は、国の基準を超えた教育・保育を求めていることから、一律に終期を設定することは困難であるが、今後とも、国の制度改正の動向を注視するとともに、補助金の見直し基準も踏まえて、市単独の補助金の必要性やその終期を検討する。
H18d- 指摘17	(財) 金沢総合健康センターの一運営費補助	財団法人金沢総合健康センターの全体の収支から見ても、補助金交付額を見直す必要がある。	財団法人金沢総合健康センターへの補助金については、その収支状況から交付額を見直し、平成18年度予算額67,794千円に対し、平成24年度当初予算額では14,018千円と約8割を削減した。

以上のように、指摘に対して措置のされたものが大半であったが、一部未措置のものがあった。そこで、未措置とされている指摘について、対応状況に関する補足説明を求め、検証を実施した。

イ 平成 18 年度包括外部監査における意見

平成 18 年度包括外部監査における意見について、管理番号、事業名、意見の内容、措置の内容を示すと、以下のとおりである。

管理 番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H18d- 意見01	金沢市観光協会助成費	金沢市観光協会の事務局の構成を再考すべきである。	平成20年度から、金沢市観光協会に観光業界に精通する民間事業出身者を観光専門員として雇用することとした。
H18d- 意見02	金沢市観光協会助成費	補助金のあり方を運営費補助から事業費補助に切り替えるべきである。	平成20年度から観光業界に精通する民間事業出身者を観光専門員として採用し組織の強化を図ったところであり、今後、観光協会が自主財源を確保し、主体的に事業運営す

管理 番号	事業名等	指摘の内容	措置の内容
			法などについては検証し、適宜見直しに努めていく。
H18d- 指摘07	横安江町商店街まちなみ整備事業費補助	工事業者との契約価格が市の単独審査価格より高い傾向にある。	当該事業は、平成18年度で完了しているが、これまで改装費等への補助については、市で単価審査を行い、事業者が審査価格を示すなど、適正な価格で事業が行われるよう指導してきた。今後も、数社から見積りを取りなど、適正な価格で契約するよう指導に努めていく。
H18d- 指摘08	金沢子ども科 学財団運営費 補助	財団の財政状況からみて、市からの財政的支援の軽減を検討すべきである。	財団の平成19年度予算で「子ども科学振興基金」を取り崩し、財団主催事業の原資とすることで、市からの財政的支援を軽減した。
H18d- 指摘09	金沢まちづくり財団補助	次年度繰越金が発生しており、緑化基金及び運用財産積立預金など不要不急の積立金がある財団法人への運営費等補助金であり、早急に補助金額の見直しを検討しなければならない。	平成21年度予算策定において、補助金額の見直しを行い、派遣職員1名の減員及び、緑化推進担当の嘱託職員1名に対する補助金額の減額を図った。
H18d- 指摘10	高砂大学校同窓会育成費	将来の自主運営を前提とし、補助金の終期設定をすべきである。	未措置
H18d- 指摘11	教職員厚生協会補助	財団法人の収入による自主運営が可能と考えられる。	補助団体に対し、事業の削減や掛金の見直し計画の策定を求めた結果、自主運営が可能となるよう事業見直しを行うとの回答を得たため、平成20年度より補助金を廃止することとした。
H18d- 指摘12	(財) 石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業	補助金額の見直しが必要である。	未措置
H18d- 指摘13	文化事業助成費	補助金の算定基準を明確にする必要がある。	未措置
H18d- 指摘14	文化事業助成費	要綱等を整備し、補助対象事業を明確にすべきである。	未措置
H18d- 指摘15	金沢市福祉サービス公社運営費補助金	平成19年度から公社の収支状況を見慮して、事務局費への補助割合を	

管理 番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
			替えるなど改善を行った。
H18d- 意見11	金沢勤労者福祉サ-ビスセンター運営費補助	託事業へ切り替えるべきであり、その他の人件費補助も可能な限り、事業費補助へ切り替えるべきである。	平成19年度から、国庫補助金交付要綱(中小企業勤労者福祉事業費補助金交付要綱)に基づき、市補助金を算定(国庫補助金と同額)しており、算定根拠を明確化した。
H18d- 意見12	金沢勤労者福祉サ-ビスセンター運営費補助	実現性の高い自立化計画を策定し、補助金の終期設定をすべきである。	未措置
H18d- 意見13	労働者団体等補助金	補助金交付に関する要綱等及び算定根拠を明確にすべきである。	未措置
H18d- 意見14	金沢市シルバ-人材センター運営費補助	補助金交付に関する要綱等を整備すべきである。	国庫補助金交付要綱(高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱)等に基づき、市補助金を算定しており、算定根拠は明確化している。
H18d- 意見15	(財)金沢芸術創造財団ホール自主事業補助金	実施する自主事業内容の見直しが必要である。	自主事業については、公益性の高い「参加・育成型」を中心に実施することとし、内容の見直しを行った。
H18d- 意見16	老人福祉施設建設事業費補助	現状の基準で補助対象者を今後も決めていくと少数事業者による寡占状態になってしまいうおそれがある。補助対象者選定基準の再検討を望みたい。	安定的な経営が確保でき、質の高いサ-ビスを提供できる事業者を選定するという観点から選定基準自体の変更は難しいが、平成18年度にはホームページ等で公募を周知する等新規参入を促進するための改善を行った。今後は、次回公募時に向けて、更に新規参入を促進するための取り組みを研究していく。
H18d- 意見17	休日保険薬局制度補助	終期設定が必要である。	従来の歯科のみの応需体制への補助は、平成19年度で廃止する。また、平成20年度からは、新たに医科の応需を実施するとともに、薬と薬局に関する広範な情報提供体制を整えるなど、サ-ビスの向上と対応の強化を図った制度に見直すこととした。
H18d- 意見18	企業立地助成金	補助対象者を選定する基準を定期的に見直すルールが必要である。	企業立地助成金については、その執行にあたり補助基準を定めて適正に運用するとともに、類似都市の状

管理 番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
			ることが、中長期的に可能になった時点で、事業費補助に切り替えた
H18d- 意見03	金沢商工会議所小規模事業費補助	補助対象を明確化し、市単独補助金としての算定方法や効果測定が必要である。	H18d-指摘06参照
H18d- 意見04	中心商店街賑わい創出事業費補助	類似の補助金との関係性を整理する必要がある。	類似の「商店街ふれあい推進事業」と整理統合し、「商店街賑わいイベント事業」として中心市街地の定義を明確化し、要綱の整備を行った。
H18d- 意見05	貿易振興団体事業助成費	この補助金を市が交付することの必要性ならびに事業そのものの枠組みを見直すことが必要である。	日本貿易振興機構の地域拠点である貿易情報センターへの補助金については、今後、金沢港の水深岸壁整備により、韓国・中国など海外との取引が活発化し、現地情報の迅速かつ正確な把握が求められることから、交付の必要性は高く、平成19年度においても、三つの補助事業を一つに統合し、事業費を削減するなどの見直しを行った。また、本市の負担割合についても、会員数、各種サ-ビスの利用状況等を関係市町と比較するなどの検証も行った。おり、今後も見直しに努めていく。
H18d- 意見06	国際化促進基盤強化助成費	財政的支障が必要とは考えにくい。	(社)石川県鉄工機電協会と協議の結果、助成費の終期を平成21年度とした。
H18d- 意見07	文化事業助成費	県と市における補助金分担の役割を再検討すべきである。	未措置
H18d- 意見08	文化事業助成費	市の補助金がなければ事業遂行が不可能となるか。	未措置
H18d- 意見09	金沢まちづくり財団補助	交付先財団法人に対する基金運用財産等の状況に関する定期的な検査を行うべきである。	平成18年度からは、毎年定期的に財団財産の運用状況について検査を行い、正味財産の確認に取り組んでいる。
H18d- 意見10	金沢まちづくり財団補助	市の事務事業と密接に関連するとして、支出されている公園施設管理の職の委託事業に切り替えた。その他の人件費補助についても、金沢を前提とする、市の委	平成25年度から、指摘があった金沢まちづくり財団への公園施設管理事業費補助については、市(緑と花の緑)の委託事業に切り替えた。その他の人件費補助についても、金沢まちづくり財団の自主財源に切り

管理 番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H18d- 意見24	公共事業関連土 地改良事業費	補助事業者の他の補助 金収入の状況を把握す べきである。	事業施行前の事前打合せの際に、事 業者に対して他者からの補助の有無 を確認することと状況把握に努め ることとした。
H18d- 意見25	木の家づくり奨 励事業費	金沢市が補助すべきも のであるか、検討する 余地がある。	平成19年 3 月に当該事業の補助対 象を「県内産スギ柱」から「金沢産 スギ柱」に変更し、同年 6 月から施 行する旨の制度改正を行った。
H18d- 意見26	私立幼稚園就園 奨励費	保護者が早期に確実な 減免を受けるようにす る配慮が必要である。	平成19年度において、事務手続きを 一部見直し、補助金の支給時期を12 月末から11月末に 1 か月早めた。ま た、平成20年度以降、事務手続きの 見直しをさらに進め、補助金の支給 時期を10月 末に早めるよう対応す ることとした。
H18d- 意見27	私立幼稚園等運 営費補助	支出の適正について監 督が必要である。	私立幼稚園の所轄庁である石川県 が各法人の管理監督のために使用 する収支決算書の写しを、平成20年 7 月に提出させ、補助金収入と補助 対象経費の支出について確認を行 った。今後も、県に提出する収支決 算書を市にも提出してもらい、支出 の適正について監督していくこと とする。
H18d- 意見28	私立幼稚園等運 営費補助	補助金額の算定方法に ついての検討が必要で ある。	教育条件の維持向上が主たる目的 であることを明確化するため、人件 費や教育研究費を多く必要とする 幼稚園に対し、より効果的な補助と なるよう、算定方法の見直しを行 い、平成22年度交付分より幼稚園割 及び学級数割の割合を変更する。
H18d- 意見29	私立幼稚園等運 営費補助	補助金の目的の明確 化、それに応じた補助 方法について検討が必 要である。	教育条件の維持向上が主たる目的 であることを明確化するため、人件 費や教育研究費を多く必要とする 幼稚園に対し、より効果的な補助と なるよう、算定方法の見直しを行 い、平成22年度交付分より幼稚園割 及び学級数割の割合を変更する。
H18d- 意見30	緑を育て金沢を 美しくする会補 助	市民の参画意欲の高い 運動に対しては、行政 サービスに対する参入 機会を提供するために も、企業を含む、より多 くの団体がまちづくり	未措置

管理 番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
H18d- 意見19	こまちなみ保存 修景事業費補助	住民参加の趣旨に則 り、実質的な住民に補 助効果が及ぶよう、住 民からの補助申請以外 は受付できないように 交付要綱を改めるべき である。	況や企業訪問、企業アンケート等に よる企業のニーズを調査の上、毎年 度予算編成時には制度のあり方、内 容について見直しを行っている。そ の結果、平成24年度から新たに流通 業務施設を助成対象に加えること とした。今後とも社会情勢や経済情 勢の変化に合わせ、その内容につい て検討していきたい。
H18d- 意見20	こまちなみ保存 修景事業費補助	補助対象事業のこまち なみ保存団体育成事業 に対しても補助金交付 要綱に関する内規を整 備すべきである。	これまでも住民からの補助申請を 基本としているが、こまちなみの保 存という目的から、補助の目的、効 果について充分な理解を得て、財産 の継承についても担保できる場合 については、住民に限らず補助金を 交付することとしていきたい。ま た、今後は補助制度による効果を広 く公表し、制度への一層の理解が得 られるよう努めていきたい。
H18d- 意見21	寺院等土塀山門 修復事業費補助	補助開始より既に35年 が経過しており、当該 補助制度を継続するの かしないのか検討すべ き時期になっている。	平成18年度に内規を整備し、保存団 体育成事業に係る補助交付期間を 10年から 5 年に見直した。
H18d- 意見22	老朽溜池防災整 備事業費	集落協定地域の判定の 時期にズレが生じてい る。	金沢市は、「歴史に責任を持つまち」 として寺院の土塀・山門等は金沢の 個性を磨き高める歴史的文化的資産 として後代に継承すべきものとし考 えている。また、寺院の土塀等の修 復は頻繁に行われるものではなく、 市内には修復が必要な寺院がまだ 数多く残っているため、現況での補 助制度の終期の設定については、適 当でないと考ええる。
H18d- 意見23	公共事業関連土 地改良事業費	迅速な効果測定が必要 である。	集落協定地域としての判定は、前年 度の予算要望時でなく、予算執行年 度において協定の受益地を確認す ることとし、年度間のズレを解消し た。

No.	補助事業の名称	質問
1	補助事業の名称	
2	根拠法令、条例・規則の名称（補助金の根拠法令、当該補助金特有の条例・規則の名称をお示しいただけますでしょうか。）	
3	補助金交付要綱の有無。要綱の作成がない場合はその理由をお示しいただけますでしょうか。	
4	補助事業の目的	
5	補助金の対象となる経費（財産の取得も含む）・補助率	
6	補助事業の開始年度	
7	補助金の終期を設定している場合は予定年度を、終期を設定していない場合、理由をお示しいただけますでしょうか。	
8	補助事業の制度内容に関する公表方法（例、市のウェブサイト、紙面交付等）公表していない場合、理由をお示しいただけますでしょうか。	
9	補助事業の制度内容について、見直しがあれば、直近で見直しを行った年度及び見直した内容をお示しいただけますでしょうか。	
10	補助事業の公益性について、特定非営利活動促進法第 2 条の別表を前提とした場合、別表の第 1 号から第 20 号のどれに当てはまるのか、お示しいただけますでしょうか。当てはまる項目がない場合は、どのような根拠を基に公益性があるとしているのか、お示しいただけますでしょうか。	
11	補助事業の効果について、定性的な面及び定量的な面の両面から、お示しいただけますでしょうか。なお、定量的な面で、お示しいただけない場合は、その理由をお示しいただけますでしょうか。	
12	補助事業について、補助金の交付以外の手段により、事業目的が達成可能かどうか検討されたことがあれば、お示しいただけますでしょうか。検討されていない場合は、その理由をお示しいただけますでしょうか。	
13	「補助金交付申請書(様式第 1 号)」の提出を受けた際、どのような点に注意して内容を確認しているのか、お示しいただけますでしょうか（金沢市補助金交付事務取扱規則第 3 条）。	
14	補助金交付の申請に係る書類の審査を行う際、どのような点に注意して内容を確認しているのか、お示しいただけますでしょうか。また、現地調査等を行う場合はどのような場合か、具体的にお示しいただけますでしょうか（金沢市補助金交付事務取扱規則第 4 条）。	
15	補助事業の内容の変更等により、「補助事業（変更／中止／廃止）承認申請書(様式第 2 号)」の提出を受けた実績はありますか（令和 2 年度～令和 6 年度）。実績がある場合、どのような点に注意して内容を確認しているのか、お示しいただけますでしょうか（金沢市補助金交付事務取扱規則第 5 条）。	

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容
		市民活動に参加できるように公募制補助金制度の活用も検討してはどうか。	
H18d-意見31	グッドマナー推進費補助	終期を設定し、市民活動としての自立を促す努力をすべきである。	美化重点自主活動事業として11団体に交付している補助金について、平成20年度に一部削減し、平成21年度には廃止する予定とするとなど、自立に向けた改善を図っていく。
H18d-意見32	金沢市スポーツ事業団自主事業補助	「施設管理受託事業」の職員費は委託料として支出すべきである。	平成18年度より、指定管理者制度の導入にあわせ、「施設管理受託事業」の職員費を委託料として支出している。
H18d-意見33	国際機関等との連携による国際協力方策等調査事業補助金	市民への研究、及びその成果に関する情報発信を積極的に行わせるべきである。	平成19年度においては、研究及び成果に関する情報発信のためのセミナー等について、市広報を活用した参加募集を行い、週末の開催に見直したことから、市民の参加者数を増加させることができた。加えて、金沢市や県外で開催される他のシンポジウムやフォーラムへ参加し、研究及び成果を発表するなど、積極的に情報発信を行った。
H18d-意見34	さつまいも貯蔵施設整備事業費	補助金支出につき、石川県と公平な負担関係構築することが必要である。	本事業は既に終了しているが、今後、広域的で県の補助が必要と認められる事業については、これまで同様に、市、国とともに県が、応分の負担をするように文書にて働きかけていく。

以上のように、意見に対し措置されたものが大半であったが、一部未措置のものがあった。そこで、未措置とされている意見について対応状況に関する補足説明を求め、検証を実施した。

3. 令和 6 年度における補助金

(1) 監査対象の抽出

① 補助金に係る質問回答書の様式

抽出した補助金は 126 件であり、抽出した各補助金について、質問回答欄に記載された事項に基づき必要に応じて追加調査を行なった。質問回答欄には、市補規や「補助金の見直し基準」等を踏まえて作成した 30 の質問が記載されており、その内容は、以下のとおりである。

No.	質問
16	補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、補助事業の遂行中に、状況報告を求めた実績はありますでしょうか。(令和 2 年度～令和 6 年度)。実績がある場合、どのような点に注意して内容を確認しているのか、お示しいただけますでしょうか(金沢市補助金交付事務取扱規則第 10 条)。
17	補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、補助事業の遂行中に、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められたことから、補助事業者に指示を行った実績はありますでしょうか(令和 2 年度～令和 6 年度)。実績がある場合、問題点をどのような方法で発見し、どのような内容の指示を行ったのか、お示しいただけますでしょうか(金沢市補助金交付事務取扱規則第 11 条)。
18	補助事業の成果を記載した「補助事業実績報告書(様式第 4 号)」の審査を行う際、どのような点に注意して内容を確認しているのか、お示しいただけますでしょうか。また、現地調査等を行う場合はどのような場合か、具体的に お示しいただけますでしょうか(金沢市補助金交付事務取扱規則第 12、13 条)。
19	補助事業実績報告書の審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないことから、補助事業者には是正措置を指示した実績はありますでしょうか(令和 2 年度～令和 6 年度)。実績がある場合、問題点をどのような方法で発見し、どのような内容の指示を行ったのか、お示しいただけますでしょうか(金沢市補助金交付事務取扱規則第 15 条)。
20	補助金の概算払又は前金払の有無。該当がある場合は、概算払又は前金払を行う理由をお示しいただけますでしょうか(金沢市補助金交付事務取扱規則第 16 条)。
21	補助事業者が補助事業により、不動産、機械等の財産を取得したり、既存の財産の効用を増加させた実績はありますでしょうか(令和 2 年度～令和 6 年度)。実績がある場合、どのような方法で発見したのか、お示しいただけますでしょうか。
22	補助事業により取得した財産(効用の増加も含む)を処分した実績はありますでしょうか(令和 2 年度～令和 6 年度)。実績がある場合、どのような方法で発見し、金沢市補助金交付事務取扱規則第 20 条に抵触するかどうかをどのように判断したのか、お示しいただけますでしょうか(金沢市補助金交付事務取扱規則第 20 条)。
23	補助事業者に対し、貴市職員の派遣はありますでしょうか。
24	補助事業者に対し、貴市職員の派遣がある場合、どのような形態がお示しいただけますでしょうか。(例、公益法人等派遣法に基づく派遣、派遣職員が

No.	質問
	退職したのち派遣、派遣職員が休職したのち派遣、派遣職員の職務専念義務を免除したのち派遣、派遣職員に対する職務命令による派遣等)
25	補助事業者に対し、貴市職員の派遣がある場合、派遣職員に対する給与の支給者は派遣元である貴市か、それとも派遣先団体か、お示しいただけますでしょうか。
26	補助事業者に対し、貴市職員の派遣がある場合、公益法人等派遣法第 6 条第 2 項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 4 条に基づく給与支給が可能であるにもかかわらず、補助事業者が派遣職員の給与を支給している例はありますか。そのような例がある場合、なぜ、公益法人等派遣法等に基づく支給を行わなかったのか、その経緯をご説明いただけますでしょうか。
27	補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額(仕入控除税額)の報告は求めていますでしょうか。
28	仕入控除税額の報告を求めている場合、報告を不要と判断した経緯をご説明いただけますでしょうか。
29	補助金について、複数の交付先がある場合、仕入控除税額の報告がすべての交付先から行われたことをどのように確認しているかどうかお示しいただけますでしょうか。
30	補助金について、仕入控除税額の報告の結果、補助金の額の一部について返還が必要となった場合、返還が必要なすべての交付先から返還されたことをどのように確認しているかどうかお示しいただけますでしょうか。

② 補助金の質問の実施対象

補助金の質問について、局・委員会別に回答を求めた件数、当初支出向合計の内訳を示すと、以下のとおりである。なお、当初支出向合計の内訳のうち、空白の箇所は零又は千円未満の金額という意味である(以下の表も同様である)。

(金額単位：千円)

局・委員会名	件数	金額	国・県負担あり		市単独	
			件数	金額	件数	金額
都市政策局	7	82,600	1	2,000	6	80,600
総務局	3	3,314			3	3,314
文化スポーツ局	20	920,206	10	476,280	10	443,926
経済局	58	638,080	5	78,062	53	560,018
農林水産局	9	75,219	2	22,415	7	52,804
市民局	3	30,630			3	30,630
福祉健康局	7	198,925	2	95,744	5	103,181
こども未来局	8	174,400	3	107,447	5	66,953
環境局	1	80,800			1	80,800

局・委員会名	件数	金額		国・県負担あり		市単独	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市整備局	5		48,050			5	48,050
土木局	3		18,105			3	18,105
教育委員会	2		39,723			2	39,723
総計	126		2,310,052	23	78,1948	103	1,528,104

都市政策局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 7 件である。

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
2	企画調整課	企画一般経費	14,500		14,500
3	企画調整課	金沢開発協議会補助	5,000		5,000
5	企画調整課	金沢青年会議所事業費補助	2,000		2,000
10	交通政策課	交通安全推進団体活動助成費	6,800		6,800
12	交通政策課	山間地等公共交通ネットワーク維持対策費	4,460		4,460
18	地域力再生課	関係人口創出民間提案モデル事業費	2,000	2,000	
22	国際交流課	金沢国際交流財団補助金	47,840		47,840
	合計	7 件	82,600	2,000	80,600

総務局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 3 件である。

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
21	広報広聴課	広報一般経費	300		300
25	総務課	総務課一般経費	2,234		2,234
29	税務課	納税推進団体助成費	780		780
	合計	3 件	3,314		3,314

文化スポーツ局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 20 件である。

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
31	文化政策課	金沢芸術創造財団 ナイトカルチャー 事業費	7,000	7,000	
32	文化政策課	金沢芸術創造財団 運営助成費	119,443		119,443
33	文化政策課	金沢芸術創造財団 金沢アーツカウン シル事業費	15,400	15,400	
34	文化政策課	金沢工芸子ども塾 08 会事業費	100		100
35	文化政策課	金沢文化振興財団 助成費	106,192		106,192
36	文化政策課	金沢文化振興財団 助成費（ナイトミ ュージアム事業）	1,900	1,900	
38	文化政策課	石川県音楽文化振 興事業団助成費	147,254	147,254	
39	文化政策課	梅鶯会運営事業費	500		500
40	文化政策課	文化芸術活動能登 復興支援事業費補 助	4,800		4,800
41	文化政策課	文化事業助成費	51,370		51,370
46	文化財保護課	文化財保存助成費	86,225	86,225	
47	文化財保護課	文化事業助成費	50		50
49	歴史都市推進課	こまちなみ保存修 景事業費補助	5,120	5,120	
52	歴史都市推進課	災害関連伝統的建 造物群保存地区保 存対策事業費補助	65,670	65,670	

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
93	産業政策課	金沢商工会議所小規模事業費補助	14,100		14,100
95	産業政策課	工業団地環境整備事業費補助	4,430		4,430
96	産業政策課	工業団地早期操業特別支援金	21,500		21,500
100	産業政策課	産業振興資金利子補給費	8,653		8,653
109	産業政策課	中小企業信用保証料助成費	1,400		1,400
110	産業政策課	中小企業電気料金等高騰特別対策費	15,242	15,242	
111	産業政策課	中小企業特別利子補給費	16,367		16,367
112	産業政策課	能登半島地震支援信用保証料助成	4,280		4,280
113	産業政策課	物産高騰融資借換信用保証料助成費	800		800
114	産業政策課	貿易振興団体事業助成費	4,500		4,500
115	産業政策課	本社機能強化促進企業立地助成金	15,090		15,090
124	商工労働課	機械金属工業経営相談室設置費	1,920		1,920
125	商工労働課	魚あらい収集処理事業費補助	580		580
130	商工労働課	金沢オクトーバーフェスト開催費補助	500		500
134	商工労働課	金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助	15,520		15,520
135	商工労働課	金沢市シルバー人材センター運営費補助	12,230		12,230

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
53	歴史都市推進課	伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助	105,308	105,308	
54	歴史都市推進課	伝統的寺社建造物修復事業費補助	16,700	16,700	
67	スポーツ振興課	金沢市スポーツ事業団運営費補助	119,654		119,654
68	スポーツ振興課	金沢文化スポーツコミュニケーション運営費補助	40,727		40,727
69	スポーツ振興課	合宿誘致推進費	25,703	25,703	
72	スポーツ振興課	スポーツ団体能登復興支援事業費補助	1,090		1,090
	合計	20 件	920,206	476,280	443,926

経済局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 58 件である。
(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
73	産業政策課	サテライトオフィース開設助成金	1,700		1,700
77	産業政策課	金沢テクノパーク企業立地助成金	49,000		49,000
78	産業政策課	金沢の食文化の継承及び振興事業費	740		740
79	産業政策課	金沢の茶屋文化継承資金利子補給費	1,670		1,670
80	産業政策課	金沢の茶屋文化継承事業費	8,460		8,460
81	産業政策課	金沢の料亭経営安定化利子補給費	12,640		12,640
82	産業政策課	金沢の料亭等料理人宿舍借り上げ料補助事業費	2,324		2,324

管理 番号	所管課	事業名	金額	国・県負担 あり	市単独
170	商工労働課	労働者団体等補助 金⑦	210		210
179	クラフト政 策推進課	欧米富裕層向け工 芸品販路開拓事業 運営費	1,000		1,000
182	クラフト政 策推進課	金沢クラフトビジ ネス創造機構管理 運営費	37,500		37,500
184	クラフト政 策推進課	工芸工房開設費補 助	5,420		5,420
185	クラフト政 策推進課	工芸品国際販路開 拓事業費	1,000		1,000
194	観光政策課	テレビ番組制作費 補助	3,870		3,870
195	観光政策課	外国人旅行者受入 環境整備事業費	2,930		2,930
196	観光政策課	観光事業助成費	19,610		19,610
198	観光政策課	金沢コンベンショ ンビューロー事業 助成費	21,564		21,564
200	観光政策課	金沢市観光協会助 成費	40,560		40,560
202	観光政策課	首都圏・関西圏金 沢魅力発信強化事 業費	780	780	
203	観光政策課	住民交流活動助成 費	1,200		1,200
204	観光政策課	宿泊施設整備費補 助	66,550		66,550
206	観光政策課	冬の景観創出事業 費補助	5,500		5,500
208	観光政策課	湯涌温泉観光協会 運営費補助	5,470		5,470
210	観光政策課	湯涌温泉受入環境 向上事業費	4,400		4,400
211	観光政策課	能登心援連携事業 費補助	17,190		17,190

管理 番号	所管課	事業名	金額	国・県負担 あり	市単独
139	商工労働課	金沢商業活性化セ ンター運営費補助	5,030		5,030
142	商工労働課	商業指導育成一般 経費	500		500
143	商工労働課	商店街活性化戦略 推進事業費	18,080	18,080	
144	商工労働課	商店街共同施設設 置費補助	13,390		13,390
145	商工労働課	商店街指導団体助 成費	8,110		8,110
146	商工労働課	商店街消費装置電 気料金助成費	750		750
147	商工労働課	商店街地域コミュ ニティ活性化イベ ント推進事業費	42,960	42,960	
148	商工労働課	新製品開発・改良 促進費	4,190		4,190
151	商工労働課	地域商店街出店促 進事業費	2,200		2,200
152	商工労働課	中小企業スマート ワーク導入支援助 成金	4,070		4,070
156	商工労働課	中小企業人材育成 費	2,400		2,400
164	商工労働課	労働者団体等補助 金①	4,200		4,200
165	商工労働課	労働者団体等補助 金②	2,350		2,350
166	商工労働課	労働者団体等補助 金③	1,300		1,300
167	商工労働課	労働者団体等補助 金④	4,000		4,000
168	商工労働課	労働者団体等補助 金⑤	1,200		1,200
169	商工労働課	労働者団体等補助 金⑥	1,000	1,000	

市民局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 3 件である。
(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
294	市民協働推進課	グッドパートナー推進費補助	2, 000		2, 000
295	市民協働推進課	クラウドファンディング活用支援事業	380		380
300	市民協働推進課	金沢ボランティア大学校費	28, 250		28, 250
	合計	3 件	30, 630		30, 630

福祉健康局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 7 件である。

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
344	障害福祉課	障害福祉施設建設資金償還費補助	50, 521		50, 521
360	介護保険課	老人福祉施設建設事業費補助	52, 812	52, 812	
361	介護保険課	老人福祉施設建設事業費補助（災害復旧費国庫補助）	42, 932	42, 932	
362	介護保険課	老人福祉施設整備資金借入償還費補助	10, 728		10, 728
372	健康政策課	休日保険薬局制度補助	250		250
373	健康政策課	金沢・健康を守る市民の会活動費補助	15, 600		15, 600
374	健康政策課	金沢健康福祉財団運営費補助	26, 082		26, 082
	合計	7 件	198, 925	95, 744	103, 181

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
212	観光政策課	能登半島地震被災宿泊施設改修事業費	73, 950		73, 950
	合計	58 件	638, 080	78, 062	560, 018

農林水産局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 9 件である。

管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
215	農業水産振興課	「金沢そだち」産地活性化支援事業費	11, 238	11, 238	
220	農業水産振興課	加賀野菜産地生産基盤強化事業費	11, 177	11, 177	
237	農業水産振興課	集落営農組織設立促進機械設備導入支援事業費	5, 370		5, 370
259	農業水産振興課	農業団体補助金	1, 100		1, 100
262	農業基盤整備課	公共事業関連土地改良事業費	3, 950		3, 950
266	農業基盤整備課	農業水利施設電気料金高騰特別対策事業費	1, 074		1, 074
269	農業基盤整備課	老朽ため池防災整備事業費	7, 680		7, 680
270	森林再生課	「森のガイドマスター」育成事業費補助	3, 000		3, 000
277	森林再生課	民有林再生支援事業費	30, 630		30, 630
	合計	9 件	75, 219	22, 415	52, 804

都市整備局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 5 件である。

(金額単位：千円)					
管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
453	緑と花の課	民有地緑化推進事業費（緑の都市宣言 50 周年記念）	12, 000		12, 000
454	緑と花の課	緑を育て金沢を美しくする会補助	19, 000		19, 000
471	住宅政策課	ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金	4, 870		4, 870
475	住宅政策課	わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金	9, 580		9, 580
478	住宅政策課	金沢まちなかマンション購入奨励金	2, 600		2, 600
	合計	5 件	48, 050		48, 050

土木局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 3 件である。

(金額単位：千円)					
管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
483	道路管理課	私道整備事業費補助	6, 530		6, 530
485	道路管理課	消雪装置設置費補助	2, 970		2, 970
487	道路管理課	道路除排雪機械購入費補助	8, 605		8, 605
	合計	3 件	18, 105		18, 105

こども未来局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 8 件である。

(金額単位：千円)					
管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
393	子育て支援課	児童クラブ施設整備費補助	17, 140		17, 140
394	子育て支援課	児童クラブ施設整備費補助（大規模修繕）	24, 000	24, 000	
395	子育て支援課	児童クラブ創設等施設整備費	59, 614	59, 614	
402	保育幼稚園課	金沢子育て夢ステーション事業費	14, 835		14, 835
405	保育幼稚園課	私立保育所改修費等補助 県単・市単修繕工事	4, 260		4, 260
408	保育幼稚園課	私立保育所施設整備資金借入金利子償還費補助	8, 600		8, 600
410	保育幼稚園課	私立保育所等医療的ケア児受入拠点事業費補助	23, 833	23, 833	
413	保育幼稚園課	私立幼稚園等運営費補助	22, 118		22, 118
	合計	8 件	174, 400	107, 447	66, 953

環境局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 1 件である。

(金額単位：千円)					
管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担あり	市単独
441	環境政策課	被災家屋公費解体事業費	80, 800		80, 800

教育委員会所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 2 件である。

(金額単位：千円)				
管理番号	所管課	事業名	金額	国・県負担 あり 市単独
508	学校指導課	金沢子ども科学財団運営費補助	36,723	36,723
513	生涯学習課	高砂大学校同窓会育成費	3,000	3,000
	合計	2 件	39,723	39,723

4. 監査の方法

(1) 概要

所管課に対し、必要に応じて以下の資料等の提出を依頼し、監査手続を実施した。

- ・補助金交付要綱など補助金の内容が分かる資料一式（国や県から財源がある場合は、市の要綱だけでなく国や県の要綱も含めて）
- ・補助金交付申請書及び添付資料一式（市補規第 3 条）
- ・補助金交付に係る審査資料一式（市補規第 4 条）
- ・補助事業（変更／中止／廃止）承認申請書（市補規第 5 条）
- ・補助金交付決定通知書（市補規第 6 条）
- ・状況報告資料一式（市補規第 10 条）
- ・補助事業実績報告書（市補規第 12 条）（国や県から財源がある場合は、補助事業者から市に提出されたものだけでなく、市が作成し、国や県に提出する実績報告書も含めて）
- ・補助金確定通知書（市補規第 13 条）
- ・補助金の交付決定及び額の確定通知書（市補規第 14 条）
- ・補助金の請求書（市補規第 16 条）
- ・概算払又は前金払の場合の理由書（市補規第 16 条）

質問回答書に対する回答の吟味や、提出された資料の分析等に基づき、実施する監査手続内容を検討した。

(2) 監査要点ごとの監査手続

① 補助金に関する事務についての適切性の検証
市補規等を通読し、所管課に対し市補規等で作成が求められる資料等の提出を求め、ヒアリングを実施し、事務の内容を把握した。

② 補助金に関する事務についての公益上の目的適合性の検証
公益上の目的適合性については、特定非営利活動促進法第 2 条の別表を前提として検討することとした。特定非営利活動促進法とは、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律であり（特定非営利活動促進法第 1 条）、補助金の公益上の目的適合性を判断するに当たって、一定の指針になると判断した。特定非営利活動促進法第 2 条の別表は 1 号から 20 号まで規定されており、その内容を示すと、以下のとおりである。

一	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
二	社会教育の増進を図る活動
三	まちづくりの増進を図る活動
四	観光の振興を図る活動
五	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
六	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
七	環境の保全を図る活動
八	災害救援活動
九	地域安全活動
十	人権の擁護又は平和の増進を図る活動
十一	国際協力の活動
十二	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
十三	子どもの健全育成を図る活動
十四	情報化社会の発展を図る活動
十五	科学技術の振興を図る活動
十六	経済活動の活性化を図る活動
十七	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十八	消費者の保護を図る活動
十九	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
二十	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

質問回答書において、上記別表の第 1 号から第 20 号のいずれに当てはまるのかの回答を求めるとともに、補助金の目的及び内容を把握し、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

第 5 監査の結果

1. 補助金に関する全般事項

(1) 概要

本項では、以下のいずれかに該当する事項に関する意見を記載する。

・ 全庁的な対応が必要であると考えられる事項

・ 市の条例・規則・要綱等について、内容の追加等が必要であると考えられる事項

(2) 補助金制度の抜本的な見直し

① 検出事項

平成 18 年 1 月に策定した「金沢市行政改革実施計画」では、平成 21 年度まで実施する具体的な方策・取組として、「補助金等各種制度の整理・見直し」が挙げられており、平成 19 年 3 月に市長決裁により「補助金の見直し基準」が策定された。その後、平成 23 年度において、「運営費補助金」、「高率の補助金」、「長期の奨励的補助金」を中心に、130 の補助金（約 360,000 千円）について、補助による成果や収支状況を検証し、制度内容の見直しを検討した。その結果、29 事業の廃止（86,345 千円減）を含め、計 120 事業を見直したが、監査時点まで、このような補助金制度の抜本的な見直しが再度実施されていなかった。

② 問題点

「補助金の見直し基準」に基づく補助金制度の抜本的な見直しが平成 24 年度以降実施されていない。

③ 監査結果まとめ

毎年度の予算編成において、個々の補助制度の実績や課題を踏まえ、整理・見直しを行っているとのことであるが、「補助金の見直し基準」に基づく補助金制度の抜本的な見直しを実施してから、約 14 年が経過している。この間に、市の財政状況が大きく変化していることから、改めて、「補助金の見直し基準」に基づき、総額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しが必要である。

なお、「補助金の見直し基準」に基づく補助金制度の抜本的な見直しは、社会情勢の変化や目標達成度を把握する必要があることから、必要に応じて適切な頻度で実施すべきである。加えて、定期的とはいっても、数年に一度の実施と言うことになる。実施年度において、過重な事務負担が生じる可能性がある上、実施間隔が離れることから事務の習熟度を上げることが困難となり、有効な取組とならない可能性がある。そこで、所管する補助金制度を複数年にわたって一巡する形で見直しを行うと言ったやり方でも差し支えないと考える。いずれにしても、抜本的な見直しの有効性と事務負担の増加による効率性への影響のバランスを勘案した上で、適切な頻度で実施する必要がある。

③ 補助金に関する事務についての経済性の検証

質問回答書において、総額、限度額、補助率といった経済性に影響すると考えられる要素の回答を求めるとともに、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

④ 補助金に関する事務についての効率性の検証

補助金に関する事務についての適切性を検証すると同時に、関連資料を閲覧していく際に、非効率な事務の有無を検証した。

⑤ 補助金に関する事務についての有効性の検証

質問回答書において、補助金の効果を測定するのに有用な指標の有無を把握し、指標がある場合は、公益上の目的に適合した指標であるかどうかを検証した。それに加えて、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

⑥ 補助金に関する事務についての内部統制の検証

補助金に関する事務についての適切性を検証すると同時に、補助金に関する事務のルールを把握し、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施することにより、補助金に関する事務から生じるリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、どのようなプロセスが整備され、運用されているのかを検証した。

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》

補助金制度の見直しから 14 年が経過しており、社会情勢や財政状況が変化していることを踏まえ、改めて抜本的な見直しが必要である。なお、見直しに当たっては過度の事務負担を勘案した上で、適切な頻度で実施することが望ましい。

(3) 補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標

① 検出事項

補助金に関して事業単位でアンケートを実施し、終期、限度額、補助率について「補助金の見直し基準」と異なる取扱いである経緯について照会したところ、指標に基づく定量的な説明ではなく、補助金の公益性に関する定性的な説明が大半であった。

② 問題点

「補助金の見直し基準」に基づく補助金制度の抜本的な見直しを実施したとしても、定性的な評価が中心となり、見直しの判断が困難となる可能性がある。

③ 監査結果まとめ

「補助金の見直し基準」に基づく補助金制度の抜本的な見直しに当たっては、定性的な説明だけでなく、指標に基づく定量的な説明ができるよう、指標を設定し、指標の推移を把握する必要がある。指標として考えられるのは、補助金の件数・金額に加えて、補助金の効果を測定するのに有用な指標を検討し、指標の推移を把握することで、補助事業の結果として生じた影響の広範さ、活動の絶対的な量、又は経済的な波及の大きさを把握し、「補助金の見直し基準」に基づく補助金制度の抜本的な見直しの有効性を高めるように努める必要がある。

意見 02《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》

補助金制度の見直しに当たっては、補助金の効果を測定するための有用な指標を検討し、指標の推移を把握することで、補助金制度の抜本的な見直しの有効性を高めるように努める必要がある。

(4) 財産処分の制限に関するフォローアップ

① 検出事項

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産（建物含む）、機械、重要な器具等を、市の承認を受けないで、市が定める期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない（市補規第 20 条第 1 項本文）。市は、補助事業の対象となった財産の利用状況について必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施するものとされている（市補規第 20 条第 3 項）。市の所管課は、補助金交付後約 2 年経過時点で、財政課か

らの指示に基づき、現地調査を実施し、報告しているが（市補規規程第 4 条）、その後の実施については、各所管課の判断となっている。

② 問題点

補助金交付後約 2 年経過後から、市が定める期間が経過するまでの間、財産処分の制限に関するフォローアップが徹底されていないことから、補助事業者が市の承認を求めず財産処分を行う可能性がある。

③ 監査結果まとめ

財政課からの指示に基づく現地調査の実施後における財産処分の制限に関するフォローアップは、財産の処分をしたい補助事業者がいれば、補助事業者の方から市の承認を求めるということになっており、市の所管課から財産処分の有無を定期的に調査するというプロセスが整備されているが、運用に不十分な点がある。市が定める期間は、財産の種類に応じて、5 年から 25 年とされているが（市補規規程第 3 条）、補助金交付後約 2 年経過時点から、市が定める期間が経過するまでの間においても、市に無断での財産処分を見逃すリスクに対処するため、2 年経過時点における現地調査時に、処分年限までに処分した場合は市に報告することについて、補助事業者に対し改めて指導を徹底するなどの対応が必要である。

意見 03《財産処分の制限に関するフォローアップ》

補助事業者が市に無断で財産を処分するリスクに対処するため、処分年限より前の処分については市に報告するよう、2 年経過時の現地調査時に補助事業者へ改めて指導を徹底するなどの対応が必要である。

(5) 補助金交付要綱の作成に関するルールの整備

① 検出事項

補助金交付要綱は、市補規と異なる取扱いをする場合に作成が必須とのことであるが、抽出した監査対象の事業について、補助金交付要綱の整備状況を確認したところ、法令に基づき交付する補助金や、国の補助金交付要綱がある補助金の場合のほか、根拠となる法令や国の補助金交付要綱が存在せず、市の判断により交付する補助金であっても補助金交付要綱が整備されていない事例が散見された。

② 問題点

補助対象事業、補助対象経費等が不明確になることから、補助金受給の要件や条件違反等を見逃すリスクがあり、適切な財務事務が執行されない可能性がある。

③ 監査結果まとめ

市補規において、補助金の交付等に関する一般的なルールが定められているとはいえ、各補助金について個別に交付要綱を定めることは、補助事業や補助対象経費等

の内容を具体的に示し補助金の趣旨目的を明らかにできるとともに、補助金受給の要件や条件違反等があった場合のルールが明確化される等のメリットがあることから、補助金に係る財務事務の適切な執行に寄与するものであると考えられる。そこで、補助金交付要綱を作成する必要がある補助金とそうでない補助金を区分する明確なルールを整備するとともに、当該ルールに基づき、各部署が補助金交付要綱を作成し、補助金受給の要件や条件違反等を見逃すリスクに対処するため、当該ルールの運用について周知を図る必要がある。

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》

補助金交付要綱の作成の要否に関する明確なルールを整備するとともに、補助金受給の要件や条件違反等を見逃すリスクに対処するため、当該ルールの運用について周知を図る必要がある。

(6) 補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置

① 検出事項

金沢市暴力団排除条例第6条（以下「市暴排条項」という。）は、「市は、公共工事その他の本市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下、まとめて「暴力団等」という。）を公共工事等の本市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定する。また、市暴排条項の「その他の市の事務又は事業」には、補助金に係る事務事業も含まれるものと考えられる。しかし、補助金に係る事務事業について、どのような事務事業に関し市暴排条項にいう措置を講ずるか（措置対象の選択）、当該措置を講ずるとした場合、どのような方法により実施するか（措置方法の選択）といった点が、市補規に規定がなく、その取扱いが整理されていないように見受けられた。

② 問題点

補助金に係る事務事業について、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられていない可能性がある。

③ 監査結果まとめ

市暴排条項は、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるように、努力義務の規定であり、どのような事務事業においても一律に措置が必要とされるわけではないと考えられる。当年度の包括外部監査において、暴力団等に対し市が補助金を交付した事例は検出されなかったが、今後、交付してしまいう事例が発生した場合、補助金の返還を命じる財務事務を追加的に執行することになる。そうであれば、事前に措置対象及び措置方法を整理しておく方が、補助金に係る財務事務の効率性に寄与するものと判断する。市暴排条項に規定する措置に係る取扱いを整備し、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討する必要がある。

措置対象の選択の一案として、交付先を基準とすることが考えられる。例えば、行政機関やその他の外郭団体等、明らかに暴力団等に該当しない交付先の場合は、当該措置を講じないとする一方、民間企業等、暴力団等に該当する交付先が存在する可能性がある場合は、当該措置を講ずるといったものが考えられる。措置方法の選択の一案として、例えば、補助金交付要綱に該当する者には補助金を交付しない旨を規定し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を交付先から入手する措置や、外部の有識者等からなる委員会を通じて、十分に議論した上で交付を決定する措置等が考えられる。暴力団等に補助金を交付してしまいうリスクに対処するため、市暴排条項の遵守に関するプロセスを整備し、運用する必要がある。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》
市暴排条項に規定する措置に係る取扱いを整備し、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討する必要がある。

(7) 補助金に係る消費税相当額の取扱い

① 検出事項

消費税は、生産、流通などの各取引段階で課税されるが、納付すべき税が累積しない仕組みが採られている。消費税の計算を単純化して説明すると、消費税の課税対象となる資産の譲渡等（いわゆる課税売上高）に係る消費税額から、消費税の課税対象となる資産の譲受け等（消費税法第2条第1項第12号に規定される課税仕入れ）に係る消費税額を控除することが可能な仕組みとなっている。この課税仕入れに係る消費税額を控除することを仕入税額控除といい、この場合において、課税仕入れに係る消費税額自体のことを仕入控除税額という。

補助金を受け取った補助事業者にとって、補助金収入が消費税法上は課税の対象とならない取引であるため、消費税を含む補助金の交付を補助事業者が受けた場合、当該補助金部分は消費税を受け取ったものとみなされないことから、補助事業における経費として支出した消費税を含めて仕入税額控除を受けた場合、その補助金に含まれる消費税相当額を二重に受け取ったものと推定される。したがって、補助事業者が課税事業者に該当する場合、市は、その消費税相当額の金額について報告を求め、補助金を交付した市へ返還を求めるかどうかを検討する必要がある。

この点について、平成13年度の包括外部監査において同様の検出事項があったことから、市に現況を照会したところ、「国・県制度の運用に準じて、一部導入している事例がある。それ以外の補助金に関しては、課税事業者に対して、税込みで補助を実施することについて、本市の補助運用上やむを得ず、財政運営上も許容しており、本市の対応に違法性もないと認識している。」とのことであり、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 監査結果まとめ

平成 13 年度の包括外部監査以後、消費税の計算について、新たな規定が導入され、適用されている。例えば、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度から「特定収入（一定の法人が求められる仕入控除税額の調整）」が、令和 5 年 10 月 1 日から「2 割特例（実際の経費額にかかわらず仕入控除税額を売上げに係る消費税額の 2 割とみなす調整、いわゆるインボイス制度の導入に伴う経過措置）」が、導入されている。インボイス制度の導入により、返還を求めるべき消費税相当額の金額が適切に報告されているか判断するのが困難な状況にあると判断できることから、「…課税事業者に対して、税込みで補助を実施することについて、本市の補助運用上やむを得ず…」という市の主張については、課税事業者が否かの事実確認等の事務負担の増加と、返還を求めるべき消費税相当額の金額が適切に報告されるという経済性の増加とのバランスを勘案すると、一定の合理性があるものと考えられる。なお、国・県制度の運用に準じて、一部導入している事例について、補助事業者から提出された消費税等申告状況報告書を閲覧し、現況を確かめたところ、返還を求めるべき消費税相当額の金額が適切に報告されているかの判断が適切に実施されており、その事務について指摘・意見とすべき事項が検出されなかった。以上のことから、措置を実施したものとして取り扱う必要がある。

意見 06《補助金に係る消費税相当額の取扱い》

返還を求めるべき消費税相当額の金額が適切に報告されているか判断するのが困難な状況にあると判断でき、事実確認等の事務負担の増加と経済性の増加とのバランスを勘案すると、税込み補助を実施する市の判断に一定の合理性があるものと考えられることから、措置を実施したものとして取り扱う必要がある。

(8) 消費税相当額の取扱いに関する規定の明記

① 検出事項

消費税相当額の取扱いについて、消費税等申告状況報告書の提出を求め、課税事業者に該当した場合は税抜き金額を交付している補助金が見受けられたが、市補規や個別の補助金交付要綱に規定がされていない。

② 問題点

補助金に係る事務事業について、消費税等申告状況報告書の提出が必要であることや、課税事業者に該当した際には税抜き金額の補助金を交付することが記載されていないため、消費税相当額の取扱いが不明確になっている。

③ 監査結果まとめ

補助金を交付する際、消費税等申告状況報告書の提出を求め、課税事業者に該当した際に税抜き金額の補助金を交付する場合は、補助金交付要綱に当該内容に関する規定を設ける必要がある。

59

意見 07《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》

補助金を交付する際、消費税等申告状況報告書の提出を求め、課税事業者に該当した際に税抜き金額の補助金を交付する場合は、補助金交付要綱に規定を設ける必要がある。

(9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表の見直し

① 検出事項

補助金の交付に関する合規性の観点から、市の外郭団体の運営費を対象とした補助金等に、当該外郭団体の職務に従事している職員の人件費の支給内容及び職員の派遣状況を把握した。公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表と職員の派遣状況を照合したところ、公益財団法人金沢コンベンションビュローは、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表において、職員派遣を受けることができる団体として定められている一方で、平成 22 年度を最後に職員派遣が実施されていないことが判明した。

② 問題点

長期にわたって職員派遣が実施されていない団体が、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表に残存している。

③ 監査結果まとめ

公益財団法人金沢コンベンションビュローに対する職員派遣の実施方針を再確認するとともに、他の団体についても同様の事例の有無を確かめた上で、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表の内容を整理する必要がある。

意見 08《公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表の見直し》

長らく職員派遣を実施していない団体があるため、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の別表の内容を整理する必要がある。

(10) 団体の運営費補助金

① 検出事項

市が公益性を有すると判断した事業を行う団体の運営に必要な経費を運営費補助金として支給している事例がある。このような団体は、団体が単独で事業を行うための独自の財源が乏しく、団体が存続する限り補助金の交付が続くと見込まれる。団体の運営に必要な経費については、本来、会費などの自主財源で賄うべきものであるため、自主財源の確保に努める必要があるが、団体ごとに状況が異なることから、「5. 令和 6 年度における補助金」において、団体単位で意見を記載する。

② 問題点

「5. 令和 6 年度における補助金」を参照。

60

(2) 補助金に消費税を含めること

① 概要・検出事項

管理番号	H13d-意見 06
事業名	全般事項
所管課	財政課
意見の内容	補助金の交付先が、消費税の原則課税の普通法人、個人事業者については、消費税を含めた補助金の総額が課税対象外収入とされるのに対し、補助金で取得した物品等の対価は課税仕入とされるため、消費税相当分が交付先企業等で課税所得となり、又仕入税額控除の対象となり、公平さを欠くことになり検討を要する。
対応状況	1. 補助金に関する全般事項の(7) 補助金に係る消費税相当額の取扱いの①検出事項を参照。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源 (金額単位: 千円)	
交付額	
国・県	特定財源
省略	一般財源
予算額	
決算額	省略

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 意見

意見 06 《補助金に係る消費税相当額の取扱い》を参照。

(3) 課税所得が黒字の団体への補助

① 概要・検出事項

管理番号	H13d-意見 07
事業名	全般事項
所管課	財政課
意見の内容	要綱に基づく補助金は別として、予算措置に基づく補助金の交付先に補助金を相当上回る課税所得を計上している団体があり、その必要性、有効性の検討を行う必要がある。
対応状況	運営費に対する補助など、予算措置に基づく補助金の交付先は、原則として、財政基盤が脆弱な団体等に対して行うこととしており、毎年度の予算編成の中で議論している。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源 (金額単位: 千円)	
交付額	
国・県	特定財源
省略	一般財源

③ 意見

「5. 令和 6 年度における補助金」を参照。

2. 平成 13 年度包括外部監査における意見について未措置である事例

(1) 協議会等に対する補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H13d-意見 02
事業名	全般事項
所管課	財政課
意見の内容	特定の政策目的等の実現のため、協議会等を設けて活動を行っている。多くの場合、これらの事務局は市役所内の関係課におかれ、又その事業費の大部分は補助金でまかなわれているケースが大半である。本来市が直接執行すべきところ、諸般の事情により補助金として執行しているものと思われるが、その管理は直接執行と同様のレベルで行われるべきであり、十分な管理指導が求められる。
対応状況	協議会等の事務局を市役所内の所管課で実施する場合の事務については、市の財務規則に準じた執行を行っている。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源 (金額単位: 千円)	
交付額	
国・県	特定財源
省略	一般財源
予算額	
決算額	省略

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置が実施されていない。

③ 監査結果まとめ

現況を確かめたところ、「協議会等の事務局を市役所内の所管課で実施する場合の事務については、市の財務規則に準じた執行を行っている。」とのことである。一部の協議会等の事務局について、当年度及び令和 6 年度の包括外部監査において検証を行った結果、市の財務規則に準じた執行を行っていることが確かめられ、その事務について指摘・意見とすべき事項が検出されなかったことから、措置を実施したものとして取扱う必要がある。

意見 09 《協議会等に対する補助金》

協議会等の事務局について検証を行った結果、市の財務規則に準じた執行を行っていることが確かめられたことから、措置を実施したものとして取扱う必要がある。

予算額		省略		
決算額		省略		

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、補助金を相当上回る課税所得を計上している団体に対する補助金の必要性、有効性を検討されたい。

(4) 繰越金を有する団体等への補助

① 概要・検出事項

管理番号	H13d-意見 08
事業名	全般事項
所管課	財政課
意見の内容	補助金の交付先の中には多額の繰越金を有している団体等が見受けられた。金沢市も多額の繰越金のある団体等からの補助金交付申請に対しては、繰越金を使用するように指導しているところではあるが、中には現状の活動内容では傾向的に補助が余ると思われる団体もあり、個々の補助金の必要性、有効性の検討が必要である。
対応状況	多額の繰越金を有している団体に対する補助金については、原則として、交付の廃止、又は減額とすることとしているが、特定の目的のために繰越金を確保しているケースもあることから、毎年度の予算編成の中で議論し、交付額を決めている。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	省略
決算額	省略

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、多額の繰越金を有している団体等に対する補助金の必要性、有効性を検討されたい。

(5) 少額零細の補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H13d-意見 09
事業名	全般事項
所管課	財政課
意見の内容	補助金の中には、補助対象事業費に比し、極めて少額零細の補助がある。多くの場合、事業費全体の中に補助金の使途が埋没しており、中には算定根拠も不明なまま長年交付され続けているものもあり、終期の設定や廃止も含めて、補助の有効性を再吟味すべき時ではなかろうか。
現在の状況	補助対象事業費に比し、極めて少額零細の補助金については、補助対象経費を限定するなど、毎年度の予算編成の中で見直しを行っている。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	省略
決算額	省略

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 監査結果まとめ

現況を確かめたところ、「補助対象事業費に比し、極めて少額零細の補助金については、補助対象経費を限定するなど、毎年度の予算編成の中で見直しを行っている。」とのことである。加えて、平成 19 年 3 月に策定した「補助金の見直し基準」に、「少額補助は、ばらまき補助になりやすく、補助総額に対する効果が低いと考えられるため廃止を検討する。廃止を検討する少額補助の目安は、1 件 5 万円未満かつ補助率 10%未満とする。」という方針を設け、当該方針に基づき、必要性がないと判断した少額補助の廃止を実施したことが確かめられた。以上のことから、措置を実施したものと

意見 10《少額零細の補助金》

「補助金の見直し基準」に基づき、必要性がないと判断した少額補助の廃止を実施したことが確かめられたことから、措置を実施したものと

3. 平成 18 年度包括外部監査における指摘について未措置である事例

(1) 観光事業助成費に関する補助金交付要綱の作成

① 概要・検出事項

管理番号	H18d-指摘 04			
事業名	観光事業助成費			
所管課	観光政策課（監査報告書作成時点の所管課を記載、以下同様）			
指摘の内容	交付要綱の作成が必要である。			
対応状況	各種イベントへの補助については、毎年度、実施団体からの予算要望を受け、事業の内容と金額を精査した上で、観光振興に大きな効果があると判断できる事業に関して、補助を行っている。			
	本事業は制度補助ではなく、個別イベントに補助をしていることから、当該事業における交付要綱の作成は行っていない。			
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	21,110	-	-	21,110
決算額	19,610	-	-	19,610

指摘の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における指摘に対する措置が実施されていない。

③ 参考事項

意見 04 《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否に関し改めて検討されたい。

(2) 高砂大学校同窓会育成費に関する終期の設定

① 概要・検出事項

管理番号	H18d-指摘 10			
事業名	高齢者生涯学習推進費補助			
所管課	生涯学習課			
指摘の内容	将来の自主運営を前提とし、補助金の終期設定をすべきである。			
対応状況	高砂大学校の修了生で組織される高砂大学校同窓会の活動は、本市の高齢者生涯学習活動の推進に寄与している。この活動支援を目的とした補助金であることを明確にするため、平成 20 年度より事業名を「高砂大学校同窓会育成費」から「高齢者生涯学習推進費補助」に改めた。			

	平成 23 年度からは補助対象経費を、人件費を除く事業費のみに限定したほか、補助率を 1/2 以内に見直しを図った。			
	同窓会所属の自主グループ数も約 60 団体あり、ボランティアや社会貢献活動など多様な事業を展開している中で、今後も、補助対象を生涯学習の普及に効果的な事業に限定するよう努めていく。			
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	3,000	-	-	3,000
決算額	3,000	-	-	3,000

会員からの入会金、年会費及び研修会参加者負担金は従前から徴収しており、事業費及び人件費などの運営費に充てられている。人生 100 年時代を迎え、高齢者がますます活躍する時代の中、市としては、社会変化やニーズに適合した事業の充実に取り組むよう、高砂同窓会の既存事業や新規事業の活動に対しアドバース等を行い、本市高齢者の生涯学習事業の推進を支援する必要がある。現状において、高砂大学校同窓会が事業を自主運営することを前提に補助金の終期を設定することは困難であることから、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における指摘に対する措置が実施されていない。

③ 参考事項

意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、補助金の終期設定の要否に関し改めて検討されたい。

(3) (財) 石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業における補助金額の見直し

① 概要・検出事項

管理番号	H18d-指摘 12			
事業名	(財) 石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業			
所管課	文化政策課			
指摘の内容	補助金額の見直しが必要である。			
対応状況	運営費補助の対象経費は、楽団員及び事務局職員の人件費、施設管理費（光熱水費等）、音楽監督料であり、この総額を石川県と金沢市で助成している。			
	(ただし、事務局職員の人件費のうち、市派遣職員費は、市が全額負担)			

	でも、事業目的等を毎年度の予算編成の中で議論し、補助の可否を判断している。			
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	51,370	-	-	51,370
決算額	51,370	-	-	51,370

指摘の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

- ② 問題点
過年度の包括外部監査における指摘に対する措置が実施されていない。

- ③ 参考事項
意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、補助金の算定基準の明確化に關し改めて検討されたい。

(5) 文化事業助成費における補助金交付要綱作成の要否検討

管理番号	H18d-指摘 14			
事業名	文化事業助成費			
所管課	文化政策課			
意見の内容	要綱等を整備し、補助対象事業を明確にすべきである。 音楽・演劇・美術・詩・映画など広く地元の文化を支援、向上させていくために実施している当事業は、市内に主たる活動の場を有する芸術文化事業に携わる組織的・継続的な各種団体を対象としており、毎年度の予算編成の中で議論していることから、基準や要綱の整備については、引き続き検討していく。			
対応状況				
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	省略			
決算額	省略			

指摘の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

- ② 問題点
過年度の包括外部監査における指摘に対する措置が実施されていない。

	本運営費の負担割合は、県市協議の上、決定しているが、監査による指摘も踏まえ、石川県と調整する等、検討が進むよう努めていく。			
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	137,254	-	-	137,254
決算額	137,254	-	-	137,254

指摘の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

- ② 問題点
過年度の包括外部監査における指摘に対する措置が実施されていない。

- ③ 監査結果まとめ
現況を確かめたところ、「運営費補助の対象経費は、楽団員及び事務局職員の人件費、施設管理費、音楽監督料であり、この総額を石川県と金沢市で助成している。本運営費の負担割合は、県市協議の上、決定しているが、監査による指摘も踏まえ、石川県と調整する等、検討が進むよう努めていく。」とのことである。楽団員の人件費や事務局職員費については、県、事業団と毎年協議の上、決定していることが確かめられたため、毎年度補助金の見直しを実施している状況にあるものと判断できる。以上のことから、措置を実施したものとして取扱う必要がある。

意見 11《(財) 石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業における補助金額の見直し》 楽団員の人件費や事務局職員費については、県、事業団と毎年協議の上、決定していることが確かめられ、毎年度補助金の見直しを実施している状況にあるものと判断できることから、措置を実施したものとして取扱う必要がある。
--

(4) 文化事業助成費における補助金の算定基準の明確化

管理番号	H18d-指摘 13			
事業名	文化事業助成費			
所管課	文化政策課			
指摘の内容	補助金の算定基準を明確にする必要がある。 当事業は、市内に主たる活動の場を有する芸術文化事業に携わる組織的・継続的な各種団体を対象に、原則、一定の基準に基づき補助額を決定している。 なお、市固有又は市全体の文化振興に大きな効果があると判断できる事業等については、上記基準を満たしていない場合			
対応状況				

③ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否に関し改めて検討されたい。

4. 平成 18 年度包括外部監査における意見について未措置である事例

(1) 文化事業助成費（石川考古学会誌刊行事業補助）

① 概要・検出事項

管理番号	H18d-意見 07
事業名	H18d-意見 08
所管課	文化事業助成費（石川考古学会誌刊行事業補助）
意見の内容	文化財保護課 ・県と市における補助金分担の役割を再検討すべきである。 ・市の補助金がなければ事業遂行が不可能となるか。
対応状況	石川県および金沢市における考古学研究と文化財保護の啓発を推進するため交付しているところであり、平成 25 年度には、県・市ともに補助金の減額を行ったところである（県 100 千円、市 50 千円）。 補助金分担の役割の見直しに向け、県及び石川考古学会と協議した結果、来年度以降、本市の補助金の交付自体を取り止めることとした。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	50 - - 50
決算額	50 - - 50

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 監査結果まとめ

現況を確かめたところ、「石川県および金沢市における考古学研究と文化財保護の啓発を推進するため交付しているところであり、平成 25 年度には、補助金のあり方について検討し、県・市ともに補助金の減額を行ったところである（県 100 千円、市 50 千円）。補助金分担の役割の見直しに向け、石川県及び石川考古学会と協議した結果、来年度以降、本市の補助金の交付自体を取り止めることとした。」とのことである。来年度以降、補助金の交付自体を取り止める予定であることが確かめられたことから、措置を実施したのとして取扱う必要がある。

意見 12《石川考古学会誌刊行事業補助における県と市の役割分担》

補助金分担の役割の見直しに向け、石川県及び石川考古学会と協議した結果、来年度以降、補助金の交付自体を取り止める予定であることが確かめられたことから、措置を実施したのとして取扱う必要がある。

(2) 金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助に関する終期の設定

① 概要・検出事項

管理番号	H18d-意見 12
事業名	金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助
所管課	商工労働課
意見の内容	実現性の高い自立化計画を策定し、補助金の終期設定をすべきである。
対応状況	会員拡大による安定的収入を確保し、自立化を図るため、平成 19 年度に内灘町と広域協定を締結するなど、本市以外の 8 市町との連携を強化し、スケールメリットを活かした安定運営と高品質なサービスの提供を進めてきた。 また、更なる利用向上策の検討実施と時代に即した新事業の創出による退会防止と会員拡大を図るため、スイーツ購入助成等の新たなサービスを開始し、利用の促進を図ってきた。 しかしながら、リーマンショックや消費税率引上げ、コロナウィルス感染症、光熱水費等コストの高騰、能登半島地震などの外的要因により、会員拡大等による収支の改善について見通しが立ちにくい状況にあり、補助金の終期を定めることは困難である。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	15,520 - - 15,520
決算額	15,520 - - 15,520

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 監査結果まとめ

現況を確かめたところ、「会員拡大による安定的収入を確保し、自立化を図るため、平成 19 年度に内灘町と広域協定を締結するなど、本市以外の 8 市町との連携を強化し、スケールメリットを活かした安定運営と高品質なサービスの提供を進めてきた。また、更なる利用向上策の検討実施と時代に即した新事業の創出による退会防止と

会員拡大を図るため、スイーツ購入助成等の新たなサービスを開始し、利用の促進を図ってきた。しかしながら、リーマンショックや消費税率引上げ、コロナウイルス感染症、光熱水費等コストの高騰、能登半島地震などの外的要因により、会員拡大等による収支の改善について見通しが立ちにくい状況にあり、補助金の終期を定めることは困難である。」とのことである。加えて、金沢勤労者福祉サービスセンターでは、自立化を図るため、経営改革実施計画書を策定している。経営改革実施計画は令和 6 年度から令和 10 年度までの第 4 期に入っており、今後も定期的な振り返りが必要であるが、補助金に対する終期設定について検討を行ったことが確かめられた。以上のことから、措置を実施したのとして取扱う必要がある。

意見 13《金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助に関する終期の設定》
自立化を図るための経営改革実施計画を策定し、補助金に対する終期設定について検討を行ったことが確かめられたことから、措置を実施したのとして取扱う必要がある。

(3) 労働者団体等補助金の算定基準の明確化等

概要・検出事項				
管理番号	H18d-意見 13			
事業名	労働者団体等補助金			
所管課	商工労働課			
意見の内容	補助金交付に関する要綱等及び算定根拠を明確にすべきである。 当事業は、労働者の社会・経済・文化的地位の向上発展の促進を目的とする7つの労働団体等を対象に、運営費に関する補助金を交付している。 それぞれの団体は、各々の目的に応じた活動を行っており、分野は、労働者福祉に関する諸問題の調査研究、政策立案並びに労働者の文化、体育、余暇活動など広い範囲に渡っている。 補助金額は、毎年度ごとの各団体からの要望や運営費を基準に、県とも連携し、県内他市町の動向を確認の上、毎年度の予算編成の中で議論しながら、決定している。 活動分野が広く、事業主体も多様であることから、一律の要綱を整備することは難しいが、今後も要望内容を精査の上、適切な補助金額を算定していきたい。			
対応状況				
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	14, 360	-	-	14, 360
決算額	14, 260	-	-	14, 260

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている補助金の算定根拠については、「予算措置編成過程で金額を含め議論を重ねていることから、予算措置が算定根拠となる。」との見解が示された。したがって、補助金の算定根拠については、予算措置編成過程での議論が措置を実施したものとして取扱うも差し支えないと判断する一方で、補助金交付に関する要綱については、全庁的な方針の策定後、作成の要否を適切に検討されたい。

② 問題点
過年度の包括外部監査における意見に対する措置が一部実施されていない。

③ 参考事項
意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否に関し改めて検討されたい。

(4) 緑を育て金沢を美しくする会補助における公募制補助金制度の活用

概要・検出事項			
管理番号	HI8d-意見 30		
事業名	緑を育て金沢を美しくする会補助		
所管課	緑と花の課		
意見の内容	市民の参画意欲の高い運動に対しては、行政サービスに対する参入機会を提供するためにも、企業を含む、より多くの団体がまちづくり市民活動に参加できるように公募制補助金制度の活用も検討してはどうか。		
対応状況	緑を育て金沢を美しくする会は、市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみで緑と花のまちづくりにつとめることなどを目的に、普及啓発活動や花いっぱい運動などに取り組んでいる。この取り組みに多くの個人、団体が参加できよう、各校区（地区）に緑化・美化指導員を、町会ごとに緑化・美化推進員を委嘱、配置している。また、緑化運動・美化運動において、重要な役割を果たし、功績のあった個人、団体については、金沢市「緑と花の日」（10月第3日曜日）に表彰を行っている。 公募制補助金制度の活用も手法の一つではあるが、市民一人ひとりが身近な活動を自主的に行うことも大切であることから、引き続き地域組織の育成強化に努めていく。		
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源 一般財源
予算額	19,000	-	- 19,000
決算額	19,000	-	- 19,000

補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	市の広報、観光・文化の振興などを総合的に推進するため。
補助対象・補助率	補助対象：事業実施に係る経費 補助率：定額補助
開始年度	令和 2 年度以前
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 四 観光の振興を図る活動 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 十六 経済活動の活性化を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、一例を挙げると、棋王戦の開催により、文化都市・教育都市として全国への PR に繋がった。 定量的な効果は、事業単独で効果を評価する指標がないため、設定していない。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	14, 500 - - 14, 500
決算額	14, 500 - - 14, 500

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業はイベント実施に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

意見の措置状況を把握したところ、監査時点において未措置とされている。

② 問題点

過年度の包括外部監査における意見に対する措置が実施されていない。

③ 監査結果まとめ

現況を確かめたところ、「緑を育て金沢を美しくする会」は、市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみで緑と花のまちづくりにつとめることなどを目的に、普及啓発活動や花いっぱい運動などに取り組んでいる。この取り組みに多くの個人、団体が参加できよう、各校下（地区）に緑化・美化指導員を、町会ごとに緑化・美化推進員を委嘱、配置している。また、緑化運動・美化運動において、重要な役割を果たし、功績のあった個人、団体については、金沢市『緑と花の日』（10 月第 3 日曜日）に表彰を行っている。公募制補助金制度の活用も手法の一つではあるが、市民一人ひとりが身近な活動を自主的に行うことも大切であることから、引き続き地域組織の育成強化に努めていく。」とのことである。加えて、今後の方針を確かめたところ、「市は、NPO 等の市民団体などから、創意工夫あふれるまちづくり企画を提案してもらい、市民と行政が協働して取り組む「協働のまちづくりチャレンジ事業」を行っている。引き続き、緑を育て金沢を美しくする会を通して、花いっぱい運動を実施していくとともに、より多くの団体が緑化活動に参加できるよう、当課ホームページで周知を行うなど、「協働のまちづくりチャレンジ事業」の活用を積極的に促していきたい。」との回答を得た。以上のことから、措置を実施したものととして取扱う必要がある。

意見 14《緑を育て金沢を美しくする会補助における公募制補助金制度の活用》
市民と行政が協働して取り組む「協働のまちづくりチャレンジ事業」の活用を積極的に促すことは、公募制補助金制度を活用している状況にあるものと判断できることから、措置を実施したものととして取扱う必要がある。

5. 令和 6 年度における補助金

抽出した 126 件の補助金に対する質問回答書等により調査を行った結果、要綱の整備や終期・限度額・補助率等の設定、効果の把握等に課題があると判断した 32 件について、下記のとおり今後の改善を要望する。

(1) 企画一般経費

① 概要

管理番号	2
事業名	企画一般経費（第 50 期棋王戦五番勝負第 2 局・第 29 回北陸ジュニア棋王戦開催事業など 8 事業が集約されたもの）
所管課	企画調整課
根拠法令等	該当なし

・日伊交流促進イベント開催事業 イベント参加者数	
補助事業者と協議の上、事業単独で効果を評価する指標の有無を検討するよう努める必要がある。	
意見 15《企画一般経費に関する効果の把握》 補助事業者と協議の上、事業単独で効果を評価する指標の有無を検討するよう努める必要がある。	
⑨ 参考事項 意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。 意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否について改めて検討されたい。 意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。	
(2) 金沢青年会議所事業費補助	
① 概要	
管理番号	5
事業名	金沢青年会議所事業費補助
所管課	企画調整課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	金沢 SDGs を進める IMAGINE KANAZAWA 2030 プロジェクトの一員として、市と連携して金沢 SDGs を推進するため。
補助対象・補助率	補助対象：事業実施に係る経費 補助率：定額補助
開始年度	令和 2 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公衆を想定していない）
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。

⑥ 検出事項 既存のどの事業分類にも属さないものであり、市の広報、観光・文化の振興への寄与など、様々な目的が含まれた補助金である。一部の補助金では、効果を把握できると考えられるものがあるが、効果が把握できていなかった。効果が把握できると考えられる事業の名称及び内容を示すと、以下のとおりである。	
・第50期棋王戦五番勝負第2局・第29回北陸ジュニア棋王戦開催事業 将棋の八大家タイトル戦（棋王、名人、叡王、竜王、棋聖、王位、王座、王将）のひとつである棋王戦を金沢市で実施することによって、市を全国にPRする。 また、北陸三県の園児、小中高校生を対象とした将棋大会「北陸ジュニア棋王戦」を開催し、将棋を通じて子どもたちの考える力を養う場を提供するとともに、金沢の将棋文化のPRに役立てる。 ・「おもてなし研究所」事業 新型コロナウイルス収束後、アフターコロナの観光需要を見越し何ができるのかを考える。今一度、県民の「おもてなし力向上」の側面から機運の醸成を図り、多くの観光客に再び石川県に訪れたいと感じていただける『おもてなし県いしかわ』の実現に向け、特設ウェブサイトの開設等により、年度を通じて事業を展開する。 ・「弦哲也の人生夢あり歌もあり」番組企画 テレビ番組において、様々なアーティストが語る金沢、石川の人と歌話、夢話を展開し、金沢、石川の魅力を発信する。 ・日英交流促進イベント開催事業 市民・県民の皆さんが英国の政治・経済・文化に触れられる機会を提供するため、イベントの開催など各種事業を実施する。 ・日伊交流促進イベント開催事業 市民・県民の皆さんがイタリアの文化に触れられる機会を提供するため、イベントの開催など各種事業を実施する。	
⑦ 問題点 効果が把握されていないことから、補助金の有効性が不明確になっている。	
⑧ 監査結果まとめ 事業単独で効果を評価する指標がないとのことであるが、例えば以下のものについては、効果を把握できる可能性があると考えられる。 ・第50期棋王戦五番勝負第2局・第29回北陸ジュニア棋王戦開催事業 北陸ジュニア棋王戦の参加者数 ・「おもてなし研究所」事業 特設ウェブサイトの閲覧者数、おもてなし研究講座参加者数 ・「弦哲也の人生夢あり歌もあり」番組企画 番組視聴率 ・日英交流促進イベント開催事業 イベント参加者数	

⑧ 監査結果まとめ

SDGs の前身として 2015 年までの目標を掲げた MDGs が定められていたことから、SDGs の目標期間終了時には、同様に SDGs と類似の目標が採択されることが想定される。しかしながら、MDGs には先進国が抱える課題が十分にカバー されていないなどの反省点があったため、これらの成果と課題を踏まえて、SDGs が 2015 年に採択されたという経緯を勘案する必要がある。そのため、今後 SDGs と類似の目標が採択されるとしても、内容が異なる可能性があるため、金沢 SDGs の推進にも一定の区切りが必要であると考えられる。以上ことから、補助金の効果が有効であると想定される期間までの支援に限定するため、事業の終期を設定する必要がある。

意見 16《金沢青年会議所事業費補助に関する終期の設定》
補助金の効果が有効であると想定される期間までの支援に限定するため、事業の終期を設定する必要がある。

⑨ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(3) 山間地等公共交通ネットワーク維持対策費

① 概要

管理番号	12
事業名	山間地等公共交通ネットワーク維持対策費
所管課	交通政策課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	金沢市バス路線維持費補助金交付要綱
目的	公共交通ネットワークの維持及び市民の生活交通の確保を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：市内を走行する路線のうち、国庫補助及び県市協調補助の対象とならない赤字路線、かつ、山間地等の人口密度の低い地域（DID 地区以外に起点又は終点）を運行する路線 補助率：赤字額の 50%
開始年度	平成 21 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）

公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表三 まちづくりの推進を図る活動
補助事業の効果	定量的な効果として、雨を魅力に変え、雨の日に人々がまちなかに出かけるきっかけをつくることで、金沢の文化的・経済的な発展に貢献するとともに、金沢 SDGs の計画である金沢ミラインナリオに示されている「古くで新しく心地よいまち」の実現に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和 6 年度実績 イベント参加：雨の魅力体験ブース 108 名 フォトコンテスト 179 名、トークイベント 67 名 令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	2,000 - - 2,000
決算額	2,000 - - 2,000

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業はイベント実施に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 検出事項

本事業はイベント実施による金沢 SDGs の推進を目的としており、継続的な実施が必要なため終期を設定していないとのことであるが、国連が定める SDGs の目標期間が 2030 年（令和 12 年）となっている。

⑦ 問題点

終期の設定が必要であるが、設定されていない。

(4) 金沢国際交流財団補助金

① 概要

管理番号	22
事業名	金沢国際交流財団補助金
所管課	国際交流課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	在住外国人との交流を通じ、広く一般市民が国際理解を深め、世界に開かれた個性ある街としての発展に寄与する団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：職員費、運営費、各事業費 補助率：100%（交付先が、公益性が高く収益が生じない事業等を行う団体のため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成元年度
終期設定の有無	設定していない。（毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している）
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 二 社会教育の推進を図る活動 三 まちづくりの推進を図る活動 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 十一 国際協力の活動
補助事業の効果	定性的な効果として、市民レベルでの国際交流事業の推進により、市民の国際理解が深まり、各分野において、まちの活性化が促進された。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績 かなざわ国際交流まつり：2日間延べ13,000人
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	47,840 - - 47,840
決算額	46,857 - - 46,857

制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、山間地等の人口密度の低い地域のバス路線の維持に寄与した。 定量的な効果は、交通の利便性の確保に資するものであり、提示が困難であるため、設定していない。			
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
予算額	交付額	国・県	特定財源	一般財源
	7,500	-	-	7,500
決算額	4,460	-	-	4,460

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は赤字額の補填に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 参考事項
意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。
意見 02 《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》を踏まえて、指標に基づく定量的な説明ができるよう、指標の設定の要否について改めて検討されたい。
意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

指定正味財産	86,484	86,484	86,484	86,484	86,484
一般正味財産	3,041	3,041	3,041	3,041	-
正味財産計	89,526	89,526	89,526	89,526	86,484
負債及び正味財産合計	100,993	95,366	93,629	90,685	88,114

固定資産は、基本財産及び特定資産であり、定期預金や有価証券（5 年利付国債）から構成されている。一般正味財産は令和 2 年度末から令和 5 年度末にかけて、3,041 千円と同額であったが、令和 6 年度末においては零となっている。

⑧ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
受取補助金等	29,358	36,081	38,916	43,586	46,857
その他	2,680	3,411	3,269	4,603	4,136
経常収益計	32,039	39,493	42,186	48,190	50,993
事業費	22,905	30,081	31,976	37,364	42,152
管理費	9,133	9,412	10,209	10,826	11,883
経常費用計	32,039	39,493	42,186	48,190	54,035
当期経常増減額	-	-	-	-	-3,041
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-	-	-	-	-3,041
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-
正味財産期末残高	89,526	89,526	89,526	89,526	86,484

経常収益は、令和 6 年度において受取補助金等（全額が市から交付されたもの）が約 92%を占めており、過年度からこの傾向は変わっていない。令和 6 年度において経常収益の「その他」のうち、市からの受託事業収益が 3,750 千円、自主財源である事業収益は 300 千円であり、過年度からこの傾向は変わっていない。

また、事業費と管理費に含まれる人件費については、職員ごとに区別しているが、事業単位での時間管理は実施していない。なお、事業費には各事業に共通する職員費が 23,176 千円含まれている。

⑨ 検出事項 1

団体の財源構造は、金沢市からの補助金に著しく依存している状況である。令和 6 年度の決算において、経常収益合計 50,993 千円のうち、市からの補助金が 46,857 千円を占めており、自主財源である事業収益（市からの受託事業を除く受講料、協賛金など）の決算額 300 千円と比較して、その比重は極めて高い。

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は団体の運営に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

公益法人等派遣法に基づく派遣を実施しており、派遣条例や派遣規則に規定される手続を実施している。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・国際理解事業 国際交流まつりの実施、世界の文化の紹介、国際交流員の活動サポートなど
・多文化共生事業 地域における多文化共生まちづくりの推進、外国籍の子供のサポートなど
・留学生等支援事業 新規留学生の生活ガイダンス、金沢文化体験プログラムなど
・団体等活動支援事業 民間国際交流団体の活動への後援、姉妹都市研修生受け入れなど
・情報サービス事業 ウェブサイトや SNS による情報提供など

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	14,509	8,881	7,145	4,201	1,629
固定資産計	86,484	86,484	86,484	86,484	86,484
資産合計	100,993	95,366	93,629	90,685	88,114
流動負債計	11,467	5,839	4,103	1,159	1,629
固定負債計	-	-	-	-	-
負債合計	11,467	5,839	4,103	1,159	1,629

(5) 金沢芸術創造財団運営助成費

① 概要

管理番号	32
事業名	金沢芸術創造財団運営助成費
所管課	文化政策課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	芸術・文化に関する事業を企画実施し、市民の生涯にわたる芸術・文化の土壌を醸成することにより、市の芸術・文化の振興に寄与する団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：公益目的事業会計及び法人会計に関する全経費 補助率：100%（交付先が、公益性が高く収益が生じない事業等を行う団体のため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成5年度
終期設定の有無	設定していない。（毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している）
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、市における芸術文化の創造に関する事業を企画実施し、市民の生涯にわたる芸術文化の土壌を醸成することにより、芸術文化の振興に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績の一例 まちなかコンサート事業：入場者数4,954名 ナイトミュージアム事業：入場者数2,234名
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
交付額	国・県 特定財源 一般財源
予算額	148,443 - - 148,443
決算額	157,716 - - 157,716

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は団体の運営に

⑩ 問題点 1

自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。

⑪ 監査結果まとめ 1

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、イベント時の協賛金など外部資金を確保するほか、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見 17《自主財源の確保に関する指導》

今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

⑫ 抽出事項 2

ウェブサイトで公表されている補助金交付先団体の事業計画を閲覧したところ、令和6年度における事業費 42,798 千円のうち、各事業に共通する職員費が 23,176 千円と事業費の過半を占めている状況である。

⑬ 問題点 2

事業単位の職員費が不明確になっている。

⑭ 監査結果まとめ 2

職員は、各事業に並行的に従事している等の経緯があるため、各事業費に、従事時間等に比例して職員費を配分するのが難しいとのことである。しかし、このままでは、事業単位で本来必要なコストが不明確になり、事業単位の有効性評価が困難となる可能性がある。その結果、団体全体としての補助金交付額の妥当性評価にも影響する。そこで、金沢国際交流財団の職員の事業従事時間を厳格に管理してもらうよう依頼するか、主務及び兼務それぞれの「みなし従事時間割合」（例えば主務を 70%、兼務を 30%とする等）を定め、これを継続的に適用する等の対応をとることで、可能な限り職員費を事業単位に区分するよう指導する必要がある。

意見 18《職員の時間管理の精緻化に関する指導》

事業単位で本来必要なコストを明確にするため、可能な限り職員費を事業単位に区分するよう指導する必要がある。

⑮ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

負債及び正味財産合計	558, 857	519, 742	689, 646	537, 185	601, 145
------------	----------	----------	----------	----------	----------

固定資産は、基本財産及び特定資産であり、令和 6 年度末においては四年事業積立金 121, 000 千円などから構成されている。一般正味財産は令和 2 年度末から令和 6 年度末にかけて、増加傾向にあるが、令和 6 年度末においては、228, 345 千円のうち、153, 236 千円が特定資産への充当額となっている。

⑥ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
指定管理料収益	1, 335, 247	1, 357, 286	1, 210, 486	1, 179, 194	1, 250, 282
使用料金収益	89, 425	159, 614	228, 529	226, 264	252, 677
観覧料金収益	188, 118	173, 906	367, 373	369, 205	368, 297
受託事業受託料収益	3, 000	25, 999	38, 957	104, 467	205, 266
その他	35, 815	25, 941	40, 423	37, 370	58, 365
事業収益計	1, 651, 606	1, 742, 748	1, 885, 770	1, 916, 502	2, 134, 890
市からの受取補助金等	88, 021	98, 351	106, 905	123, 489	188, 824
その他	11, 755	54, 366	45, 879	17, 814	21, 358
受取補助金等計	99, 777	152, 717	152, 784	141, 303	210, 183
その他経常収益計	19, 221	19, 058	29, 347	31, 862	45, 598
経常収益計	1, 770, 605	1, 914, 524	2, 067, 903	2, 089, 668	2, 390, 671
事業費	1, 742, 616	1, 877, 562	1, 991, 127	2, 033, 472	2, 289, 780
管理費	54, 783	51, 470	55, 214	61, 823	65, 332
経常費用計	1, 797, 399	1, 929, 033	2, 046, 341	2, 095, 296	2, 355, 112
当期経常増減額	-26, 793	-14, 508	21, 561	-5, 628	35, 558
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-26, 864	-14, 579	21, 467	-5, 699	35, 487
当期指定正味財産増減額	437	-	-937	5, 000	-5, 000
正味財産期末残高	232, 607	218, 028	238, 557	237, 858	268, 345

経常収益は、使用料金収益及び観覧料金収益が増加傾向にあり、当期一般正味財産が増加傾向にある。新型コロナウイルスの影響が薄れてきたことが要因の一つであると思われるが、21 世紀美術館等の入館者数が増加していることも影響しているものと考えられる。

係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

公益法人等派遣法に基づく派遣を実施しており、派遣条例や派遣規則に規定される手続を実施している。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・自主事業 まちなかコンサート事業、ナイトミュージアム事業など
・市公共ホールの管理事業 歌劇座、文化ホール及びアートホールの管理運営（市の指定管理者）
・市美術館、市芸術文化施設の管理事業 21 世紀美術館などの管理運営（市の指定管理者）
・国からの受託事業 インバウンド集客を旨としたアクセシビリティの磨き上げ事業
・市からの受託事業 21 世紀美術館開館 20 周年記念事業など 6 事業

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	401, 032	324, 936	468, 360	306, 865	357, 066
固定資産計	157, 824	194, 805	221, 285	230, 319	244, 078
資産合計	558, 857	519, 742	689, 646	537, 185	601, 145
流動負債計	310, 722	285, 436	431, 185	279, 013	300, 917
固定負債計	15, 527	16, 277	19, 903	20, 313	31, 882
負債合計	326, 249	301, 714	451, 089	299, 326	332, 799
指定正味財産	40, 937	40, 937	40, 000	45, 000	40, 000
一般正味財産	191, 669	177, 090	198, 557	192, 858	228, 345
正味財産計	232, 607	218, 028	238, 557	237, 858	268, 345

終期設定の有無	設定していない。(毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している)		
制度内容の公表方法	非公表 (公募を想定していない)		
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。		
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
補助事業の効果	定性的な効果として、市が有する伝統文化の継承と振興を図り、市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与するほか、文化的価値を有する建造物の管理運営及び各種事業の実施により、文化の振興に貢献した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績の一例 管理を行う文化施設の入館者数 292,060名		
令和6年度における補助金交付額とその財源 (金額単位：千円)			
	交付額	国・県	特定財源 一般財源
予算額	136,892	-	- 136,892
決算額	137,257	-	- 137,257

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は団体の運営に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
公益法人等派遣法に基づく派遣を実施しており、派遣条例や派遣規則に規定される手続を実施している。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 団体の事業内容
団体の主な事業内容は以下のとおりである。

- ⑨ 検出事項
令和 6 年度の決算において、経常収益合計 2,390,671 千円のうち、市からの補助金は 188,824 千円であるが、補助金以外で、市からの指定管理料収益が 1,250,282 千円、受託事業受託料収益が 205,266 千円あるなど、市から受け取る収益が占める比重が高い状況にある。
- ⑩ 問題点
自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。
- ⑪ 監査結果まとめ
今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、文化ホールにおけるホテル等と連携したコンベンションの利用強化による使用料金収入の増加など自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。
- 意見 19《自主財源の確保に関する指導》
今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

- ⑫ 参考事項
意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

(6) 金沢文化振興財団助成費

① 概要	管理番号	35
	事業名	金沢文化振興財団助成費
	所管課	文化政策課
	根拠法令等	該当なし
	補助金交付要綱の有無	該当なし
	目的	市が有する伝統文化の継承と振興を図り、もって、市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与する団体を支援するため。
	補助対象・補助率	補助対象：公益目的事業会計及び法人会計に関する全経費 補助率：100% (交付先が、公益性が高く収益が生じない事業等を行う団体のため、50%を超える補助率を設定)
	開始年度	昭和 63 年度

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
指定管理料	595,331	603,909	640,755	619,666	660,500
その他	6,070	9,269	11,390	21,354	13,256
事業収益計	642,202	645,413	713,247	719,936	753,455
市からの受取補助金等	78,225	90,216	94,742	111,602	139,157
その他	3,879	5,513	10,387	813	19
受取補助金等計	82,105	95,730	105,130	112,415	139,176
その他経常収益計	4,029	1,411	6,131	1,684	1,117
経常収益計	728,337	742,556	824,508	834,036	893,748
事業費	681,708	675,711	755,140	788,976	860,757
管理費	45,316	46,970	47,501	51,389	59,105
経常費用計	727,025	722,681	802,642	840,365	919,862
当期経常増減額	1,311	19,874	21,866	-6,329	-26,114
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	1,235	19,797	21,790	-6,403	-26,185
当期指定正味財産増減額	-	2,600	-2,600	-	-
正味財産期末残高	81,699	104,097	123,288	116,884	90,699

経常収益は、入館料収入及び指定管理料が増加傾向にあり、当期一般正味財産が増加傾向にある。新型コロナウイルスの影響が薄れてきたことが要因の一つであると思われるが、市文化施設全体の入館者数が増加していることも影響しているものと考えられる。ただし、一部の市文化施設の入館者数は減少している。

⑨ 検出事項

令和 6 年度の経常収益合計 893,748 千円のうち、市からの補助金が 139,157 千円であるが、補助金以外で、市からの指定管理料が 660,500 千円あるなど、市から受け取る収益が占める比重が高い状況にある。

⑩ 問題点

自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。

⑪ 監査結果まとめ

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、入館料・共通鑑賞券収入の増加など自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見 20 《自主財源の確保に関する指導》

今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

・自主事業
歩いて訪ねる文化施設事業（クイズラリー）、三文豪月間事業、ナイトミュージアム事業など
・市文化施設の管理事業
鈴木大拙館などの管理運営（市の指定管理者）
なお、管理を行う文化施設の入館者数は、令和 6 年度が 292,060 名に対し、令和 5 年度が 255,008 名と増加しているが、文化施設単位で見ると、令和 6 年度における入館者数が、令和 5 年度から減少した施設がある。建物修繕工事等により長期休館であった文化施設が大半であるが、中には、長期休館がなかったにもかかわらず、入館者数が減少した施設がある。

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	154,051	166,221	188,522	184,070	167,199
固定資産計	48,046	138,515	115,404	87,459	66,732
資産合計	202,097	304,736	303,926	271,529	233,932
流動負債計	114,297	124,222	123,707	119,748	120,579
固定負債計	6,100	76,417	56,931	34,896	22,652
負債合計	120,397	200,639	180,638	154,645	143,232
指定正味財産	20,000	22,600	20,000	20,000	20,000
一般正味財産	61,699	81,497	103,288	96,884	70,699
正味財産計	81,699	104,097	123,288	116,884	90,699
負債及び正味財産合計	202,097	304,736	303,926	271,529	233,932

固定資産は、基本財産及び特定資産のほかリース資産があり、令和 6 年度末においてはリース資産 46,732 千円などから構成されている。リース資産は、各文化施設に設置された PC や POS レジの端末である。一般正味財産は令和 2 年度末から令和 6 年度末にかけては、令和 4 年度末をピークに減少傾向にある。

⑧ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
入館料収入	28,884	21,050	42,224	50,994	54,735
共通鑑賞券収入	4,255	2,574	4,777	4,654	5,101
書籍等販売収入	7,660	8,609	14,099	23,265	19,860

⑫ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

(7) 文化財保存助成費

① 概要

管理番号	46
事業名	文化財保存助成費（市指定文化財等修理事業費補助金）
所管課	文化財保護課
根拠法令等	金沢市文化財保護条例第 17 条
補助金交付要綱の有無	金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱
目的	市区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献するため。
補助対象・補助率	内容が多岐にわたるため、一例を挙げる。 有形文化財修理復旧事業で、建造物の修理又は復旧工事の場合 市指定文化財等…補助事業費の 80%に相当する額以内 （災害その他特別の事情による場合は 90%に相当する額以内） 県指定文化財等…県からの補助金を控除した額の 60%に相当する額以内 重要文化財等 …文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の 35%に相当する額以内 （文化財の修理等費用は専門的技術や希少な材料を使用することから費用が高額となるため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	昭和 53 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト）
制度内容の見直し	令和 4 年度において補助率の見直しを実施した。
公益性の該当性	特定非営利活動促進法第 2 条別表 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、文化財・歴史遺産等に関する普及啓発及び振興に寄与した。

	定量的な効果は以下のとおりである。 令和 6 年度実績			
	・市指定文化財修繕等補助 60 件 ・指定保存建造物修繕補助 4 件 ・県指定無形民俗文化財道具修理等補助 1 件			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	106, 200	11, 359	-	94, 841
決算額	78, 281	13, 102	-	65, 179

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

当該補助金は、次年度予算要求の段階で、補助金要望者から要望を聴取している。要望聴取の際は、財政当局との折衝の中で、必ずしもすべて認められる訳ではない旨を文書で通知している。補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。建造物の修理又は復旧工事の場合は現地調査を実施し、美術工芸品の修理又は復旧の場合には写真の添付を求めている。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

補助事業者は消費税等申告状況報告書の提出を求め、内容検討の結果、課税事業者に該当した場合、税抜き金額の補助金を交付する事務となっている。

⑥ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

意見 07《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》を踏まえて、補助金交付要綱に消費税の取扱いに関する規定を設けることを検討されたい。

決算額	5,360	970	-	4,390
-----	-------	-----	---	-------

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

申請があると、補助金の申請者に「市税納税状況調査同意書」の提出を求めた上で、市の納税課に滞納がないことを確認し、その旨の記録を残している。補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

補助事業者者に消費税等申告状況報告書の提出を求め、内容検討の結果、課税事業者に該当した場合、税抜き金額の補助金を交付する事務となっている。

⑥ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

意見 07《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》を踏まえて、補助金交付要綱に消費税の取扱いに関する規定を設けることを検討されたい。

(9) 災害関連伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助

① 概要

管理番号	52
事業名	災害関連伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助
所管課	歴史都市推進課
根拠法令等	金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 9 条
補助金交付要綱の有無	金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱
目的	伝統的建造物群保存地区の保存を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：令和 6 年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる建造物等の修理修景整備に要する経費 補助率：80％～90％（災害復旧に係る文化財補助金の国補助率は通常の補助率に 20%加算した率であるため、同様に拡充）

(8) こまちなみ保存修景事業費補助

① 概要

管理番号	49
事業名	こまちなみ保存修景事業費補助
所管課	歴史都市推進課
根拠法令等	金沢市こまちなみ保存条例第 15 条
補助金交付要綱の有無	金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱
目的	市の歴史的な遺産である「こまちなみ ¹²⁾ 」を市民とともに保存育成し、「こまちなみ」と一体となった市民の生活環境を良好なものとすることにより、金沢の個性をさらに磨き高めるため。
補助対象・補助率	補助対象：保存区域内の建築物又は外構の修復・修景・防災構 造の整備の工事等に要する経費 補助率：30％～75％（修理等は修景基準に従う必要があり、一般的な建築よりも費用が高額となるため、工事では 50％を超える補助率を設定）
開始年度	平成 6 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、パンフレット）
制度内容の見直し	令和 3 年度において協定締結区域内における対象工事の限度額の加算を行った。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 二 社会教育の推進を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、金沢の歴史的な町並みの保存に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和 6 年度実績 建築物修景事業 工事 2 件 保存建造物修復事業 1 件 外構修景事業 板垣等 2 件、門 1 件
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
交付額	国・県 2,100 一般財源 4,900
予算額	7,000 特定財源 -

¹²⁾ 「こまちなみ」とは、歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残すまちなみという（金沢市こまちなみ保存条例第 2 条）。

⑥ 参考事項

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

意見 07《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》を踏まえて、補助金交付要綱に消費税の取扱いに関する規定を設けることを検討されたい。

(10) 伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助

① 概要

管理番号	53
事業名	伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助
所管課	歴史都市推進課
根拠法令等	金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第9条
補助金交付要綱の有無	金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱
目的	伝統的建造物群保存地区の保存を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：建造物等の修理修景整備や環境整備に要する経費 補助率：50％～90％（修理等は修景基準に従う必要があり、一般的な建築よりも費用が高額となるため 50％を超える補助率を設定）
開始年度	平成 13 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、パンフレット）
制度内容の見直し	令和 6 年度に、災害関連伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助を追加した。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 二 社会教育の推進を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、市の歴史的な町並みの保存に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和 6 年度実績 「伝統的建造物」 ・外観、屋根、主要構造部の修理 10 件 ・構造補強 4 件 ・格子の修理 2 件 「一般建造物」 ・外観、屋根の修景 2 件 ・工作物の修景 3 件

開始年度	令和 6 年度			
終期設定の有無	設定している。令和 6 年 12 月 31 日までに市長が被害の発生を確認した箇所について、同年 6 月 28 日から令和 11 年 3 月 31 日までに完了する事業のみが対象である。			
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイトを、地区住民へのチラシ配布）			
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 二 社会教育の推進を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、金沢の歴史的な町並みの保存に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和 6 年度実績 「伝統的建造物」 ・外観、屋根、主要構造部の修理 21 件 ・工作物の修理 4 件 「一般建造物」 ・外観、屋根の修景 5 件 ・工作物の修景 5 件			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	92,900	63,224	-	29,676
決算額	62,090	45,732	-	16,358

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

補助事業者に消費税等申告状況報告書の提出を求め、内容検討の結果、課税事業者に該当した場合、税抜き金額の補助金を交付する事務となっている。

意見 21 《伝統的建造物群保存地区保存対策事業の補助金要望者に対する取扱い》
要望を受けた補助金が必ずしも採択されるときは限らない旨を配付文書に明記
する等、記録に残る対応を行う必要がある。

⑨ 参考事項

意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といっ
た補助金制度の抜本的な見直しの可否について改めて検討されたい。
意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を
踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定す
る措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。
意見 07 《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》を踏まえて、補助金交付要
綱に消費税の取扱いに関する規定を設けることを検討されたい。

(11) 伝統的寺社建造物修復事業費補助

① 概要

管理番号	54
事業名	伝統的寺社建造物修復事業費補助
所管課	歴史都市推進課
根拠法令等	金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第 43 条
補助金交付要綱 の有無	金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づ く補助金交付要綱
目的	美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、市 の個性と魅力を磨き高め、後代に継承するため。
補助対象・補助 率	補助対象：伝統的寺社建造物の外観の修繕工事等 補助率：50％～75％（修理等は修景基準に従う必要があり、一 般的な建築よりも費用が高額となるため 50％を超える補助率 を設定）
開始年度	平成 24 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定 していない。
制度内容の公表 方法	公表（市のウェブサイト、チラシ配布）
制度内容の見直 し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしてい る。
公益性の該当規 定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 二 社会教育の推進を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、美しい景観のまちづくりの形成に寄与 した。

令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源 一般財源
予算額	126,800	67,640	-
決算額	110,278	58,695	-

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

当該補助金は、次年度予算要求の段階で、補助金要望者から要望を聴取している。
予算が確定した後、補助金要望者に補助金交付申請書及び添付書類の提出を依頼し、
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必
要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行ってお
り、工事範囲、内容等を確認のうえ必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

補助事業者に消費税等申告状況報告書の提出を求め、内容検討の結果、課税事業者
に該当した場合、税抜き金額の補助金を交付する事務となっている。

⑥ 検出事項

当該補助金は、次年度予算要求の段階で、補助金要望者から要望を聴取している。
次年度予算は、あくまでも市議会での議決を経て確定するものであることから、当該
補助金の要望を聴取する際に、補助金要望者に対し、補助金が必ずしも採択されると
は限らない旨を伝える必要があるが、当該補助金は、個々の補助金要望者に対し口頭
で伝達するのみである。

⑦ 問題点

補助金要望者の要望が通らなかった場合、市と補助金要望者との間に生じる可能
性があるトラブルに関するリスク回避が徹底されていない。

⑧ 監査結果まとめ

要望を受けた補助金が必ずしも採択されるときは限らない旨は、個々の補助金要望
者に対し口頭で伝達するのではなく、他課が実施しているように、補助金要望聴取時
に配布する文書に明記する等、記録に残る対応を行う必要がある。

補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	健康増進及びスポーツの振興に関する事業並びに緑化の推進に関する事業を実施し、市民の心身の健全な発達と健康で活 力と潤いのある生活の形成に寄与する団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：職員費及び事業運営費 補助率：58.8％（交付先が、公益性が高く収益が生じない事業 等を行う団体のため、50％を超える補助率を設定）
開始年度	平成7年度
終期設定の有無	設定していない。（毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財 務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運 営や事業実施ができない状況が継続している）
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付 額の見直しを実施している。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 三 まちづくりの推進を図る活動 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 七 環境の保全を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、高齢者健康活動支援事業をはじめとし て、子供から大人まで多様な世代の健康増進及びスポーツ振 興に関する事業を行うとともに、市民記念植樹など緑化の推 進に関する事業を実施することにより、市民の心身の健全な 発達と健康で活力と潤いのある生活の形成に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績の一例 スポーツ推進事業の開催実績 88,715 人 緑化推進事業の実績 新築記念植配布 305 件
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
交付額	国・県 特定財源 一般財源
予算額	119,654 - - 119,654
決算額	119,750 - - 119,750

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、
必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。実績報告書の書類の審査の
みでは補助事業の成果が補助要件に適合するか判断しづらいような場合に、現地調
査を行う。

	定量的な効果は以下のとおりである。			
	令和6年度実績			
	寺社風景保全区域 9 件			
	上記以外の区域 11 件			
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	18,500	7,126	-	11,374
決算額	16,160	985	-	15,175

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、
必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行って
おり、工事範囲、内容等を確認のうえ必要性を判断している。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
補助事業者者に消費税等申告状況報告書の提出を求め、内容検討の結果、課税事業者
に該当した場合、税抜き金額の補助金を交付する事務となっている。
- ⑥ 参考事項
意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といっ
た補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。
意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を
踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定す
る措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。
意見 07《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》を踏まえて、補助金交付要
綱に消費税の取扱いに関する規定を設けることを検討されたい。

(12) 金沢市スポーツ事業団運営費補助

① 概要	
管理番号	67
事業名	金沢市スポーツ事業団運営費補助
所管課	スポーツ振興課
根拠法令等	該当なし

科 目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
スポーツ推進事業収益	46,629	57,488	65,389	67,236	61,021
指定管理受託事業収益	454,362	461,676	443,689	432,819	430,310
その他	4,607	5,050	24,499	19,433	34,888
事業収益計	505,598	524,214	533,578	519,488	526,219
受取補助金等計	91,501	84,557	105,222	106,356	119,750
施設利用料金収益計	109,404	118,144	146,278	158,528	159,488
その他経常収益計	21,567	20,597	29,024	32,116	34,196
経常収益計	728,072	747,514	814,103	816,490	839,654
スポーツ推進事業費	72,868	82,571	88,857	90,515	83,987
指定管理受託事業費	557,049	626,463	615,505	615,036	632,208
その他	5,389	5,440	49,667	44,837	63,418
事業費計	635,307	714,476	754,030	750,389	779,614
管理費計	64,378	53,606	64,782	69,588	80,318
経常費用計	699,685	768,082	818,813	819,977	859,932
当期経常増減額	28,386	-20,567	-4,709	-3,487	-20,278
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
法人税・住民税及び事業税	1,639	691	1,767	2,434	71
当期一般正味財産増減額	26,747	-21,259	-6,476	-5,921	-20,349
当期指定正味財産増減額	-	-	-12,168	-16,669	-29,720
正味財産期末残高	85,716	64,457	480,239	457,648	407,578

スポーツ推進事業と、指定管理受託事業がともに、事業費が収益を上回る状況が継続している。施設利用料金収益計は増加傾向にある。正味財産は、令和6年度において、一般正味財産が20,349千円、指定正味財産が29,720千円減少している。

⑨ 検出事項

団体は、市民の健康増進及びスポーツ振興に貢献しているが、令和6年度決算で一般正味財産が20,349千円、指定正味財産が29,720千円減少している。また、令和6年度決算は経常収益計839,654千円のうち、市からの指定管理受託事業収益430,310千円、市からの受取補助金119,750千円など、市から受け取る収益が占める比重が高い状況にある。

⑩ 問題点

自主財源の確保について、更なる取組が必要状況である。

⑪ 監査結果まとめ

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、スポーツ推進事業において事業の質的向上を根拠とした受講料の適

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・スポーツ推進事業
スポーツとみどり de ハッピーフェスタの開催、スポーツ活動支援など
・スポーツ活動拠点の管理運営事業
市の指定管理施設43拠点など

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科 目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	131,786	111,289	123,300	138,521	122,460
固定資産計	10,000	10,000	419,661	390,091	347,410
資産合計	141,786	121,289	542,961	528,612	469,870
流動負債計	56,070	56,831	62,721	70,964	62,292
固定負債計	-	-	-	-	-
負債合計	56,070	56,831	62,721	70,964	62,292
指定正味財産	10,000	10,000	382,057	365,388	335,667
一般正味財産	75,716	54,457	98,181	92,260	71,910
正味財産計	85,716	64,457	480,239	457,648	407,578
負債及び正味財産合計	141,786	121,289	542,961	528,612	469,870

固定資産は、基本財産及び特定資産であり、令和6年度末においては特定資産である森の都金沢緑化基金325,667千円などから構成されている。一般正味財産は令和2年度末から令和6年度末にかけては、令和4年度末をピークに減少傾向にある。

⑧ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：千円）

切な設定に努めるほか、「スポーツとみどり de ハッピーフェスタ」など集客実績のあるイベントについて、協賛金、出店料、参加費など自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見 22《自主財源の確保に関する指導》
今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

⑫ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否について改めて検討されたい。

(13) 合宿誘致推進費

① 概要

管理番号	69
事業名	合宿誘致推進費
所管課	スポーツ振興課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	金沢市学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱
目的	市内の宿泊施設における宿泊を伴う学生団体による合宿の誘致を推進するため。
補助対象・補助率	補助対象：合宿に係る入泊数（宿泊人数×日数の延べ数）分の宿泊料金 補助率：1人泊当たり1,000円（定額補助）
開始年度	令和5年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（金沢文化スポーツコミッションのウェブサイト）
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表四 観光の振興を図る活動 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、文化とスポーツを通じ、シティ・プロモーションの推進、地域社会・地域経済の活性化、文化とスポーツの振興に寄与した。

	定量的な効果として、令和5年度の学生合宿の誘致に伴う経済波及効果は調査委託により、推計6億円とされており、令和5年度の補助金交付実績は259件で、22,594千円となっている。なお、令和6年度については実施していない。			
	令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	27,900	6,000	-	21,900
決算額	27,130	10,127	-	17,003

⑫ 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。実績報告書の書類の審査のみでは補助事業の成果が補助要件に適合するか判断しづらいような場合に、現地調査を行う。

⑬ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

⑭ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑮ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑯ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 02《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》を踏まえて、指標に基づく定量的な説明ができるよう、学生合宿の誘致に伴う経済波及効果の調査頻度について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市条例条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(14) 金沢テックノパーク企業立地助成金

① 概要

管理番号	77
事業名	金沢テックノパーク企業立地助成金
所管課	産業政策課
根拠法令等	金沢テックノパークにおける企業立地の促進に関する条例

- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。

- ⑥ 参考事項
意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。
- 意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(15) 工業団地環境整備事業費補助

① 概要	
管理番号	95
事業名	工業団地環境整備事業費補助
所管課	産業政策課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	金沢市工業団地環境整備事業費補助金交付要綱
目的	市内の工業団地等における環境及び景観並びに機能性の向上を図るため。
補助対象・補助率	1 工場緑化事業 区分 A：緑化比率及び特例緑化比率が 10%未満 ・【補助金額】 対象経費の 3 分の 1 に相当する額以内の額 区分 B：緑化比率又は特例緑化比率が 10%以上 ・【補助金額】 対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額 2 再整備事業 ・【補助金額】 対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額 ※補助対象経費 1 工場緑化事業 緑地の設置に直接要する経費のうち、次に掲げる経費 ア 樹木、芝等の植栽（既存植栽の植え替え、植え直し等を除く。）に要する経費 イ 植樹柵（ます）（植栽を施すために必要なものに限る。）の設置に要する経費 ウ その他市長が必要と認める経費 2 再整備事業 次に掲げる経費 ア 工業団地名の表示塔の設置に要する経費

	金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例施行規則			
補助金交付要綱の有無	該当なし ただし、上記条例、規則に補助金交付要綱に相当する内容が規定されている。			
目的	金沢テクノパークにおける高度技術産業、地域拠点産業等の立地の促進を図ることにより、本市産業の多角化及び高度化を推進し、雇用の確保と経済の活性化を図るため。			
補助対象・補助率	土地・20%、建物・10%又は5%、設備・10%又は5%			
開始年度	平成3年度			
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。			
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、紙面交付）			
制度内容の見直し	令和4年度に見直しした。金沢テクノパークの分譲対象業種の拡大に併せ、助成対象業種に特定製造業を追加した。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 十六 経済活動の活性化を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、産業の活性化と企業の市外転出防止がある。 定量的な効果として、毎年、金沢テクノパーク全体における従業員数の増減を調査し、雇用創出の効果を確認している。令和6年12月時点の従業員数は1,458人となった。また、新たに工場を建設することにより、固定資産税をはじめとした税収増加に寄与している。			
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	50,000	-	-	50,000
決算額	49,000	-	-	49,000

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
助成金交付後、概ね 2 年後に現地を確認しているほか、助成金交付翌年から 3 年間おは、年に一度の企業運営報告書の提出などにより、財産処分等の有無を確認している。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(16) 金沢オクトーバーフェスト開催費補助

① 概要

管理番号	130			
事業名	金沢オクトーバーフェスト開催費補助			
所管課	商工労働課			
根拠法令等	該当なし			
補助金交付要綱の有無	該当なし			
目的	市の中心商店街と連携し、ドイツ生まれの人気イベント「オクトーバーフェスト」を開催することにより、周辺地域からの集客効果と地域活性化を図るため。			
補助対象・補助率	補助対象：会場設営費、広報・運営費			
開始年度	補助率：定額補助			
終期設定の有無	平成 28 年度			
制度内容の公表方法	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。			
制度内容の見直し	非公表（公募を想定していない。）			
公益性の該当規定	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。			
補助事業の効果	特定非営利活動促進法第 2 条別表十六 経済活動の活性化を図る活動 定性的な効果として、来場者を周辺商店街に誘引することで、まちなかに回遊性を生み出し、賑わいを創出した。 定量的な効果は以下のとおりである。 イベント来場者数 51,000 人（令和 6 年度）			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	500	-	-	500
決算額	500	-	-	500

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業はイベント実施

	イ 工業団地全体の案内板の設置に要する経費 ウ 街路灯の設置に要する経費 エ その他市長が必要と認める経費			
開始年度	令和元年度			
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。			
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト）			
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 三 まちづくりの推進を図る活動 七 環境の保全を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、工業団地における景観が向上した。 定量的な効果として、緑化率（工場敷地面積に対する緑地面積の比率）が、令和6年度においては、補助金交付先において8.33%となった。			
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	6,000	-	-	6,000
決算額	4,430	-	-	4,430

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全で行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

助成金交付後、概ね 2 年後に現地を確認している。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市募集項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(17) 金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助

① 概要

管理番号	134
事業名	金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助
所管課	商工労働課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	勤労者及び事業主並びにその家族等に、福利厚生事業を提供することにより健康で豊かな暮らしを実現し、企業の振興並びに地域社会の活性化に寄与する団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：事業費、管理費、健康維持増進費 補助率：100%（交付先が、公益性が高く収益が生じない事業等を行う団体のため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成 10 年度
終期設定の有無	設定していない。（毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している）
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 十六 経済活動の活性化を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、会員へ提供する福利厚生サービスの内容を充実し、利便性が向上している。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績 会員数 10,569 名（対前年度比 27 名増）
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	15,520 - 15,520
決算額	15,520 - 15,520

に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 検出事項

本イベントは飲食品の販売等を行うものであるが、イベント当日の来客数等は事前に確定されているものではないことから、収支予算と収支決算が一致する可能性は低いと考えられる。しかし、令和6年度の関連資料を閲覧したところ、補助金申請時の収支予算と実績報告時の収支決算が一致している。

⑦ 問題点

実績報告の内容が不十分であると判断され、補助金交付額の妥当性が不明確になっている。

⑧ 監査結果まとめ

金沢の中心商店街と連携し、ドイツ生まれの人気イベント「オクトーバーフェスト」を開催することにより、周辺地域からの集客効果と地域活性化を図ることを目的としたものであり、飲食品の販売がある。飲食品の販売は、イベント当日の来客数等に左右されることから、収支予算と収支決算が一致する可能性は低いと考えられるため、実績報告時の収支決算は実績を記載するよう補助事業者に指導し、補助金交付額の妥当性を検証できるようにする必要がある。

意見 23《金沢オクトーバーフェスト開催費補助に関する収支の記載内容》

補助事業者に対し、実績報告時の収支決算は実績を記載するよう指導し、補助金交付額の妥当性を検証できるようにする必要がある。

⑨ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否について改めて検討されたい。

科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
負債及び正味	167, 028	183, 041	210, 104	200, 891	193, 908
財産合計					

固定資産は、基本財産及び特定資産であり、令和 6 年度末においては特定資産である福利厚生事業積立資産 79, 000 千円などから構成されている。一般正味財産は令和 2 年度末から令和 6 年度末にかけては、令和 3 年度末をピークに減少傾向にある。また、令和 6 年度末の一般正味財産 105, 138 千円のうち、41, 000 千円が特定資産への充当額となっている。

⑧ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
受取会費等計	137, 352	134, 910	129, 637	127, 825	128, 242
事業収益計	28, 668	32, 535	37, 482	38, 350	26, 164
受取補助金等計	14, 660	14, 660	15, 950	15, 920	15, 920
その他経常収益計	5, 622	5, 179	3, 466	755	2, 241
経常収益計	186, 302	187, 284	186, 536	182, 851	172, 568
事業費計	164, 053	158, 170	203, 794	178, 785	168, 532
管理費計	10, 824	10, 184	10, 611	11, 601	10, 789
経常費用計	174, 878	168, 354	214, 405	190, 386	179, 322
当期経常増減額	11, 424	18, 930	-27, 869	-7, 535	-6, 753
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	11, 424	18, 930	-27, 869	-7, 535	-6, 753
当期指定正味財産増減額	-	-	55, 000	-	-
正味財産期末残高	158, 367	177, 297	204, 427	196, 892	190, 138

受取会費等計は、会費と入会金から構成されており、令和 2 年度が最も多額であり、令和 6 年度は 2 番目に低い水準となっている。事業収益計は、自己啓発及び余暇活動事業収益が最も多額であり、令和 6 年度における自己啓発及び余暇活動事業収益は、13, 499 千円である。受取補助金等計は市から交付された 15, 920 千円だけでなく、県内の市町村からのものも 400 千円含まれている。正味財産は、令和 4 年度から令和 6 年度まで、一般正味財産の減少が継続している。

⑨ 検出事項

団体は、中小企業勤労者等の福利厚生事業を推進する公益法人である。しかし、一般正味財産の減少が継続しており、受取補助金等計 15, 920 千円の受入れなくしては運営が困難な状況にある。

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。実績報告書の書類の審査のみでは補助事業の成果が補助要件に適合するか判断しづらいような場合に、現地調査を行う。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・健康の維持増進に関する事業 疾病予防支援、スポーツ施設等利用助成、健康教室開催など
・自己啓発、余暇活動に関する事業 各種講座の開催及び利用助成、余暇施設利用助成、利用券の割引給付など
・共済給付事業 慶弔・見舞金の給付
・情報提供事業 ガイドブック、会報紙の発行など

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	107, 618	96, 767	74, 966	71, 853	66, 615
固定資産計	59, 409	86, 274	135, 138	129, 038	127, 292
資産合計	167, 028	183, 041	210, 104	200, 891	193, 908
流動負債計	8, 661	5, 744	5, 676	3, 999	3, 770
固定負債計	-	-	-	-	-
負債合計	8, 661	5, 744	5, 676	3, 999	3, 770
指定正味財産	30, 000	30, 000	85, 000	85, 000	85, 000
一般正味財産	128, 367	147, 297	119, 427	111, 892	105, 138
正味財産計	158, 367	177, 297	204, 427	196, 892	190, 138

公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 三 まちづくりの推進を図る活動 十六 経済活動の活性化を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、団体は行政や商店街とは異なる面からまちづくりに寄与し、中心市街地の運営・管理を行う知見もあるため、団体が事業計画を推進したことで、中心市街地の活性化に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績 既存事業の収益事業数 4 社員の研修会参加回数 3
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	5,014 - - 5,014
決算額	5,020 - - 5,020

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。実績報告書の書類の審査のみでは補助事業の成果が補助要件に適合するか判断しづらいような場合に、現地調査を行う。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 団体の事業内容
団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・自主事業
商業施設プレーゴ運営・管理、金沢まちなかパーキングネット運営
・市からの受託事業
商店街サポートサロン開設事業など
- ⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）
貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

⑩ 問題点

自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。

⑪ 監査結果まとめ

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、各種手続のオンライン化等により会員の利便性の向上を図り、会員の増加を図るなど自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見 24《自主財源の確保に関する指導》

今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

⑫ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否について改めて検討されたい。

(18) 金沢商業活性化センター運営費補助

① 概要

管理番号	139
事業名	金沢商業活性化センター運営費補助
所管課	商工労働課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	中、金沢商工会議所及び商業者等が一致協力した、商業振興策等を一体的に推進し、中心商業地の活性化を図る団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：人件費 補助率：100%（交付先が、中心市街地活性化に資する公益的なまちづくり事業を行う団体であるため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成10年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。

⑨ 検出事項 1

株式会社である団体は、中心市街地のまちづくり機関（TMO）として、コロナ禍の影響下においても経費削減や行政連携事業の迅速な実施により毎期黒字を維持してきた。令和 6 年度の売上高 183,325 千円のうち、市からの受取補助金は 5,030 千円である。しかし、団体の自主財源の中心であるブレーゴに係る事業用定期借地権契約の更新ができず、令和 8 年 3 月に満期を迎えてしまうことから、代替的な自主財源の確保が必要となる状況である。

⑩ 問題点 1

自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。

⑪ 監査結果まとめ 1

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、令和 7 年度に開設した商店街サポートサロンを利用し、伴走コンサルティング事業として新たな収益事業を開拓するなど、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見 25 《自主財源の確保に関する指導》

今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

⑫ 検出事項 2

金沢商業活性化センターは市の外郭団体であるが、自団体のウェブサイトにおいて、決算内容が開示されていない。

⑬ 問題点 2

市民が外郭団体の経営状況を把握しにくい状況になっている。

⑭ 監査結果まとめ 2

「外郭団体の改革」という市のウェブサイトにおいて、決算内容は開示されているが、自団体のウェブサイトにおいて決算内容が開示されていない。なお、「外郭団体の改革」で示された他の外郭団体は、自団体のウェブサイトにおいて決算内容を開示している。株式会社であることから、株主総会において決算内容を開示していることは理解できるが、外郭団体自らが公共サービスの供給主体の一つとして積極的に改革・改善に取り組み、効果的・効率的な経営体制を築くべく改革していることが、市民に対して明確になるよう、市のウェブサイトだけでなく、自団体のウェブサイトにおいても決算内容を開示するよう指導する必要がある。

(単位：千円)

科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	160,663	218,496	174,903	114,066	127,312
固定資産計	41,996	40,764	38,538	37,482	36,658
資産合計	202,659	259,260	213,441	151,549	163,970
流動負債計	54,550	85,865	71,456	36,554	94,361
固定負債計	55,942	76,430	43,010	14,346	14,240
負債合計	110,492	162,295	114,466	50,900	108,601
純資産計	92,166	96,965	98,975	100,648	55,368
負債及び純資産合計	202,659	259,260	213,441	151,549	163,970

流動資産の大半は、現金預金であり、令和 6 年度末における残高は 104,292 千円であるが、団体の自主財源の中心であるブレーゴに係る事業用定期借地権契約の更新ができず、令和 8 年 3 月に満期を迎えてしまうこと等を勘案すると、余剰資金が存在しているとはいえない状況であると考えられる。

⑧ 決算数値の推移（損益計算書科目）

損益計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
売上高	170,046	171,166	169,314	178,782	183,325
売上原価	49,276	46,273	45,825	37,351	41,952
売上総利益	120,770	124,892	123,489	141,431	141,372
販売費及び一般管理費	123,065	127,664	128,389	138,594	140,552
営業利益	-2,295	-2,771	-4,899	2,837	819
営業外損益	16,733	8,212	7,677	879	111
経常利益	14,438	5,441	2,778	3,717	931
特別損益	-400	-	-	-1,292	-
税引前当期純利益	14,037	5,441	2,778	2,425	931
法人税・住民税及び事業税	182	642	768	751	272
当期純利益	13,855	4,798	2,010	1,673	659

市から交付された補助金は売上高に含まれている。売上高が増加傾向にある一方で、当期純利益は減少傾向にある。なお、令和 6 年度の売上高におけるブレーゴ運営・管理に係るものは 39,410 千円である。

	定量的な効果は、アーケードや防犯カメラの設置更新等、利用者の満足度の向上や安心安全に寄与する内容が中心であり、提示が困難であるため、設定していない。			
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	14,400	-	-	14,400
決算額	13,390	-	-	13,390

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
助成金交付後、概ね2年後に現地を確認しているほか、毎年、商店街を訪問した際に確認している。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 参考事項
意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの可否について改めて検討されたい。
意見 02《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》を踏まえて、指標に基づく定量的な説明ができるよう、指標の設定の可否について改めて検討されたい。
意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(20) 商店街消雪装置電気料金助成費

① 概要	
管理番号	146
事業名	商店街消雪装置電気料金助成費
所管課	商工労働課
根拠法令等	該当なし

意見 26《金沢商業活性化センターの決算内容の開示に関する指導》
市民が外郭団体の経営状況を把握しやすいよう、市のウェブサイトだけでなく、自団体のウェブサイトにおいても決算内容を開示するよう指導する必要がある。

- ⑮ 参考事項
意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

(19) 商店街共同施設設置費補助

① 概要	
管理番号	144
事業名	商店街共同施設設置費補助
所管課	商工労働課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	金沢市商店街共同施設設置費補助金交付要綱
目的	本市の商店街の振興発展を図るため。
補助対象・補助率	対象経費：商店街の街路灯や防犯カメラ、アーケードの設置・改修等 補助率： ①収益施設：25% 上限 150,000 千円 ②非収益施設 ・一般分：25% 上限 150,000 千円 ・社会課題対応分：35% 上限 150,000 千円
開始年度	昭和 56 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、パンフレット）
制度内容の見直し	平成 25 年度に見直した。社会課題対応に資する施設設置の際、補助率を引き上げた。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表三 まちづくりの推進を図る活動十六 経済活動の活性化を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、縮小傾向にあり、予算状況も厳しい商店街団体に対し、活動費用の補助を行うことで、商店街団体および地域コミュニティの維持や活性化に寄与した。

- ⑥ 検出事項
補助率の上限が 1/2、限度額が 2,500 千円とされているが、令和 6 年度における補助金交付額のうち、最高のもので 135 千円である。
- ⑦ 問題点
補助金の交付限度額が実態に即していない可能性がある。
- ⑧ 監査結果まとめ
令和 2 年度から令和 6 年度までの補助先数は 8 件から 9 件、交付した補助金の合計額は 656 千円から 1,122 千円であり、限度額を下回っている。過年度の実績を踏まえて、補助金の交付限度額の見直しを検討する必要がある。

意見 27 《商店街消費雪装置電気料金助成費に関する限度額の見直し》
過年度の実績を踏まえて、補助金の交付限度額の見直しを検討する必要がある。

- ⑨ 参考事項
意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。
意見 02 《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》を踏まえて、指標に基づく定量的な説明ができるよう、指標の設定の要否について改めて検討されたい。
意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(21) 中小企業スマートワーク導入支援助成金

① 概要	
管理番号	152
事業名	中小企業スマートワーク導入支援助成金
所管課	商工労働課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金交付要綱
目的	中小企業事業者の生産性の向上や業務効率化を図り、企業の競争力を強化するため。
補助対象・補助率	対象経費：謝礼金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、委託料、会場借上料、物品賃借料、消耗品費、備品購入費、対象事業の実施に必要な経費として市長が認めるもの 補助率：1/2（上限 2,000 千円）
開始年度	令和 3 年度

補助金交付要綱の有無	金沢市商店街振興組合等消費雪装置電気料補助金交付要綱			
目的	冬季における商店街等の振興並びに歩行者及び通行車両の安全を図るため。			
補助対象・補助率	対象経費：消費設備に係る電気料金 補助率：1/2 上限 2,500 千円			
開始年度	昭和 52 年度			
終期設定の有無	目的の達成のために継続的な実施が必要であるため、設定していない。			
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイトを、パンフレット）			
制度内容の見直し	平成 15 年度に見直しを実施し、補助額の上限を新たに設定した。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 三 まちづくりの推進を図る活動 十六 経済活動の活性化を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、商店街で保有する消費設備への補助を行うことで、商店街のみではなく、地域全体の交通体制の向上に寄与した。			
	定量的な効果は、交通の安全性や利便性の向上に資するものであり、提示が困難であるため、設定していない。			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	900	-	-	900
決算額	750	-	-	750

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は電気料金の助成であり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。

意見 03《財産処分に関するフォローアップ》を踏まえて、補助金交付後約2年経過時点から、市が定める期間が経過するまでの間においても、市に無断での財産処分を見逃すリスクに対処するため、2年経過時点における現地調査時に、処分年限までに処分した場合は市側に報告を求めることについて、補助事業者に対し改めて指導を徹底するなどの対応を検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(22) テレビ番組制作費補助

① 概要

管理番号	194
事業名	テレビ番組制作費補助
所管課	観光政策課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱	該当なし
の有無	
目的	市の魅力を効果的に紹介する番組制作を支援することにより、誘客促進を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：番組制作費、放送費等の事業実施に係る経費 補助率：定額補助
開始年度	平成8年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない。）
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表四 観光の振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、市の魅力を効果的に紹介し、誘客促進に寄与した。 定量的な効果として、制作したテレビ番組の視聴率を把握している。 一例として、「石川・東海メディアミックス事業」テレビ放映事業におけるテレビ愛知視聴率は2.6%であった。
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	3,870 - 3,870

終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。			
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、パンフレット）			
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 十四 情報化社会の発展を図る活動 十六 経済活動の活性化を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、利用した企業の中には、テレワークやフレックスタイム制など、時間的・場所的に自由な働き方を導入したことで、労働者も働きやすいと感じ、求人を出した時の応募者が増えたところもあることが挙げられる。 定量的な効果は、補助事業者から報告を求めている、一例として、テレワーク実施日数が前年度比+2,03 日/月となった企業があった。			
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	5,000	-	-	5,000
決算額	4,678	-	-	4,678

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。今のところ、該当はないという認識であるが、補助事業者が当該助成金により情報通信機器等の重要な物品を取得した場合は、助成金交付後、概ね2年後に現地を確認することになる。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 参考事項
意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない。）
制度内容の見直し	該当なし。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 四 観光の振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、観光客の誘致による中心市街地の活性化に寄与した。 定量的な効果は一部のイベントで把握しているが、事業に起因する中心市街地の活性化度合い及び観光客数の増減を把握することが困難であることから、測定していないイベントもある。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	21, 110 - - 21, 110
決算額	19, 610 - - 19, 610

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業はイベント実施に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 検出事項
市の誘客につながる各種イベントに対し助成し、観光の振興を図ることを目的としたものである。しかし、当該事業の効果の把握は、一部のイベントに限られているとのことである。

決算額	3, 870	-	-	3, 870
-----	--------	---	---	--------

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業はテレビ番組制作に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。

⑥ 参考事項
意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの可否について改めて検討されたい。
意見 04 《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。
意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(23) 観光事業助成費

① 概要

管理番号	196
事業名	観光事業助成費
所管課	観光政策課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	市の魅力を効果的に発信する各種イベントに対して支援することにより、誘客促進を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：イベント開催に係る経費 補助率：定額補助
開始年度	不明

制度内容の見直し	令和5年度末に要綱を改正し、新型コロナウイルス関連項目を削除し、デジタル化関連項目を追加した。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 四 観光の振興を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、宿泊を伴う観光客の受入環境の充実による宿泊客の増加に寄与した。 定量的な効果は、市における宿泊客数は把握しているが、事業に起因する宿泊客数の増減の把握は、一部施設からのみ報告をうけている。			
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	75,000	-	-	75,000
決算額	66,550	-	-	66,550

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
申請があると、補助金の申請者に調査同意書の提出を求めた上で、市の税務システムにアクセスし、滞納がないことを確かめた上でその旨の記録を残している。補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
補助事業実施のおおむね2年後に、市補規第20条第3項及び市補規規程第4条の規定による現地調査を行っている。それ以降は、補助事業者からの申出があれば返還を求める。

④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。

⑥ 係出事項
市内の宿泊施設のおもてなし及び利便性の向上等並びに宿泊を伴う観光客の受入環境の充実を図るというものである。しかし、当該事業に起因する観光客数の増減を把握することが困難であるとして、市における宿泊客数を把握するための調査を実施する程度に止まっている。

⑦ 問題点
効果の把握が不十分であることから、補助金の有効性が不明確になっている。

⑦ 問題点
効果の把握が不十分であることから、補助金の有効性が不明確になっている。

⑧ 監査結果まとめ
当事業に起因する中心市街地の活性化度合い及び観光客数の増減を把握することが困難であるため、当該事業の効果の把握は、一部のイベントに限られているとのことである。しかし、補助対象としたすべてのイベントについて、参加人数を把握するなどして、当該事業の効果を測定する必要がある。

意見 28 《観光事業助成費に関する効果の把握》
効果の把握は、補助対象としたすべてのイベントについて、参加人数を把握するなどして、当該事業の効果を測定する必要がある。

⑨ 参考事項
意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 04 《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否について改めて検討されたい。

意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除事項を設けるなど、市暴非条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(24) 宿泊施設改修支援事業費補助

① 概要	管理番号	204
	事業名	宿泊施設改修支援事業費補助
	所管課	観光政策課
	根拠法令等	該当なし
	補助金交付要綱の有無	金沢市宿泊施設改修事業費補助金交付要綱
	目的	市内の宿泊施設のおもてなし及び利便性の向上等並びに宿泊を伴う観光客の受入環境の充実を図るため。
	補助対象・補助率	補助対象：客室又は共用部（以下「客室等」という。）の内装工事等 補助率：1/2
	開始年度	令和元年度
	終期設定の有無	令和10年度
	制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、新聞広報欄）

⑧ 監査結果まとめ

市内の宿泊施設のおもてなし及び利便性の向上等並びに宿泊に伴う観光客の受入環境の充実を図るためには、市における宿泊客数を把握しただけでは不十分である。補助事業者から、補助対象施設ごとの宿泊客数を確実に把握することにより、当該事業の効果を測定する必要がある。

意見 29《宿泊施設整備費補助に関する効果の把握》

補助対象施設ごとの宿泊客数を確実に把握することにより、事業の効果を測定する必要がある。

⑨ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。なお、過去、事業を5年間（R6～R10）延長した経緯があったため、補助金交付要綱を改正するための起案「金沢市宿泊施設改修事業費補助金交付要綱の一部改正について」を閲覧したが、経緯が把握できなかった。次回、仮に当該制度の延長を決定する場合は、改正の経緯が分かる形で決裁者の判断に資するように留意されたい。

意見 03《財産処分に関するフォローアップ》を踏まえて、補助金交付後約2年経過時点から、市が定める期間が経過するまでの間においても、市に無断での財産処分を見逃すリスクに対処するため、2年経過時点における現地調査時に、処分年限までに処分した場合は市側に報告を求めることについて、補助事業者に対し改めて指導を徹底するなどの対応を検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(25)「金沢そだち」産地活性化支援事業費

① 概要	
管理番号	215
事業名	「金沢そだち」産地活性化支援事業費
所管課	農業水産振興課
根拠法令等	農林業等に関する補助金交付規則
補助金交付要綱の有無	該当なし ただし、上記規則に補助金交付要綱に相当する内容が規定されている。
目的	本市の農林業等の振興を図るため。
補助対象・補助率	補助対象： 果樹生産事業の場合 種苗購入育成費、機械導入費、施設設置費、推進活動費

	補助率：上記費用の10分の6以内（他都市の動向を踏まえ、補助率を整合させるため50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成24年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない。）
制度内容の見直し	予算編成の中で議論しており、必要に応じて見直しをしている。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、「金沢そだち」の高品質安定生産を図り、ブランド力の強化と産地の活性化に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績 金沢そだち制度の認証生産者、作付け面積、生産量、販売金額が主な指標となる。（きゅうりなど6品目の合計） 認証生産者：7団体 作付け面積：194.387ha 生産量：10,640.5235t 販売金額：2,764,888千円
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	13,000 8,700 - 4,300
決算額	11,238 7,898 - 3,340

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
- 補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
- 補助事業実施のおおむね1年後に、市補規第20条第3項及び市補規規程第4条の規定による現地調査を行っている。それ以降は、補助事業者からの申出があれば返還を求める。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
- 該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 検出事項

補助金交付要件に相当する「農林業等に関する補助金交付規則」第3条では、補助金の交付を受けることのできる団体が規定されており、農業協同組合のような法人格を有する団体のほか、「その他市長が必要であると認める団体」が対象となる。令和6年度においては、当該補助金の申請者が、収益事業を行っていない任意組合であり、課税対象団体ではないため、市税の滞納確認は行っていない。一方で、令和7年度は、申請者に課税対象となる団体が存在するため、滞納確認の調査同意書の提出を求めた上で、本市の税務システムにアクセスし、滞納がないことを確かめた上でその旨の記録を残す予定であるとのことである。

⑦ 問題点

補助金交付要件の確認が不十分である可能性がある。

⑧ 監査結果まとめ

法人ではないが市税の納税義務者となる団体は、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行う、人格のない社団等といわれる団体である（地方税法294条第8項）。なお、収益事業を行っていない人格のない社団等の場合、団体としては市税の納税義務者には該当しないが、団体の構成員である個人が団体から分配を受けた給与・賃金や収益の分配金に対して市税が課税される。

一方で、任意組合は、団体としては市税の納税義務者には該当せず、団体の構成員である個人が団体から分配を受けるべき利益等の額に対して市税が課税される。このように、人格のない社団等と任意組合では、団体自体が市税の納税義務者に該当する可能性があるかどうかの違いがあるが、補助金の交付により団体の構成員が、補助金交付の効果を享受するという点では共通している。

そのため、収益事業を行っていない人格のない社団等に補助金を交付する場合は市税の納税義務がないことの確認を、任意組合に対し補助金を交付する場合は任意組合の構成員に対し市税の滞納確認を行う必要があると考えられる。

なお、任意組合の滞納確認の場合、構成員の数によっては、市税の滞納確認に係る事務が過重なものとなる可能性がある。そこで、任意組合の代表者又は管理人から、団体の構成員すべてに市税の滞納がない旨の誓約書を入手するといった手段で代替することも検討しても差し支えないと史料する。

意見 30 「金沢そだち」産地活性化支援事業費に関する市税完納要件の確認

法人ではないが市税の納税義務者となる団体について、市税の滞納確認を適切に行う必要がある。

⑨ 参考事項

意見 01 《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 03 《財産処分の制限に関するフォローアップ》を踏まえて、補助金交付後約2年経過時点から、市が定める期間が経過するまでの間においても、市に無断での財産処分を見逃すリスクに対処するため、2年経過時点における現地調査時に、処分年限までに処分した場合は市側に報告を求めることについて、補助事業者に対し改めて指導を徹底するなどの対応を検討されたい。

意見 05 《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第6条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除事項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(26) 公共事業関連土地改良事業費

① 概要

管理番号	262
事業名	公共事業関連土地改良事業費
所管課	農業基盤整備課
根拠法令等	農林業等に関する補助金交付規則
補助金交付要綱の有無	該当なし ただし、上記規則に補助金交付要綱に相当する内容が規定されている。
目的	本市の農林業等の振興を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：土地改良事業 補助率：事業の種類により10分の1以内、10分の8以内、10分の9以内のいずれか（社会情勢を踏まえると適正な農業基盤整備が困難な状況であり、事業目的の達成のため50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成23年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない。）
制度内容の見直し	令和3年度に市単土地改良事業事務取扱要領を改正し、緊急性の判断や国の基準を運用する要件を明記した。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、本市の農業生産性の向上や農村地域の環境の保全に寄与した。

	しかし、このような効果に関する指標の把握が困難であるため、定量的な効果は、設定していない。			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	4, 000	-	-	4, 000
決算額	3, 950	-	-	3, 950

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
補助事業実施のおおむね2年後に、市補規第20条第3項及び市補規規程第4条の規定による現地調査を行っている。

④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。

⑥ 検出事項 1
当該補助金は、次年度予算要求の段階で、補助金要望者から要望を聴取している。次年度予算は、あくまでも市議会での議決を経て確定するものであることから、当該補助金の要望を聴取する際に、補助金要望者に対し、当該要望は次年度の予算要求の資料とするが、財政当局との折衝の中で、必ずしもすべて認められる訳ではない旨を口頭で説明している。

⑦ 問題点 1
補助金要望者の要望が通らなかった場合、市と補助金要望者との間に生じる可能性のあるトラブルに関するリスク回避が徹底されていない。

⑧ 監査結果まとめ 1
要望を受けた補助金が必要しも採択されるときは限らない旨は、個々の補助金要望者に対し口頭で説明するのみではなく、他課が実施しているように、補助金要望聴取時に配布する文書等に明記する等、記録に残る対応を行う必要がある。

意見 31 《公共事業関連土地改良事業の補助金要望者に対する取扱い》
要望を受けた補助金が必要しも採択されるときは限らない旨を配付文書に明記する等、記録に残る対応を行う必要がある。

⑨ 検出事項 2
補助金交付要件に関する「農林業等に関する補助金交付規則」第3条では、補助金の交付を受けることのできる団体が規定されており、農業協同組合のような法人格を有する団体のほか、「その他市長が必要があると認める団体」が対象となる。令和6年度においては、当該補助金の申請者は生産組合であり、営利を目的とした団体ではないことから、団体の構成員である個人に対して市税の滞納確認は行っていないことである。

⑩ 問題点 2
補助金交付要件の確認が不十分である可能性がある。

⑪ 監査結果まとめ 2
法人ではないが市税の納税義務者となる団体は、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行う、人格のない社団等といわれる団体である（地方税法294条第8項）。そのため、営利を目的とした団体ではないことをもって、市税の納税義務者となる団体に該当しないことから、市税の納税義務の有無を確認する必要性を認識する必要がある。なお、収益事業を行っていない人格のない社団等の場合、団体としては市税の納税義務者には該当しないが、団体の構成員である個人が団体から分配を受けた給与・賃金や収益の分配金に対して市税が課税される。

一方で、任意組合は、団体としては市税の納税義務者には該当せず、団体の構成員である個人が団体から分配を受けべき利益等の額に対して市税が課税される。このように、人格のない社団等と任意組合では、団体自体が市税の納税義務者に該当する可能性があるかどうかの違いがあるが、補助金の交付により団体の構成員が、補助金交付の効果を受受するという点では共通している。

そのため、収益事業を行っていない人格のない社団等に補助金を交付する場合は市税の納税義務がないことの確認を、任意組合に対し補助金を交付する場合は任意組合の構成員に対し市税の滞納確認を行う必要があると考えられる。なお、任意組合の滞納確認の場合、構成員の数によっては、市税の滞納確認に係る事務が過重なものとなる可能性がある。そこで、任意組合の代表者又は管理人から、団体の構成員すべてに市税の滞納がない旨の誓約書を入手するといった手段で代替することも検討しても差し支えないと史料する。

意見 32 《公共事業関連土地改良事業費に関する市税完納要件の確認》
法人ではないが市税の納税義務者となる団体について、市税の滞納確認を適切に行う必要がある。

⑫ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 02《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》を踏まえて、指標に基づく定量的な説明ができるよう、指標の設定の要否について改めて検討されたい。

意見 03《財産処分の制限に関するフォローアップ》を踏まえて、補助金交付後約 2 年経過時点から、市が定める期間が経過するまでの間においても、市に無断での財産処分を見逃すリスクに対処するため、2 年経過時点における現地調査時に、処分年限までに処分した場合は市側に報告を求めることについて、補助事業者に対し改めて指導を徹底するなどの対応を検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(27) 民有林再生支援事業費

① 概要

管理番号	277
事業名	民有林再生支援事業費
所管課	森林再生課
根拠法令等	農林業等に関する補助金交付規則
補助金交付要綱の有無	農林業等に関する補助金交付要綱
目的	本市の農林業等の振興を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：林業振興事業 補助率：事業の種類により 10 分の 6 以内、3 分の 2 以内、10 分の 7 以内、10 分の 7.5 以内、10 分の 8 以内のいずれか（社会情勢を踏まえると適正な森林整備が困難な状況であり、事業目的の達成のため 50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成 19 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、紙面交付）
制度内容の見直し	令和 5 年度に見直しを実施して、令和 6 年度から施行した。竹林伐採後の植栽等に対する別途補助制度（里山の森再生支援事業）の創設に合わせ、竹林伐採に係る補助について新設補助制度へ移管した。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

	七 環境の保全を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、適正な森林整備により、森林の公益的機能が維持されている。 定量的な効果は以下のとおりである。			
	令和 6 年度実績 民有林整備面積 165.25ha			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	60,000	-	-	60,000
決算額	30,630	-	-	30,630

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、事業範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

補助事業者者に消費税等申告状況報告書の提出を求め、内容検討の結果、課税事業者に該当した場合、税抜き金額の補助金を交付する事務となっている。

⑥ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、補助金交付要綱に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

意見 07《消費税相当額の取扱いに関する規定の明記》を踏まえて、補助金交付要綱に消費税の取扱いに関する規定を設けることを検討されたい。

(28) 金沢ボランティア大 schools 校費

① 概要

管理番号	300
事業名	金沢ボランティア大 schools 校費
所管課	市民協働推進課

④ 市職員の派遣に関する事務

公益法人等派遣法に基づく派遣を実施しており、派遣条例や派遣規則に規定される手続を実施している。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・ボランティア講座の開設
社会的ニーズの高い分野におけるボランティアの年間を通じた育成など
・ボランティア教養講座
セミナー、フォーラム、オーブンキャンパスの開催
・ボランティア活動支援
メール配信、ボランティア大学校フェスタ、出前講座の開催など

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)						
科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末	
流動資産計	1,378	1,655	3,025	4,299	1,407	
固定資産計	17,735	17,735	17,735	17,735	17,735	
資産合計	19,113	19,390	20,760	22,034	19,142	
流動負債計	1,378	1,655	3,025	4,299	1,407	
固定負債計	-	-	-	-	-	
負債合計	1,378	1,655	3,025	4,299	1,407	
指定正味財産	17,735	17,735	17,735	17,735	17,735	
一般正味財産	-	-	-	-	-	
正味財産計	17,735	17,735	17,735	17,735	17,735	
負債及び正味	19,113	19,390	20,760	22,034	19,142	
財産合計						

固定資産は、基本財産及び特定資産であり、令和 6 年度末においては基本財産である定期預金 10,000 千円及び特定資産であるふれあい基金 7,735 千円から構成されている。正味財産計は令和 2 年度末から令和 6 年度末まで横ばいである。

⑧ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	多様なボランティア活動に対応できる人材を養成するとともに、ボランティアの普及啓発を図る団体の運営に資するため。
補助対象・補助率	補助対象：金沢ボランティア大学校にかかる経費の概ねすべてが対象 補助率：95.76%（交付先が、公益性が高く収益が生じない事業等を行う団体のため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成 6 年度
終期設定の有無	設定していない。（毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している）
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 二 社会教育の推進を図る活動 三 まちづくりの推進を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、多様なボランティア活動に対応できる人材を養成するとともに、ボランティアの普及啓発を図ることに寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和 6 年度実績 令和 6 年度は、受講生 204 人を迎え、そのうち 170 人が修了した。修了生は、観光ガイドの団体等に加入してボランティア活動を行っている。
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	28,250 - - 28,250
決算額	27,861 - - 27,861

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は団体の運営に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

⑫ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

(29) 金沢健康福祉財団運営費補助

① 概要

管理番号	374
事業名	金沢健康福祉財団運営費補助
所管課	健康政策課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	市民の健康増進と福祉の向上に寄与する理念のもと、地域包括ケアシステム及び地域医療の推進を図るべく、行政と一体となった医療福祉サービスを実施する団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：金沢健康福祉財団事務局費（人件費・管理費） 補助率：40%
開始年度	令和元年度
終期設定の有無	設定していない。（毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している）
制度内容の公表方法	非公表（公募を想定していない）
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
補助事業の効果	定性的な効果として、行政と一体となった医療福祉サービスを実施し、市民の健康増進に寄与した。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績の一例 居宅介護支援事業 3,696件 訪問介護・日常生活支援総合事業訪問型サービス 利用時間数 10,513時間 訪問看護・介護予防訪問看護事業 11,485件
令和6年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）	
	交付額 国・県 特定財源 一般財源
予算額	26,082 - - 26,082
決算額	26,909 - - 26,909

（単位：千円）

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
受取会費	210	210	210	210	210
受取資料代	755	920	940	950	1,020
受取補助金等計	21,462	21,655	21,543	23,722	27,861
その他経常収益計	6	1	3	1	3
経常収益計	22,433	22,786	22,696	24,884	29,095
事業費計	14,585	14,458	13,778	15,570	17,388
管理費計	7,848	8,328	8,918	9,314	11,706
経常費用計	22,433	22,786	22,696	24,884	29,095
当期経常増減額	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-	-	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-
正味財産期末残高	17,735	17,735	17,735	17,735	17,735

当期経常増減額は令和2年度から令和6年度まで横ばいである。ボランティア講座の受講料に相当する受取資料代は、増加傾向にあるが、市から交付される補助金に比べると少額である状況が継続している。

⑨ 検出事項

団体の令和6年度決算において、経常収益計29,095千円に対し、受取補助金等が27,861千円を占めており、経常収益のほとんどが補助金となっており、自主財源となり得る会費等の合計は僅少である。中核事業である長期講座の受講料も、資料代実費相当の5,000円と設定されており、事業の収益化が図られていない状況である。

⑩ 問題点

自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。

⑪ 監査結果まとめ

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、外部有識者の助言を受け、グループワーク学習や体験学習を取り入れるなどカリキュラムの内容が充実している講座の受講料を見直すなど自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見33《自主財源の確保に関する指導》

今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

固定資産は、基本財産及び特定資産のほか建物やソフトウェアがあり、令和6年度末においては基本財産 117,275 千円、特定財産（減価償却、建物建設の積立資産）49,530 千円などから構成されている。一般正味財産は令和2年度末から令和6年度末にかけては、令和2年度末をピークに減少傾向にあり、特定資産への充当額は29,530 千円となっている。

⑧ 決算数値の推移（正味財産増減計算書科目）

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)					
科 目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
受託事業収益	472,084	515,546	507,672	501,211	587,331
介護保険事業収益	376,693	338,702	307,807	275,886	259,143
自主事業収益	2,455	1,797	1,663	2,764	2,591
その他	63,372	58,501	49,113	43,191	39,342
事業収益計	914,606	914,547	866,256	823,053	888,409
受取補助金等計	33,633	33,928	41,308	33,464	34,187
その他経常収益計	10,356	726	26,003	2,501	3,946
経常収益計	958,595	949,202	933,568	859,019	926,544
事業費	879,779	894,712	879,778	823,345	846,164
管理費	65,973	67,232	66,062	66,610	67,424
経常費用計	945,752	961,944	945,840	889,955	913,589
当期経常増減額	12,843	-12,741	-12,271	-30,935	12,955
当期経常外増減額	2,225	-30	968	-5,491	-
当期一般正味財産増減額	15,068	-12,772	-11,303	-36,427	12,955
当期指定正味財産増減額	-7,532	-7,380	-7,281	-7,277	-7,277
正味財産期末残高	497,245	477,092	458,507	414,802	420,479

事業収益計は、令和5年度が最も少額であるが、令和6年度は888,409 千円まで回復した。その主因は市からの受託事業収益の増加である。一方で、介護保険事業収益は令和2年度から令和6年度まで減少傾向である。受取補助金等計 34,187 千円のうち、市から交付される補助金は26,909 千円である。

⑨ 検出事項

令和6年度の決算において、経常収益計 926,544 千円のうち、市から交付される補助金は26,909 千円であるが、補助金以外で、市からの受託事業受託料収益が587,331 千円あるなど、市から受け取る収益が占める比重が高い状況にある。加えて、これまで法人の中核として一定の収益を生んできた介護保険事業については、医療・介護人材の不足と営利性を追求する民間事業者の台頭及び社会保険費の増加抑制による介護保険制度改正の実施により、その規模を縮小しなければならない状況下にある。

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
補助事業の目的に即して補助事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は団体の運営に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

公益法人等派遣法に基づく派遣を実施しており、派遣条例や派遣規則に規定される手続を実施している。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の事業内容は以下のとおりである。

・市受託事業 急病診療事業、学校保健事業、健康増進事業など ・自主事業 居宅介護支援事業、訪問介護・日常生活支援総合事業訪問型サービス、訪問看護・介護予防訪問看護事業など
--

⑦ 決算数値の推移（貸借対照表科目）

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)					
科 目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末
流動資産計	362,899	363,490	339,552	301,691	297,349
固定資産計	228,502	213,518	225,352	207,362	193,994
資産合計	591,401	577,008	564,904	509,054	491,343
流動負債計	94,156	99,916	106,396	94,251	70,863
固定負債計	-	-	-	-	-
負債合計	94,156	99,916	106,396	94,251	70,863
指定正味財産	146,493	139,112	131,830	124,552	137,275
一般正味財産	350,752	337,979	326,676	290,249	283,204
正味財産計	497,245	477,092	458,507	414,802	420,479
負債及び正味財産合計	591,401	577,008	564,904	509,054	491,343

補助事業の効果	定性的な効果として、児童クラブ施設設置の環境改善に寄与した。 定量的な効果として、待機児童の減少が挙げられる。 令和 6 年度 24 人（前年比 11 人減）			
	令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）			
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	14,000	-	-	14,000
決算額	17,150	-	-	17,150

- ② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務
当該補助金は、財務事務の時間的都合上、次年度予算要求の段階で、補助金要望者から要望を聴取している。要望を受けたからといって、必ずしも補助対象となるわけではなく、原則、事前協議を行い、予算を確保したものが補助対象となる旨を市のウェブサイトに掲載している運営の手引きに記載している。補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。
- ③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務
補助事業実施のおおむね 2 年後に、市補規第 20 条第 3 項及び市補規規程第 4 条の規定による現地調査を行っている。
- ④ 市職員の派遣に関する事務
該当なし。
- ⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務
該当なし。
- ⑥ 参考事項
意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの要否について改めて検討されたい。
意見 03《財産処分に関するフォローアップ》を踏まえて、補助金交付後約 2 年経過時点から、市が定める期間が経過するまでの間においても、市に無断での財産処分を見逃すリスクに対処するため、2 年経過時点における現地調査時に、処分年限までに処分した場合は市側に報告を求めることについて、補助事業者に対し改めて指導を徹底するなどの対応を検討されたい。
意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

- ⑩ 問題点
自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。
- ⑪ 監査結果まとめ
今後の団体との協議等において、最終的に市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、収益性の高い自主事業を重点的に実施するなど恒久的な自主財源の確保実現に向けた取組を推進するよう指導することが望ましい。
- 意見 34《自主財源の確保に関する指導》
今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。
- ⑫ 参考事項
意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の要否について改めて検討されたい。

(30) 児童クラブ施設整備費補助

管理番号	393
事業名	児童クラブ施設整備費補助
所管課	子育て支援課
根拠法令等	子ども・子育て支援交付金交付要綱（こども家庭庁）
補助金交付要綱の有無	放課後児童クラブ施設整備費等補助基準
目的	児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るため。
補助対象・補助率	補助対象：施設整備（修繕）に係る経費（100,000 円以上のものに限る） 補助率：2/3（補助上限 2,500,000 円）（国の制度と整合させるため、50％を超える補助率を設定）
開始年度	昭和 56 年度
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト掲載の運営の手引き）
制度内容の見直し	国の制度変更がある都度見直しを行う。
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表十三 子どもの健全育成を図る活動

(31) 私道整備事業費補助

① 概要

管理番号	483			
事業名	私道整備事業費補助			
所管課	道路管理課			
根拠法令等	該当なし			
補助金交付要綱の有無	金沢市私道整備費補助金交付要綱			
目的	生活環境の整備向上のため。			
補助対象・補助率	補助対象： 私道の整備費（舗装、側溝、擁壁、橋、防護柵の補修等） 補助率： 道路法に規定する道路に準ずる公共性の高い私道 8/10 それ以外の私道（幅員 1.8m 以上） 5/10 （他都市の動向を踏まえ、補助率を整合させるため 50%を超える補助率を設定）			
開始年度	昭和 50 年度			
終期設定の有無	目的の達成のためには継続的な実施が必要であるため、設定していない。			
制度内容の公表方法	公表（市のウェブサイト、紙面交付）			
制度内容の見直し	平成 27 年度に補助率の見直しを実施し、「道路法に規定する道路に準ずる公共性の高い私道」に該当しない「それ以外の私道」について、7/10 から 5/10 へ引き下げた。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第 2 条別表 三 まちづくりの推進を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、道路施設の整備が、地元住民の生活環境の改善に寄与した。 しかし、このような効果に関する指標の把握が困難であるため、定量的な効果は、設定していない。			
令和 6 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	9,000	-	-	9,000
決算額	6,880	-	-	6,880

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

当該補助金は、財務事務の時間的都合上、次年度予算要求の段階で、補助金要望者から要望を聴取している。要望を受けたらといって、必ずしも補助対象となるわけではなく、要望を受けて、資料の検証や現地調査を行い、補助金交付による事業の可

否について判断する旨を市のウェブサイトに掲載している。補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。現地調査は原則全て行っており、工事範囲、内容等を確認のうえ補助事業の必要性を判断している。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

該当なし。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 参考事項

意見 01《補助金制度の抜本的な見直し》を踏まえて、終期、限度額、補助率といった補助金制度の抜本的な見直しの可否について改めて検討されたい。

意見 02《補助金制度の抜本的な見直しに使用する指標》を踏まえて、指標に基づく定量的な説明ができるよう、指標の設定の可否について改めて検討されたい。

意見 05《補助金に係る事務事業における金沢市暴力団排除条例第 6 条の措置》を踏まえて、関係する条例、規則に暴力団等の排除条項を設けるなど、市暴排条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討されたい。

(32) 金沢子ども科学財団運営費補助

① 概要

管理番号	508
事業名	金沢子ども科学財団運営費補助
所管課	学校指導課
根拠法令等	該当なし
補助金交付要綱の有無	該当なし
目的	小・中学生の課外における科学的活動などを支援するとともに、その普及・発展に努める団体を支援するため。
補助対象・補助率	補助対象：運営費総額から自主財源や受益者負担等を差し引いた不足額 補助率：設定なし（交付先が、公益性が高く収益が生じない事業等を行う団体のため、50%を超える補助率を設定）
開始年度	平成 12 年度

終期設定の有無	設定していない。(毎年度の経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しの結果、自己資金のみで財団運営や事業実施ができない状況が継続している)			
制度内容の公表方法	非公表 (公募を想定していない)			
制度内容の見直し	毎年度、経営改革実施計画の進捗確認や財務内容による交付額の見直しを実施している。			
公益性の該当規定	特定非営利活動促進法第2条別表 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 十五 科学技術の振興を図る活動			
補助事業の効果	定性的な効果として、市内在住の小中学校児童生徒に科学する楽しさを感じる機会を提供することで、科学する心が育ち、ひいては科学的な思考力及び洞察力を養い、将来的に郷土の偉大な先人科学者に恥じない人材の輩出が期待できる。 定量的な効果は以下のとおりである。 令和6年度実績 出前科学スクーール46回実施し、参加者1,000人など			
令和6年度における補助金交付額とその財源 (金額単位：千円)				
	交付額	国・県	特定財源	一般財源
予算額	36,723	-	-	36,723
決算額	35,043	-	-	35,043

② 市補規に規定される補助金の申請から実績報告までの事務

補助事業の目的に即した事業を実施しているか否かについて関連資料を検証し、必要に応じて補助事業者への内容照会を実施している。本補助事業は団体の運営に係るものであり現地調査は想定されないが、今後必要が生じた場合は実施を検討する。

③ 補助事業による財産の取得や効用の増加がある場合の事務

該当なし。

④ 市職員の派遣に関する事務

公益法人等派遣法に基づく派遣を実施しており、派遣条例や派遣規則に規定される手続を実施している。

⑤ 仕入控除税額の報告に関する事務

該当なし。

⑥ 団体の事業内容

団体の主な事業内容は以下のとおりである。

・教育事業 科学教室、算数・数学チャレンジクラブ、子ども科学スタジオなど ・普及啓発事業 科学研究作品展、科学研究口頭発表会など ・特別事業 ジュニア科学者育成事業

⑦ 決算数値の推移(貸借対照表科目)

貸借対照表科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位:千円)						
科目	R2d 末	R3d 末	R4d 末	R5d 末	R6d 末	
流動資産計	3,072	4,262	4,367	4,217	3,832	
固定資産計	193,193	192,464	191,479	189,929	188,323	
資産合計	196,265	196,727	195,846	194,146	192,155	
流動負債計	3,072	4,262	4,367	4,217	3,832	
固定負債計	-	-	-	-	-	
負債合計	3,072	4,262	4,367	4,217	3,832	
指定正味財産	193,193	192,464	191,479	189,929	188,323	
一般正味財産	-	-	-	-	-	
正味財産計	193,193	192,464	191,479	189,929	188,323	
負債及び正味財産合計	196,265	196,727	195,846	194,146	192,155	

固定資産は、基本財産及び特定資産であり、令和6年度末においては特定資産である子ども科学振興基金156,444千円などから構成されている。一般正味財産は令和2年度末から令和6年度末にかけて、零の状況が継続している。

⑧ 決算数値の推移(正味財産増減計算書科目)

正味財産増減計算書科目の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位:千円)						
科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d	
事業収益	932	1,384	1,526	1,851	2,204	
受取補助金等	30,591	33,322	33,574	36,825	37,443	
その他経常収益	1,788	1,301	1,474	1,529	2,015	
経常収益計	33,313	36,008	36,576	40,206	41,663	
事業費	20,702	22,531	23,423	26,702	27,138	
管理費	12,610	13,476	13,153	13,504	14,524	
経常費用計	33,313	36,008	36,576	40,206	41,663	
当期経常増減額	-	-	-	-	-	

科目	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-	-	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-119	-728	-985	-1,549	-1,605
正味財産期末残高	193,193	192,464	191,479	189,929	188,323

事業収益は増加傾向にある。受取補助金等のうち、市から交付された補助金は令和 6 年度においては 35,043 千円であり、東京応化科学技術振興財団など、市以外から交付された補助金が合計で 1,509 千円含まれている。令和 2 年度から令和 6 年度まで、指定正味財産の減少傾向が継続している。

⑨ 検出事項

令和 6 年度の決算において、経常収益計 41,663 千円のうち、市から交付された補助金は 35,043 千円と、市から受け取る収益が占める比重が高い状況にある。

⑩ 問題点

自主財源の確保について、更なる取組が必要な状況である。

⑪ 監査結果まとめ

今後の団体との協議等において、市が支出している補助金等の削減につなげる観点から、例えば、教育・科学振興を目的とする多様な補助金制度について、内容・募集時期・募集頻度といった情報を整理・一元管理する等により外部補助金の確実な獲得に向けた体制を整備するなど自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

意見 35《自主財源の確保に関する指導》
今後の団体との協議等において、自主財源の確保に資する取組を推進するよう指導することが望ましい。

⑫ 参考事項

意見 04《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》を踏まえて、補助金交付要綱の作成の可否について改めて検討されたい。

以上

令和8年(2026年)5月11日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄